

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1	設置の趣旨及び必要性	P2
2	学部・学科の特色	P7
3	学科の名称及び学位の名称	P9
4	教育課程の編成の考え方及び特色	P9
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P15
6	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	P18
7	実習の具体的計画	P20
8	取得可能な資格	P28
9	入学者選抜の概要	P28
10	教員組織の編成の考え方及び特色	P32
11	施設、設備等の整備計画	P33
12	2以上の校舎で教育を行う場合の具体的計画	P37
13	管理運営	P39
14	自己点検・評価	P40
15	情報の公表	P42
16	教育内容の改善を図るための組織的な研修等	P44
17	社会的・職業自立に関する指導及び体制	P47

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 和歌山保健医療学部看護学科設置の経緯

(1) 学校法人平成医療学園の沿革と和歌山保健医療学部看護学科設置の経緯

「学校法人平成医療学園」（大阪市北区）は、平成 12（2000）年 4 月に、全国に約 4,100 人（令和 3（2021）年 1 月現在）の会員を持つ「全国柔整鍼灸協同組合」（理事長 岸野雅方）が母体となり、柔道整復・はり・きゆう・あん摩マッサージ指圧の施術を行っている治療家たちが、自らの後継者を自らの手で育てようという理念に基づき、厚生省（現厚生労働省）から柔道整復師養成施設の認可を受け、「平成柔道整復専門学院」（大阪市北区）を開設した。いわゆる、発足当時から産・学が連携し、次世代の職業人を育成する学園である。本学園は、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を教育理念として技術のみならず、医療人・職業人としての人間性豊かな人材の育成に努めてきた。

平成 12（2000）年に平成柔道整復専門学院として開校した本学院は、平成 13（2001）年に大阪府の認可を得て「学校法人平成医療学園」となり「平成医療学園専門学校」に改称以来、着実に発展を遂げ、現在では柔道整復師、鍼灸師を養成する専門学校の入学定員において日本最大規模の養成校となっている。

また、平成 17（2005）年度には、「横浜医療専門学院」（横浜市神奈川区）を開設し、関東にも治療家たちの後継者育成の場を設けた。（「横浜医療専門学院」は平成 19（2007）年に専修学校認可を受け「横浜医療専門学校」に改称している。）

平成 18（2006）年に平成医療学園専門学校に東洋療法教員養成学科を設置した。さらに、平成 21（2009）年には、「なにわ歯科衛生専門学校」（大阪市北区）を開設し、歯科衛生士の養成を行っている。

平成 23（2011）年には、これまでの専修学校教育を発展させ、より高度化、複雑化、細分化、多様化する医療現場の要望や環境に即した理学療法士、柔道整復師及び鍼灸師の養成を図ることを目的に、「宝塚医療大学（以下「本学」という。）」を兵庫県宝塚市に開設し、1 学部（保健医療学部）3 学科（理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科）を設置した。

令和 2（2020）年 4 月に、和歌山県の誘致及び県の業界団体からの要請を受け、和歌山県における高度な知識・技術を持つリハビリテーション専門職の養成及び県内の医療施設等への人材供給を目的として和歌山保健医療学部（以下「本学部」という。）リハビリテーション学科（和歌山県和歌山市）を新たに開設した。

この度、和歌山県内での看護職が不足している現状と将来的な看護師の必要性が高まること、看護師養成の主流が 3 年制専門学校から 4 年制大学に移行しつつあることから、新たに 4 年生大学で看護師養成を行うべく「看護学科（以下「本学科」という。）」の設置を計画した。

設置計画に当たっては、既存の和歌山保健医療学部の校舎及び令和 3 年で募集を停止し、令和 6 年度で廃校を予定している「和歌山看護専門学校」の校舎及び施設設備を活用しながら、新たに教育研究のための施設、設備を整備する。また、学士力を裏付ける豊かな教養と看護師としての専門知識、技術を有し、生涯にわたり自律して自己研鑽を重ねていく能力を養うための教育課程を設ける。本学科の設置をとおして、我が国、特に地域における医療、保健、福祉の向上に貢献することを目指す。

(2) 社会背景

科学技術が高度に発展した我が国では、人々の生活は豊かになり、長寿化が進んでいる。

生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（15 歳未満）が減少傾向の中で、65 歳以上の高齢者は著しく増加し、平成 30（2018）年には、高齢者世帯における家族構成は単独世帯や高齢者のみの夫婦世帯が過半数を超えている（国立社会保障・人口問題研究所人口統計資料集 2020 年版）。また、団塊の世代といわれる「戦後のベビーブーム世代」は、平成 19（2007）年に 60 歳を迎えており、令和 4（2022）年には、75 歳以上に達するなど、老年人口の急激な増加による人口構造の急激な変化が予測されている。

以上のような少子・高齢化、社会構造の変化に加え、労働形態の変革、自然環境の変化、世界

的な感染症の拡大などにより疾病構造が大きく変化し、それに対応する医療の内容や形態が複雑多様化している。

このような中で、社会からの信頼を得て、現代社会のニーズに対応することのできる医療技術専門職には、豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観・道徳心、専門的な知識と技術、論理的思考力、高い創造性、自ら課題を発見し解決する能力を有することが強く求められている。

少子高齢化が進む 21 世紀において活力ある社会を実現するためには、国民一人一人が健康向上に向けて積極的に取り込んでいかなければならない。子どもから高齢者にいたる幅広い層の人々の健康増進や、心身の健康の改善を含めた QOL (Quality of Life 生活の質) の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活の実現に貢献できる、健康を支援することができる感性豊かな人材の育成が求められる。

現代社会における保健・医療は、国民一人ひとりの個性的な人間的成長を支持し、身体と心の面のみでなく、社会生活の面をも含めた総合的な健康の保持増進が求められている。さらに、急速な高齢化社会の到来と生活習慣病の増加等に伴う疾病構造の変化に対応するために、医学はめざましく進化・変貌し、医療技術は著しく高度化かつ専門化しつつあり、医療に携わる専門職の果たす役割はますます重要となっている。そして、他職種の医療技術専門職と連携し、主体的に行動できる幅広い知識と確かな技術に基づいた調整能力等を身につけ、患者との全人的な対応を可能とする豊かな人間性を備えた人材育成が求められている。すなわち、専門分野における科学的思考力と適切な判断力、高い創造性、問題解決能力を有する専門職の養成が急務となっている。

このような時代背景に則って、医療技術分野の学問の体系化を図り、より高い資質の臨床家、教育者及び研究者を養成することは国民の医療・保健・健康・福祉にとっても期待は大きく、時代の趨勢にも叶ったものである。

このことから、医療・保健・健康・福祉に携わる専門職を養成する本学部にすでに設置されている、リハビリテーション学科に加えて、本学科を新たに設置し、さらなる充実を図るものである。

1-2 和歌山保健医療学部看護学科の設置の趣旨

(1) 全国的な背景

① これからの日本社会における課題

医療技術、保健衛生技術が高度に発達した我が国では、人々の生活は豊かになり、長寿化が進んでいる。これを受けて、平成 29 (2017) 年に、政府によって「人生 100 年時代構想会議」が設置され、人生 100 年時代を見据えた経済社会システムを創り上げるためのグランドデザインが協議、検討され、平成 30 (2018) 年 6 月に「人づくり革命基本構想」が取りまとめられ、国民一人ひとりが生涯にわたって学び、活躍できる社会の創出に向けた方針が示された。

また、高齢化が一層進む中で、心身に問題 (疾病) を有し、要介護・要支援状態あるいは寝たきりの状態にある高齢者が急増する中で、住み慣れた地域で人間性尊厳を保ちながら人生最後まで生き生きとした生活を継続できる社会の構築が求められている。

② 看護師に対する社会の要請

急速な高齢化社会の到来に伴う疾病構造の変化に対応するために、医療技術は医学のめざましい進化とともに高度な専門性が必要とされ、医師とともに医療に携わる看護師の果たす役割はますます重要となっている。高齢化社会に伴う医療、保健、福祉は、今以上のチーム医療が必要とされる。医師や看護師及び医療技術職による相互連携が必要とされ、体系的、主体的に行動できる幅広い知識と確かな技術に基づいた豊かな人間性を備えた人材育成が求められる。また、地域包括ケアシステムの推進を受けて、地域や高齢者のニーズを把握し、急性期、回復期はもとより、在宅における生活支援まで対応できる幅広い知識を有した看護師が求められる。さらに、それぞれの専門分野における科学的思考力と適切な判断力、高い創造性、問題解決能力を有する看護師の養成が急務となっている。

③ 「人生 100 年時代構想」を見据えた看護師の育成

病院施設では、チーム医療での対応が推進されている一方で、入院期間は短縮され、高度な治療を受ける以外は在宅での療養が主流となってきた。一旦高度な治療が完了した患者であっても、定期的な健診を受診するとともに、健康管理・身体機能の維持、向上をめざし、訪問看護、通所・在宅リハビリテーションを行うことで、健康寿命の延長に重要な役割を果たすと考えてられており、看護師・リハビリテーション専門職への需要は年々高まる傾向にある。

今後、健康寿命延長に伴いますます必要とされる専門職である看護師とリハビリテーション専門職が、同じ保健医療学部で学ぶことは、将来の連携にとって意義が大きい。

高い資質を持つ医療技術者の養成は、これからの社会の変化に対応できる人材が必要であり、すべての医療現場及び福祉現場で強く求められており、大学における体系的な教育課程の下、地域に根ざした活動を行い、自ら問題解決をする能力を有した人材の養成が必要である。

④ 日本看護協会の要望

公益社団法人日本看護協会が、平成 28 (2016) 年 4 月に文部科学省高等教育長宛に提出した「看護職の人材に関する要望書」において、患者像・利用者像の変化及び医療提供体制の改革や地域包括ケアシステムなどの看護を取り巻く状況の大きな変化を背景として、重点要望事項として「大学における質の高い看護学教育課程の推進」が挙げられている。

(2) 和歌山県における看護師養成の必要性

① 和歌山県の「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 6 月）」

和歌山県においては、「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 6 月）」を策定しており、その中で、具体的施策である高等教育機関の充実において、「地域を支える専門職としての技術を身につけ、卒業後も県内定着が期待できる「薬学部」設置を進めるとともに、看護大学の誘致を推進する」としている。令和 2 (2020) 年 3 月改定では、「基本目標 3「いのちを守る」の「2 医療の充実と健康の維持」の項では、実施する主な施策として、医療従事者の育成・確保を挙げ、新たな高等教育機関の設置・誘致を行うことを挙げている。これらのことから、和歌山県内における医療従事者の養成について、県内での就職及び定着を期待しながら、養成機関の設置・誘致について積極的に活動する意図がうかがえる。

② 第七次和歌山県保健医療計画（平成 30 年 3 月）

また、第七次和歌山県保健医療計画（平成 30 年 3 月）では、看護職の現状と課題において、ナースセンターにおける平成 28 (2016) 年度中の有効求人倍率が 6.5 倍程度で推移していることなどから、県内の各施設が求める看護職員が十分に確保できていない状況であることが指摘されている。今後さらなる高齢化の進展や人口減少に対応するため、将来の医療需要を見据えながら必要な看護職を確保する必要があるとしており、看護職確保対策の一つである県内看護職の養成については、新たな大学の開設を数値目標設定の考え方としている。これにより、和歌山県内において、将来にわたって看護師の養成と和歌山県内での就職が望まれていることが明らかである。

(3) 総括

以上のことから、本学科の設置は、地域、社会の要請に添ったものであり、ひいては我が国、特に地域における医療、保健、福祉の向上に貢献できるものとする。

1-3 和歌山保健医療学部看護学科の設置の必要性

(1) 今回、本学が新学科の設置を計画している和歌山県においては、昭和 60 (1985) 年にピークであった人口 108.7 万人が平成 27 (2015) 年では 96.4 万人まで減少しており、令和 37 (2055) 年には 57.2 万人にまで減少することが予想されている。【資料 1-1】これは、全国的な傾向である少子高齢化に加え、若年人口の県外流出が大きな一因となっている。「平成 29 年度県勢編（指標からみた和歌山県のすがた）」【資料 1-2】によると、和歌山県における県外大学・短大への進学割合について、平成 28 (2016) 年 4 月高等学校入学者の大学・短大への進学者のうち 86.1%が県外の大

学・短大に進学しており、全国ワースト1位である。このことから、若年人口及び将来の労働人口の県外流出が大きな問題となっている。

(2) 和歌山県及び和歌山市では、進学に伴う県外流出に歯止めをかけるべく、和歌山市内への大学の誘致及び学部等の増設支援を行っており、下の(表1)のとおり大学の誘致等が決定し、その一部がすでに開学しており、県・市が一体となって地域の要請に添った大学の誘致等に努めている。

(表1) 和歌山県における大学等の誘致等の状況

大学名	学部名	入学定員	開設年月
東京医療保健大学	和歌山看護学部	90人	平成30(2018)年4月
和歌山信愛大学	教育学部	80人	平成31(2019)年4月
宝塚医療大学	和歌山保健医療学部	100人	令和2(2020)年4月
和歌山県立医科大学	薬学部	100人	令和3(2021)年4月

(3) 和歌山県の高校卒業者数は平成27(2015)年以降の5年間で9,102人から8,715人と減少傾向にあるが、卒業後の進学状況(進学率)を見ると、

	平成27年3月	⇒	令和元年3月
大学(学部)	41.0%	⇒	43.4%
短期大学(本科)	6.2%	⇒	4.8%
専修学校(専門課程)	19.0%	⇒	17.5%

というように、大学のみが上昇し短期大学・専門学校は下降している。【資料1-3】

また、和歌山県福祉保健部健康局医務課調査によると、県内高校卒業者の看護師養成学校進学状況については、過去4年間(平成28年～令和元年)で、

- ①大学進学者数は、県内の大学進学者数が89名増え、県外の大学進学者数が24名減少、合計で65名増えた。これは平成30(2018)年に東京医療保健大学和歌山看護学部が開設されたためである。
- ②専門学校(3年課程)進学者数は、県内進学者数が52名減少、県外進学者数が10名減少で合計62名減少した。
- ③短期大学・専門学校(3年課程以外)進学者数は、11名減少した。

という結果となっている【資料1-4】。東京医療保健大学和歌山看護学部の平成31(2019)年度入試での志願者数を492人で入学定員の5.5倍となっており、県内の看護学部への進学ニーズはかなり高いことが窺える。

18歳人口の推移については、和歌山県の場合、今後10年間(令和2(2020)年から令和12(2030)年まで)で18.4ポイントの減少と推計されており、同推計による近畿地方の12ポイント、全国の10.2ポイントを上回っている【資料1-5】が、県内においても重要な問題である超高齢化社会への対応を見据え、医療を通じて地域社会へ貢献するため看護師を養成する必要がある。

和歌山県の地域医療構想では、令和7(2025)年には高齢者の増加に伴い、回復期病床が約2,000床不足すると予想されている。在宅医療等の地域包括ケアシステムの充実は不可欠であり、看護師の需要はより一層高まることが予想されている。

これらのことから、和歌山県において4年制大学で看護師を育成する必要性は高い。

1-4 人材養成の目的

大学として人材養成を行う理由

現在の医療現場においては、医療技術は高度に複雑化し、日々進歩している。看護師として現場の医療に携わるためには、3年間の看護教育では、在学中に相当過密なカリキュラムで知識・技術を身につけることが必要となってきた。修得しなければならない知識や技術は膨大であり、3年間

の教育課程では、学生が学習できる内容に限界があると考えられる。

医療は、日々進歩することに加えて、予測不能な災害や新型の感染症など、これまでの知識・技術をそのままあてはめたのでは解決できない事態への対応も求められる。看護師として基礎的な知識と技術を持ち、それを確実に実践できることを前提とした上で、現場で起こる様々な事象や状況において適切な対応ができるように、それまでに身につけた基礎的な知識・技術を応用していく力が必要である。

さらに、今後の医療技術等の進歩に応じて自らが新しい知識・技術を積極的に学び、吸収していく力、加えて看護を探究する姿勢とそれを実践できる力を備えなければならない。単に現行の知識・技術を教育するのみではなく、看護を探究し、継続的に自己研鑽していく力を身につけさせる必要がある。高度な知識・技術及び自律して自己研鑽を重ねていく能力を育成するためには、4年制大学における一層高度な教育内容と学修期間が必要と考える。

このような人材を養成するためには、看護の知識・技術を教授するだけでなく、高い倫理観と豊かな人間力を涵養する教育が必要である。

本学では、大学の建学の精神を「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」としている。まさしく、高度な専門的な知識・技術の修得と併せて、こうした高い人間力の涵養を重視した教育は、本学の目的とするところである。

大学の建学の精神に則り、本学科の目的は、人間性豊かな幅広い教養、生命を尊重する高い倫理観、高い創造性、論理的思考力、問題発見・解決の能力、強い使命感と責任感を有し生涯にわたり学び続ける意思と能力を持った看護職者を養成すること、またその養成を通じて、医療チームの一員として他職と協働しながら、医療・保健・健康・福祉の向上及び地域医療への貢献に資することとする。

大学における4年間の学びを経て身につけるべき能力である学士力について、中央教育審議会報告書「学士課程教育の構築に向けて（中央教育審議会大学分科会制度・教育部会、平成20年3月25日）」にその内容が明記されている。それによると「学士力」とは、学士課程の各専攻分野を通じて培う力であり、教養を身につけた市民として行動できる能力である。具体的には、「1. 知識・理解」、「2. 汎用的技能」、「3. 態度・志向性」、「4. 統合的な学習経験と創造的思考力」の4つがあげられている。「1. 知識・理解」には、いわゆる一般教養科目群と専攻する特定の学問分野における基本的な知識が、「2. 汎用的技能」には、コミュニケーション技術、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力が、「3. 態度・志向性」には、倫理観、社会的責任、生涯学習力が含まれている。

「4. 統合的な学習経験と創造的思考力」は、これまでに獲得した知識・技能・態度などを総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」とされている。

学士力はどのような学士課程の専攻分野であっても身につけることが求められる能力であることから、学士力をふまえて、本学科の目的に基づき、本学科における人材養成の目的を次のとおり定める。

(1) 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけた人材

看護の対象となる者は、様々な社会、文化を背景としている。こうした対象者やその家族と接するために、人文、自然、社会に関する一般教養をはじめ、外国語、情報処理能力、保健体育及び総合的な基礎教育等を重視し、幅広い教養を有した豊かな人間性を身につけさせるとともに、保健、医療及び福祉に関する知識を教授する。更に、対象者との十分な信頼関係を築き、生命の尊厳を守る高い倫理観、法令を遵守し、社会的規範に従いながら、対象者や家族の視点に立つことができる看護師を養成する。

(2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけた人材

看護師はチーム医療の一員として活躍することが期待されている。医療、保健、福祉の現場において、看護に関する科学的な知識・技術に基づいた看護を実践できることが前提となる。科学的な知識とは体系的に整理された知識、原理・原則等で、この知識によって看護実践をより広い

視野で総合的に判断し応用することができる。技術とは、知識を行動に変えるための方法であり、看護では知識に加えて実践できる技術が求められる。さらに、対象者との信頼関係が築けるような態度が加わって、看護実践は展開される。基本的ではあるが、この3要素を踏まえて、看護を実践できることが看護師として必要である。質の高い看護をシームレスに提供できる、科学的な看護の知識・技術・態度を十分に身につけた看護師を養成する。

(3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる人材

看護の方法を科学的根拠に基づいて、論理的に思考した上で実践できる看護師を養成する。対象者の状況を正しく判断し、多様化する医療の中で何が対象者のために効果的で有効なのか、論理的に判断できる人材を養成する。

医療は日々高度に進歩している。また、人々の行動様式や習慣も社会の中で変化し、看護技術も最適な方法が模索されながら実践されている。常に、科学的に最善の方法を追求しながら看護を実践できる人材を養成する。対象者に興味を持ち、多角的に理解し、総合的に考察することによって対象者に寄り添った看護を考えて実践できる能力を持った人材を養成する。対象者の QOL を高めるために、何が必要なのか問題を分析し、創造性と新しい発想で解決策を見出せる基礎的な能力を持つ人材を養成する。

(4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探求し自己研鑽できる人材

看護に誇りを持ち、使命感と責任感を有し、看護を探求し創造するために必要な主体的な学修能力を持つ人材を養成する。自分自身のキャリアを描き自己研鑽を行い、生涯にわたって地域医療へ貢献するための基礎的な能力を持つ人材を養成する。

1-5 学位授与の方針

大学の目的、学科の目的、人材養成像から、ディプロマポリシーを次のように定める。

必要な単位を修得し、次の能力を有すると認められた者に、学士（看護学）の学位を授与する。

- (1) 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけている。
- (2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。
- (3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる。
- (4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探求し自己研鑽できる。

本学科における、建学の精神、教育理念と、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーのいわゆる3つのポリシーの関係性は、一貫したものとなっており【資料1-6】本学科が養成する人材像を明確にしている。

【資料1-1】和歌山県の人口推移

【資料1-2】平成29年度県勢編（資料から見た和歌山のすがた）抜粋

【資料1-3】和歌山県内の高校卒業者数と進学状況の推移

【資料1-4】和歌山県内の高校卒業者数の看護師養成学校進学状況の推移

【資料1-5】18歳人口の将来推計【全国近畿和歌山】

【資料1-6】宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科の教育理念-人材養成像-3つのポリシー

【資料1-7】宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科の教育理念-3つのポリシー関連図

2. 学部・学科の特色

本学科に期待されている機能は、本学科が定めた人材養成像に合致した専門職業人（看護師）の養

成、さらにその人材が地域社会に貢献することである。和歌山県で看護師を養成する 4 年制大学として、充実した教育を行い、卒業生を地域に送り出すことで最新の技術、知識を地域に還元することを教育の特色とする。

2-1 専門職業人の養成機能

(1) 将来を見据えた大学生生活の充実

本学科では、4 年間で取得できる国家試験受験資格は看護師のみに絞り、4 年間で学生全員が将来の看護師を目指して、学修することを支援する。学生には、卒業後のキャリアを早くから描いて模索や行動がとれるように指導を行う。1 年次のカリキュラムには少し余裕をもたせて、学生が将来に向けて、興味のあることや自分の強みになることが選択的に学修できるように工夫している。語学を極めたい、人への理解を深めたい、体力をつけたい、情報処理に強くなりたい、コミュニケーションが得意になりたい、など、幅広い教養を身につけるとともに、大学生として自ら学ぶ姿勢を指導し、大学生として予習復習の仕方、履修の仕方、サークル活動、ボランティア活動、アルバイトと、大学生生活全般にわたって指導を行い、将来の目標へのスタートを支援する。そのために、学生の自習スペース、開放的な図書館など、環境も整っている。

看護師として必要な倫理観や使命感、将来のキャリアや目標については、基礎ゼミナールの授業でディスカッションをとおして学修する。また、必修科目として「看護倫理学」を 1 年生後期に配置する。

各学年に担任 1 人、副担任 2 人は必ず配置するが、1 年生については大学生として生活がスタートできるように、助教や助手など、学生に近い立場の教員が必要時アドバイザーとして学生への支援に参加する。

2 年生以降は必修科目が多くなり、学修も専門性が高く、かつ臨地実習も始まるため、担任・副担任は少なくとも学期ごとに面接を行い、学修も含めた大学生生活をフォローする。本学科では、臨地実習も過密なスケジュールにならないように工夫し、修了した実習のまとめ、次の実習への準備が行えるようにしている。集大成となる看護の統合実習は、学生が自分の課題克服やより興味のある分野で展開できるように準備している。4 年生の後期には、学生が自分の将来に関連して、看護師としてより深く学んでおきたい科目を選んで学修できるように、看護の選択科目を準備している。

学生が、自分の目標に向かって、充実した大学生生活が行えるように支援する。

(2) シミュレーション学修による技術教育の充実

看護技術については、繰り返し臨地に近い設定で学修できることが理想である。本学科は、通常の実習に加えて、シミュレーション学修ができる実習室を別途備えており、臨地実習前や臨地実習中にも、学生が自主的に練習できるように開放する。臨地で体験可能な技術には制限があり、臨地だけでは不足する技術の練習が十分行えるように、シミュレーション設備を整えている。また、看護技術はひとつの項目ごとに学修するが、実際の場面ではいくつもの看護技術を組み合わせながら用いる必要がある。そこで、本学科では看護の知識と技術を実際の援助にどう生かすのか、事例によるシミュレーション学修を各専門領域で実施することによって、論理的に考えながら技術提供できる看護師を養成する。

4 年生の後期には、このシミュレーションによって看護技術を練習したのち、学生が技術を身につけることができているのか、確認の技術試験も実施する。

(3) 少人数教育

本学科においては、常に発展し、改善されていく看護ケアや看護システムなどに対応し、柔軟で高度な能力を有する看護師を養成するため、少人数教育を実施する。

本学科は、入学定員 50 人としており、小規模な学科人数によるきめ細かな教育及び指導を行い、教育効果の向上を目指す。

さらに、本学部の中にリハビリテーション学科と本学科があることにより、医療チームの一員としての自覚を高める。

入院時から退院後の地域社会への復帰まで、広く患者の自立した生活を支援するリハビリテーションは、対象者の能力を最大限に生かし、対象者の希望に寄り添いながら生活の視点で人を支える点で、看護と共通している。看護師とリハビリテーション専門職は、チーム医療として連携する専門職の中でも、対象者に直接接しながら、生活を重視して一緒に関わることが多い。このような2学科が一緒に切磋琢磨して学修する環境は、専門職としての視野を広げ、変化と多様性に富む地域社会に貢献できる看護実践能力の育成に役立つ。

(4) 実習環境の充実

本学科では、病棟で患者を受け持って看護を展開する実習においては、小児看護学と母性看護学以外は、和歌山県立医科大学附属病院において、一斉、もしくはローテーションで実習を行う。該当する主な科目は「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「成人高齢者看護学実習Ⅰ・Ⅱ」である。学生全員が同じ学修環境のもと実習が可能で、指導の連携もとりやすく、効果的な臨地実習体制がとれている。

さらに、地元の中核病院である和歌山ろうさい病院、済生会和歌山病院の協力により、地域とのつながりの中で、退院を支援するリハビリテーションや地域連携の実際、退院支援なども学修できる環境を整えられている。

2-2 地域医療と連携した養成機能

本学科では豊富な臨地実習施設での実習をとおして、地域医療の中核を担う看護師を養成する。

和歌山県及び和歌山県病院協会の協力により、病院や訪問看護サービス、高齢者介護施設など、看護師が必要とされる様々な場所で実習経験が積めるように、和歌山県立医科大学附属病院、和歌山ろうさい病院、済生会和歌山病院を中心に実習施設が豊富に準備されている。これにより、特定機能病院における最先端医療現場における看護から在宅看護まで、幅広く対応する実践力を身につけ、地域が求める、多様化する医療ニーズにこたえられる看護師を育成する。

3. 学科の名称及び学位の名称

3-1 学科の名称

和歌山保健医療学部という、保健・医療全般を視野に入れる学部にあつて、学科は、専門職として質の高い看護師を養成し、看護学を教育研究の対象とすることから、「看護学科」とする。

学部名称：和歌山保健医療学部

英訳名称：Wakayama Faculty of Health Care Sciences

学科名称：看護学科

英訳名称：Department of Nursing

3-2 学位の名称

看護学を教育研究の対象とする分野であることから、以下のとおりとする。英訳名称については、国際的な通用性に鑑みて以下の名称とする。

学位の名称：学士（看護学）

英訳名称：Bachelor of Nursing

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 カリキュラムポリシー

カリキュラムは、学部共通科目、専門基礎科目、専門科目を配置し、それぞれの講義・演習・実習を通じて、本学の理念である「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を基盤に前述のディプロマ

ポリシーに基づき、カリキュラムを次の方針にしたがって策定する。

(1) 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心の育成

看護学の基本的な知識を理解するためには、その知識の意味を人文科学、社会科学、自然科学および多文化・異文化に関する知識と関連付けて理解することが必要となる。看護の対象である人や人が置かれている社会環境について理解するために、「心理学」「日本国憲法」「社会福祉学」を、医療との関連も深く現代の社会における教養として求められている「統計学」「情報処理演習Ⅰ」を、医療に必要な「コミュニケーション演習」「医学英語Ⅰ」を、学生の健康作りのために「体育実技Ⅰ」の科目を必修として設置している。医療人としての幅広い教養を養い、豊かな人間性を育成する観点から、学部共通科目として、その他にも、「哲学」「文化人類学」「生物学」など、人文・社会・自然の分野から選択できるように一般教育科目を配置している。また、看護師として必要な倫理観や道徳心を初年度から育成するため、1年次に「看護倫理学」を必修として配置した。1年次には「基礎ゼミナール」「看護学概論」においても、倫理観や道徳心を涵養する。1年次に倫理観をしっかりと養っておくことによって、2年次以降の専門科目の演習・実習を通して倫理観や道徳心を深められるよう教育を行う。

(2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけた人材の育成

看護に必要な科学的な知識を体系的に理解するために、人体の構造や機能、病態生理とその治療や看護の方法など、健康・疾病・障害に関する基礎的な知識を修得するため、専門基礎科目において、「解剖学」「生理学」「生化学」「臨床栄養学」「薬理学」「病理学」「微生物学」「病態生理・治療学」の各科目を配置する。また、保健・医療・福祉に関する制度や支援方法に対する理解の増進に向けて、「公衆衛生学」「疫学」「関係法規」「社会保障制度」「医療情報学」などの科目を配置する。

専門科目では、最新の知見に基づき、看護を実践し得る専門知識と技術を教授するために、「看護の基礎科目」「看護の展開科目」の各科目群を講義・演習・実習と段階的に配置する。「看護の基礎科目」である「看護学概論」「基礎看護技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「看護過程論」「ヘルスアセスメント」「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」においては、看護師として必要な科学的知識と技術・態度について、実践に向けて必要な基礎的な内容を修得する。「看護の展開科目」では、「成人看護学」「高齢者看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」の科目ごとに、概論・各論で行う講義・演習をとおして、実践的な知識・技術・態度を修得する。「感染看護学」はどの領域においても共通して重要であり、かつ感染予防に関する知識は看護実践に不可欠であることから、基礎看護学実習Ⅱ・領域別の実習が開始される前の2年生後期に必修として配置した。「チーム医療論」は、現代の医療において、看護を実践するには不可欠な考え方であり、常にチームでどう展開するかを考えて実践に結び付けることができるように、領域別実習開始前の3年次前期に配置した。「看護理論と実践」は、学生の看護理論への興味を高めるため、看護理論の概要と理論が実践でどのように応用されているのかを理解するため領域別実習の前に配置した。

(3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる能力の育成

看護実践において不可欠な論理的に判断する能力は、学部共通科目、専門基礎科目から、専門科目へと学生の参加型授業を通じ育成する。看護を実践できる能力の育成のために臨地実習を展開する。「看護の展開科目」では、「成人・高齢者看護学実習」「小児看護学実習」「母性看護学実習」「精神看護学実習」「地域・在宅看護学実習」において、質の高い安全で安心な看護を提供するために、論理的判断に基づいて実践が計画・実施できるように臨地実習で体験的に学修する。臨地において、対象者の状況をアセスメントし、問題点を明確にし、解決もしくは改善するための看護計画を立案し実施できる能力を養うため、「看護の展開科目」では、さまざまな臨地において、さまざまな健康・障害レベルにある対象者に対して、論理的思考に基づく判断のもと、適切な看護が提供できるように、看護過程を展開する。看護過程の展開にあたっては、チーム医療、保健・医療・福祉との連携が不可欠であり、「健康支援と制度」における学修と結びつけながら、創造性をもって実践を行う。

「看護の統合Ⅰ（演習）」「看護の統合Ⅱ（演習）」では、これまでの学修を統合して、医療現場で起こりうる事例（多重課題など）に対応できるように、看護実践力を育成する。事例に対する看護実践方法は学生が課題や問題状況に対して、解決策を論理的に思考し、主体的に考えることを基本として学修を展開する。

(4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる能力の育成

専門職業人として、自己のキャリア開発やより良い看護提供に資する課題を探究し学び続けるための基礎能力を育成するために「緩和ケア」「災害看護論」「看護管理学」「看護教育学」「国際看護論」「看護の統合Ⅰ（実習）」「看護の統合Ⅱ（実習）」と「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」を設置する。

「看護理論と実践」は、学生の看護理論への興味を高め、看護理論の概要と理論が実践でどのように応用されているのかを理解するため領域別実習の前に配置した。臨地実習において、看護理論に興味を持った学生が主体に学修することを意図している。

「緩和ケア」「看護教育学」「国際看護論」「地域精神保健学」は、学生が自己の将来像や興味に従って、学修が深められるように4年次に選択として配置した。「災害看護論」「看護管理学」「看護の統合Ⅰ（実習）」は、将来看護師として、社会に貢献するために必要な科目であり、必修として4年次に配置した。

「看護の統合Ⅱ（実習）」は、学生が持つ課題や興味に従って、実習を組み立てる内容で、現場に出て看護を実践する上で、責任ある看護を展開するために、自分の不十分な点を見直したり、より深めたい点について実習を行う。就職目前であり、学生ではあるが専門職業人として、主体的に実習を計画・調整し、社会人となる使命感と責任感を養う。

卒業研究として、4年次に「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」を配置する。学生個々が研究課題を発見し、研究に取り組むことによって、論理的な思考力を養い、研究の一連の過程を体験する。看護の探究に必要な基本的な能力を養う。

成績評価にあたっては、科目ごとに到達目標と成績評価基準をシラバスに明示し、定期試験、課題レポート、実技試験など、評価の割合も示して、公正さと透明性を確保する。

なお、看護研究Ⅱ及び学外で実施する実習科目については、科目の特性を踏まえ評価表を作成し、指導を担当した教員が評価表に基づき評価を行う。科目の責任者は評価表を精査し、指導教員と意見を調整して、単位認定を行う。

【資料 4-1】評価表

4-2 カリキュラムの構成

4-2-1 科目群の構成

学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために学部共通科目、専門基礎科目、専門科目の3区分に授業科目を配置し、各学年（年次）に体系的に配置する。

学部共通科目は、地域への理解、幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目で構成され、主に1年次から2年次において開講する。専門基礎科目では、看護師として必要な人体構造・機能、疾病論、保健・福祉・情報関係の基礎を学び、看護の基礎となる内容を身につけることを目的として配置する。専門科目は、看護学の専門領域の知識及び技術を身につけることを目的に看護学の理論と実践を学ぶとともに、科学的根拠に基づき、課題を発見し、解決策を見いだす能力を養う。

カリキュラム全体をとおして看護師にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

(1) 学部共通科目

学部共通科目は、「一般教育科目（人文・社会・自然）」「外国語科目」「情報処理」「スポ

ーツ・健康科学」「総合教養科目」の5つに区分した。

① 「一般教育科目（人文・社会・自然）」（13科目、必修6単位、選択19単位）

専門職としてふさわしい教養を身につけ、ひとが生きる意味、人間の尊厳、多様な価値観、文化や社会について考察できる能力を養うため、人文系科目として、「哲学」「東洋思想論」「日本の文化」「文化人類学」を配置している。

看護の対象は、生活する人であるから、生活する社会の仕組みや法律、地元地域の理解を促すために社会系科目として、「日本国憲法」「社会と法」「社会福祉学」「わかやま未来学」を配置している。日本国憲法は、社会の仕組みや法律を理解する上で基礎となる教科であるため、必修としている。「社会福祉学」は保健医療福祉の連携の中で、看護を考えるために必要な科目であり必修としている。

さまざまな入学後の学修の基盤となる科目で、看護学を理解する上で重要な自然系科目として、「統計学」「数学」「物理学」「化学」「生物学」を配している。「統計学」は、医療情報を学修する上で基礎となる科目であるため、必修としている。

② 「外国語科目」（4科目、必修2単位、選択2単位）

英語は、学生が将来世界的に活躍する上でも、外国人の患者へ接する上でも、さらに文献を読む上でも必要である。英会話に加えて医学英語も配置している。

設置科目は「英語」「医学英語Ⅰ」「医学英語Ⅱ」「英会話」である。「英語」「医学英語Ⅰ」は、医療現場に必要な英語力の基礎となる科目であるため必修としている。

③ 「情報処理」（2科目、必修1単位、選択1単位）

看護学においても、電子カルテなど患者情報や検査データのデジタル化、先端医療機器の扱いなど、情報処理能力が求められている。一般教養として、基礎的な情報処理の方法を演習により学ぶ科目として、「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」を配置している。今後ますます必要となる情報処理能力育成のため、基礎的科目である「情報処理演習Ⅰ」は必修としている。

④ 「スポーツ・健康科学」（5科目、必修1単位、選択6単位）

看護師にとって自身の健康管理は重要であり、体を動かし心身を鍛えることは必要である。さらに、この科目をとおして、チームワーク作りや他者へのレクリエーションや運動を指導するときに生かせる知識について経験をとおして学ぶ。設置科目は「健康と体力づくり」「スポーツトレーニング学」「健康トレーニング演習」「体育実技Ⅰ」「体育実技Ⅱ」である。心身を健やかに保つ基礎的な運動能力を育成するため「体育実技Ⅰ」は必修としている。

⑤ 「総合教養科目」（6科目、必修4単位、選択6単位）

将来の医療従事者として、理解が必要な教養科目を配置している。患者の心理を理解し、患者と信頼関係を築くために必要な科目として「コミュニケーション演習」「心理学」を配置している。医療について、近年注目をあびている分野についても学修できるように、「医療経営学」「メディカルツーリズム（医療観光）論」「伝統医療論」を配置している。看護師として患者と接する上で欠かせないコミュニケーションと対象者理解のために「コミュニケーション演習」「心理学」は必修としている。

「基礎ゼミナール」は、大学生としての学修の仕方、入学後の目標設定、キャリアを考えるなど、看護大学生として目標をもって学びがスタートできるように支援する科目として配置し、必修としている。

(2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、「人体と機能および疾病と回復」「健康支援と制度」の2つに区分した。

① 「人体と機能および疾病と回復」（16科目、必修17単位、選択1単位）

看護の対象である人の体の構造と機能を理解し、健康障害が生じるメカニズム、検査、治療を理解する必要がある。この基盤となる知識が確実に定着しておかないと、看護の理解へとつながらない。重要な科目群であるため、以下の設置科目は、全て必修としている。「解剖学Ⅰ」「解剖学Ⅱ」「生理学」「生化学」「臨床栄養学」「薬理学」「病理学」「微生物学」「病態生理・治療学Ⅰ（成人急性期）」「病態生理・治療学Ⅱ（成人慢性期）」「病態生理・治療学Ⅲ（老年）」「病態生理・治療学Ⅳ（小児）」「病態生理・治療学Ⅴ（母性）」「病態生理・

治療学Ⅵ（精神）」「病態生理・治療学Ⅶ（リハビリテーション）」である。「看護物理学」は、看護技術にどのように物理学の知識が応用されているか、技術の根拠探求への興味を促すために設定している。

② 「健康支援と制度」（7科目、必修7単位、選択1単位）

看護は、あらゆる場で展開されるため、地域保健を理解する「公衆衛生学」「疫学」を配置し、医療・福祉など国の諸制度を理解する「関係法規」「社会保障制度」を配置している。病院と地域の連携、退院支援など地域を知り、活用できる制度についても知識が必要である。専門基礎として、医療の情報に特化した「医療情報学」、看護にいかせる「人間関係論」「カウンセリング論」を配置し、専門科目が効果的に学べるように設定している。看護の展開に欠かせない基礎的な科目であるため、「人間関係論」以外は必修としている。「人間関係論」は、本学科では「コミュニケーション演習」「心理学」を必修としており、より人間関係構築に興味がある学生が選択できるように配置している。

(3) 専門科目

専門科目は、「看護の基礎科目」「看護の展開科目」の2つに区分した。

① 「看護の基礎科目」（11科目、必修16単位）

はじめて看護を学修する1年次生が、看護とは何かを知り、看護への興味を深める科目として「看護学概論」を、実際に患者へ実施する生活援助と治療援助の技術を演習で学ぶために「基礎看護技術学Ⅰ」「基礎看護技術学Ⅱ」「基礎看護技術学Ⅲ」「基礎看護技術学Ⅳ」を設置している。患者のアセスメントを行い、看護過程を展開する演習科目として「ヘルスアセスメント」「看護過程論」を行う。これら学修した成果を統合するために、病院の構造や療養環境、看護の実際をみる「基礎看護学実習Ⅰ」、患者を受け持って看護過程を展開する「基礎看護学実習Ⅱ」を設置している。また、「チーム医療論」では、本学のリハビリテーション学科の協力を得て、チームを組む職種を理解するなど、大学の強みを生かした科目として展開する。「看護倫理学」は、人材養成の目的である看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけるための科目であり1年次に必修としている。

② 「看護の展開科目」（43科目、必修59単位、選択5単位）

看護の基礎科目で学修した知識・技術を基盤に、領域別に対象者にあわせて看護が展開できるように学修する。そのため、各領域別に対象者を理解する概論を2年次前期、援助方法を理解する各論を2年次後期と3年次前期に配置している。さらに、講義・演習での学修を統合して、領域ごとに3年次後期から4年次前期にかけて実習を行う。配置科目は、「成人看護学概論」「成人看護学各論ⅠA（急性期：周手術期）」「成人看護学各論ⅠB（急性期：救急看護・クリティカルケア）」「成人看護学各論Ⅱ（慢性期）」「リハビリテーション看護学」「高齢者看護学概論」「高齢者看護学各論Ⅰ」「高齢者看護学各論Ⅱ」「成人・高齢者看護学実習Ⅰ（急性期）」「成人・高齢者看護学実習Ⅱ（慢性期）」「成人・高齢者看護学実習Ⅲ（リハビリ期）」「成人・高齢者看護学実習Ⅳ（生活支援）」「成人・高齢者看護学実習Ⅴ（地域連携）」「小児看護学概論」「小児看護学各論Ⅰ」「小児看護学各論Ⅱ」「小児看護学実習」「母性看護学概論」「母性看護学各論Ⅰ」「母性看護学各論Ⅱ」「母性看護学実習」「精神看護学概論」「精神看護学各論Ⅰ」「精神看護学各論Ⅱ」「精神看護学実習」「地域・在宅看護学概論」「地域・在宅看護学各論Ⅰ」「地域・在宅看護学各論Ⅱ」「地域・在宅看護学実習」である。領域別の実習開始前に、実習と結び付けて理解する「看護理論と実践」と看護実践に不可欠な知識として「感染看護学」を配置した。

学生の専門性やキャリアにつながる基盤として、4年次に「緩和ケア」「災害看護論」「看護管理学」「看護教育学」「地域精神保健学」「国際看護論」を履修できるように配している。学生の興味に従って選択することを基本とするが、「災害看護学」は今後の日本（特に本学が立地する和歌山県）に欠かせない看護内容であるため必修としている。また、「看護管理学」は、「看護の統合Ⅰ（実習）」において管理実習を行うため、必修としている。

4年間の集大成として、これまでの学修を統合する「看護の統合Ⅰ（演習）」「看護の統合Ⅱ（演習）」「看護の統合Ⅰ（実習）」「看護の統合Ⅱ（実習）」を配置している。演習では、

事例によるシミュレーションで看護を展開しながら、学修を深め、看護実践能力を養う。多重課題など実践に即した状況に対応できるか、技術の試験も行い、卒業時の実践能力向上に努める。実習は、看護管理と各自の課題やキャリア開発に資する臨地において組み立てる。

さらに、4年生では看護を探究する姿勢を身につけるために、「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」を配置している。

4-2-2 カリキュラム構成とディプロマポリシーとの関連

本学科のカリキュラム構成とディプロマポリシーとの関連については、履修系統図（カリキュラムマップ）【資料 4-2】のとおりであり、本学のディプロマポリシーに沿って各学年にバランスよく配置されている。

【資料 4-2】履修系統図（カリキュラムマップ）

学部共通科目において、主にディプロマポリシー「(1) 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけている。」の知識の獲得を目指す。特に、倫理観・道徳心の育成は、看護師を目指す学生には不可欠であり、1年次前期には「基礎ゼミナール」「看護学概論」において看護における倫理の意義や重要性についての気づきを促し、1年次後期になって「看護倫理学」の授業で看護倫理の基礎的知識と倫理的葛藤場面での意思決定方法について教授する。意思決定方法についてはそのプロセスをわかりやすい事例を通して説明し、将来の臨地実習のときに生かせるように教育を行う。1年次に看護倫理の基礎的知識を理解し、2年次以降に看護の専門領域における倫理的な課題や問題についてさらに学修を深めた上で、臨地実習が開始できるように組み立てている。4年間の講義・演習・実習を通して倫理観や道徳心を深められるよう教育を行う。

専門基礎科目において、主にディプロマポリシー「(2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。」の知識の獲得を目指す。専門科目の中で「看護の基礎科目」においては、看護実践の基盤となる基本的な知識と技術を学修し、ディプロマポリシー「(2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。」の知識の獲得を目指す。「看護の基礎科目」においては、1年生の後期に基礎看護学実習Ⅰを早期体験実習として実施する。先に臨地の現場を見ることによって、病院や療養環境、看護師が実践していること、チーム医療の実際について、今後の学修の中でイメージしやすく、学内での学習意欲を高めることを意図して開講する。基礎看護学実習Ⅱは、看護の基礎科目として積み上げてきた、講義・演習を統合する実習として、はじめて患者を受け持ち看護過程の展開を体験する。これによって、基礎看護の段階におけるディプロマポリシー「(3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる。」の獲得へとつなげる計画である。

「看護の展開科目」は、専門領域別に、概論・各論という講義・演習を段階的に積み上げ、ディプロマポリシー「(2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。」の知識の獲得を目指す。領域ごとに、講義・演習を統合する実習として、臨地実習を3年生後期から4年前期にかけて開講し、ディプロマポリシー「(3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる。」の実践力の獲得を目指す。実践力は臨地実習を継続的に実施することによって強化・定着するため、3年後期から4年前期にかけて1年間臨地実習を配置する。また、看護師の活躍する場は、病院から地域へと広がっている。大学卒業後すぐに訪問看護師として就職する道も開かれている。その重要性に鑑み、本学科では地域・在宅看護学実習は訪問看護ステーションにおいて、訪問看護における看護過程の展開を体験する実習内容とした。さらに、この実習の前には、成人・高齢者看護学実習Ⅴ（地域連携）の実習を配置し、病院から地域への移行支援が理解できるようにしている。

4年前期には、領域別の実習修了後、看護管理に関する看護の統合Ⅰ（実習）と学生が自分の課題や将来を見据えて深めたい内容で企画する看護の統合Ⅱ（実習）を配置した。これは、ディプロマポリシー「(2) 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。」「(3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる。」の獲得にもつながると同時に、ディプロマポリシー「(4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有

し、生涯にわたり看護を探求し自己研鑽できる。」の獲得に深く関連する実習である。

このように看護の統合Ⅰ・Ⅱ（実習）は、実習の集大成として組み込まれた科目である。

看護の統合Ⅰ・Ⅱ（演習）は、卒業を控えた4年生に、臨床現場で求められる臨床判断や多重課題に備えて、実践力を強化する目的で、臨地実習を終えたからこそできる、高度な設定での学内演習である。確かな実践能力を身に付け卒業できることを意図しており、ディプロマポリシー「(3) 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を實踐できる。」との関連が深い科目である。

このように、看護の統合Ⅰ・Ⅱ（実習）は実習の集大成として、看護の統合Ⅰ・Ⅱ（演習）は、卒業前に看護技術を磨き、看護実践能力を確かなものとして身に付けるために準備されている。

さらに、4年生後期には、卒後のキャリアを支援する科目を配置した。将来、教育分野や専門看護師、保健師・助産師資格取得、さらには国際看護や災害看護に興味があるなど、学生の興味や関心に従って、履修する科目を準備した。必修の科目も含めて、4年生後期だから腑に落ちる、わかるという内容の科目群となっている。4年生までに、各分野や領域で触れられてきた内容を、実習を終えてみて、改めて基礎を深く学習し、それを基盤に実践にあてはめて考えることによって、知識の定着と興味がさらに広がることを意図している。ディプロマポリシー「(4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探求し自己研鑽できる。」との関連が深い科目である。

大学教育として、4年生では看護を探求する看護研究Ⅰ・Ⅱを1年間で展開する。前期は実習もあり主に、研究を実施するために知識を学修するが、後期には実際に研究を行い、発表するところまで体験し、ディプロマポリシー「(4) 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探求し自己研鑽できる。」の能力獲得を目指す。看護研究は領域別にゼミに所属し、指導教員のもと学生同士で切磋琢磨し、発表を目指し、看護研究への興味を高め、将来に渡り看護研究や看護の探求を継続できる人材を養成する。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

5-1 授業方法等の設定

本学科における学部共通科目はリハビリテーション学科と共通の授業科目であり、ともに学ぶ授業科目としている。一方で、学部共通科目であっても、必修科目や、演習、実技科目については、本学科のみで授業を実施し、教育効果の向上を図ることとしている。

専門基礎科目及び専門科目については、本学科学生のみを対象に授業を実施する。本学科における授業の方法等についての詳細は次のとおりである。

(1) 授業の内容に応じた授業の方法について

本学科における授業は、講義、演習、実習である。講義については、原則として大学での授業15時間と自学自習30時間で1単位を認定することを標準とする。学部共通科目で選択科目の一部はオンラインでの授業形態を採用する。対面授業が効果的である教科や必修科目は、対面で実施する。演習を含む教科や学生が討論することが重視される科目は対面で実施する。オンライン科目の設定は、学生が将来に備えてメディア活用に実践的に慣れておくこと、オンライン授業での対応が求められる事態発生に備えて、その設備を構築しておくことを目的としている。演習は、教員の指導の下、グループワーク・発表・討議・学内実習・研究を行う授業形態で実施し、30時間の授業と15時間の自学自習で1単位を認定することを標準とする。

実習は、学外施設において教員と実習施設指導者の指導の下、臨地実習を行うことを指し、45時間の実習を以て1単位を認定する。

(2) 授業方法に応じた学生数

講義、演習、実習の授業当たりの学生数は、臨床実習を除き原則としてクラス単位で授業を実施する。学部共通科目の一部の授業科目で、選択科目としているものについては、教育効果が認

められる場合は、これを超えて授業を実施することがある。

また、演習である基礎看護技術学については、学生を3人で1グループとし、1教員が6グループ程度を担当して実技の指導を実施する。

臨地実習については、実習施設の受け入れ可能人数に応じてグループに分けて実施するが、1指導教員に対して学生5~6人程度になるようにして、臨地実習指導の教育効果と安全を担保できるように実施する。

(3) 配当年次について

① 学部共通科目

学部共通科目は、30科目中22科目を1年次に配置し、高大接続に配慮しながら幅広い教養を身につける。2年次以降に配置する授業科目は1年次での学修を基礎として発展させた内容の授業科目を配置している。「基礎ゼミナール」は、大学生としての学修方法を知り、将来の看護師を目指す者としての学修意欲を高められるように、入学当初に必修として設定している。

② 専門基礎科目

専門基礎科目は、23科目を配置し、1年次から人体の構造と機能や看護実践の基礎となる授業科目11科目を配置し、これに基づき2年次・3年次には各疾病の病態生理や治療方法や医療に関する制度について学ぶ授業科目12科目を配置する。

専門基礎分野の授業科目は、全体をとおして3年次後期からの長期実習までに修得しておくべき内容をバランス良く配置している。

③ 専門科目

専門科目については、看護の基礎科目として11科目、看護の展開科目として43科目を配置している。

看護の基礎科目は、1年次に看護学の概要と看護倫理、生活援助に関する基礎看護技術を学ぶように配置し、入学当初から看護への興味を高めるように設定している。さらに、1年次には、1年間の学びの統合として「基礎看護学実習Ⅰ」を配置している。2年次には、治療援助に関わる「基礎看護技術」を学び、看護過程の展開ができるように「看護過程論」と「ヘルスアセスメント」を配置している。看護の基礎に関する学修の統合として、患者を受け持つ基礎的な看護技術を実践する「基礎看護学実習Ⅱ」を2年次修了前に配置している。

看護の展開科目は、成人、老年、小児、母性、精神、地域・在宅看護学領域ごとに、概論の科目を2年次前期、各論Ⅰを2年次後期、各論Ⅱを3年次前期に配置し、各領域における授業を段階的に積み上げながら学修できるように設定している。3年次前期には、領域別の実習に備えて「チーム医療論」を配置し、実習に結び付けてチーム医療の理解が深まるようにした。各領域とも実習は、3年次後期から4年次前期に実施し、領域ごとに講義、演習、実習の順に学修が統合され深まりを持たせるよう配置している。4年次は、看護学の集大成として看護の統合科目を配置している。「看護の統合Ⅰ（演習）」「看護の統合Ⅱ（演習）」においては、看護実践のリスク管理や多重課題への対応などを学び、学生に対して事例を示し、対応ができるか技術試験を実施する。「看護の統合Ⅰ（実習）」では、看護マネジメントに関する臨地実習を行う。「看護の統合Ⅱ（実習）」では、学生のキャリアデザインを支援する実習を設定する。確実な看護実践能力を身につけ、学生の将来の希望が叶うような教育を展開する。キャリアデザインにそった学修ができるような選択科目を、4年次後期に配置している。

「看護研究」については、臨地実習で気づきを得た課題に取り組めるように、4年次に配置している。4年次前期に研究の基礎を学び、4年次後期に演習をとおして実際の研究を経験するよう、順次性を持って配置している。

以上のとおり、本学科において設置する授業科目はディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及び各授業の内容を勘案し適切に各年次に配当している。

5-2 履修指導方法 CAP制、GPA制度

(1) クラス担任制と個別指導

本学科では、各学年に1人のクラス担任と2人の副担任を配置する。1クラスを2つのグループに分割し、各グループに副担任を配置する。担任は、各年度におけるクラスの運営に関して責任を持って担当し、学生の教務上の問題や、生活上の問題等について、相談、指導を行い、それぞれの問題の解決に努める。また、セメスター毎に個別面談を実施、学修の進捗状況や生活の状況等について確認する。

成績が不良であったり、出席が常で無い場合は、必要に応じて保護者も交えた面談を実施する。学科内で共有すべき情報がある場合は、学科会議等で協議し、情報の共有を行う。また、学生指導の方法、内容については、教務委員会及び学生委員会において協議し、偏りが生じないように配慮する。

(2) オリエンテーションの実施

毎学期の開始前に、全ての学生を対象としたオリエンテーションを実施する。

オリエンテーションは、事務局から連絡事項、履修登録、学修方法などについて、指導した後、各学年において当該学期の学修に関する注意事項、臨地実習に関する連絡事項、学期の予定の確認、学修指導などを実施する。

丁寧なオリエンテーションの実施により、確実な履修登録や学年暦の確認を行い、大学生活が円滑に行えるように配慮する。

(3) オフィスアワーの活用

科目担当教員は、勤務時間内においてオフィスアワーを設定し、学生が研究室等を訪れた際に適切な指導や助言を行う。学生自身が本学での学びに主体的に取り組めるよう、事前・事後学修の指導や、レポート指導などについても適宜実施する。

なお、オフィスアワーの実施曜日、時間、場所については、全ての授業科目についてシラバスに明記し、学生に周知することとしている。

(4) CAP制の実施

オリエンテーションや、学生便覧などをとおして、大学での学修は、大学での授業時間だけでは無く、自学自習の時間の総計であることを折に触れて指導する。その上で、学生が課外活動等にも積極的に参加できるよう、加重にならないように教育課程や時間割の作成にも配慮を行う必要がある。同様に、履修登録についても、一定の上限を設け、学生が自学自習を行う時間が確保できるようにCAP制を導入する。

CAP制については、オリエンテーション時に十分説明するとともに、履修登録においては、教務システム上CAP制の上限を超えて履修登録ができないよう、あらかじめ設定し、学生の負担を軽減する。

本学科における履修登録の上限は、各学期（セメスター）の上限を24単位とし、年間の履修登録の上限は、48単位とする。

(5) GPA制度の実施

授業科目の成績評価は、本学のアセスメントポリシー【資料 5-1】に基づき、各担当教員が責任を持って行う。成績評価の具体的な方法は、全ての授業科目において、シラバスに記載する。

成績評価は優、良、可を合格、不可を不合格、出席時間が規定に満たない場合を放棄とする。また、各成績は評点によって割り当てられる。

これらの成績評価に加えて、GPA（グレードポイントアベレージ）制度を導入する。GPAによって、当該年度の学修の進捗を確認できるよう、学生及び保護者に対して、毎年度通知する。

本学における評価と評点、グレードポイントの対応は次表のとおりである。

評価	評点	グレードポイント
優	90点以上	4.0

	80 点以上 90 点未満	3.0
良	70 点以上 80 点未満	2.0
可	60 点以上 70 点未満	1.0
不可	60 点未満	0.0
放棄	出席時間が規定の時間に満たない場合	0.0

GPA は、学生及び保護者へ通知され、客観的な学修成果の把握に活用されるほか、学内においては、成績優秀者に対する奨学生の選考に用いる。GPA が 1.5 以下の学生に対しては教育指導を行い、GPA 1.0 未満の学生に対しては、本人に対する進路選択を含めた教育指導を行うとともに保護者との面談を行うことがある。

GPA を活用した教育指導は、継続的に実施するクラス担任及び副担任による Semester 毎の個別面談やオフィスアワーでの指導を前提として実施する。少人数クラスであることと、担任制の強みを活かし、平素から丁寧な相談、指導を行うことを原則とし、学修成果の判断基準の一つとして GPA を活用する。

5-3 卒業要件

本学科における卒業に必要な単位数は 125 単位である。

各専攻における卒業に必要な科目区分毎の科目数、単位等は次表のとおりである。

学科	科目	必修	選択	合計
看護学科	学部共通科目	14 単位	12 単位 (専門科目から 2 単位以上)	—
	専門基礎科目	24 単位		
	専門科目	75 単位		
合 計		113 単位	12 単位	125 単位

看護師国家試験受験資格を取得できるように、卒業までに履修する授業科目を指定（必修化）している。これに加えて選択科目を履修することで卒業要件を満たすこととしている。

学生が 4 年間で履修する授業科目のモデル（履修モデル）については【資料 5-2】のとおりである。

【資料 5-1】 アセスメントポリシー

【資料 5-2】 履修モデル

6 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

6-1 実施場所、実施方法及び学則における規定等

(1) 実施の目的

本学科では、インターネットを利用した文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う事によって行う授業（以下、オンライン授業という。）の実施を計画している。学部共通科目で選択科目の一部はオンライン授業での実施を採用する。オンライン授業は、学生が将来に備えてメディア活用に実践的に慣れておくこと、オンライン授業での対応が求められる事態発生に備えて、その設備を構築しておくことを目的としている。

(2) 実施場所

オンライン授業の実施場所は、本学の教室及び教員研究室とする。学生は、原則として自宅等において授業を履修する。インターネット接続環境に不安がある者、機器の故障等によって一時的にオンライン授業の受講が困難な者等については、附属図書館及び情報処理室においての受講を認める。

(3) 実施方法

オンライン授業は、Google Meet を利用し、配信する。オンライン授業は同時かつ双方向に行う事を主体とするが、同等の教育効果が見込まれること、学生の振り返り学修が容易であること、やむを得ず欠席した場合等に対応できることから、オンデマンド型の授業の実施も行う。

学生は随時又は定められた期間にオンライン授業を受講し、学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行うこととするが、オフィスアワーを利用して、担当教員等に課題の提出や質問等を行える体制を整える。

学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等については、既に既存学部で活用している Google Classroom を活用する。本学では、入学時に学生全員に本学所定の E-mail アドレスを配布している。本学科でも同様に E-mail アドレスを配布する。学生は E-mail アドレスに紐付けられたアカウントで、オンライン授業への参加、課題の提出、質問及び学生間の意見交換を行う。

(4) 機器の整備計画

教員がオンライン授業を実施するための機器等については、教員各員のパソコン及び令和2年度に整備した授業の収録機器及び電子ホワイトボード等の機器を活用して行う。また、必要に応じてマイク、スピーカー、ヘッドセットなどの必要機器を整備する。

(5) 学則での規定

オンライン授業の実施に当たり、実施根拠を明確にするため、本学学則において、以下のとおり規定する。

【学則抜粋】

第 25 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。なお前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を外国において履修させることができる。

4 第 1 項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(6) 成績評価基準及び卒業判定基準

オンライン授業で実施する授業であっても対面授業と同様に全ての授業科目についてシラバスを作成する。シラバスには、オンライン授業であることを明記し、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画、予習・復習に関する指示をあらかじめ明示する。また、学修の成果に係る評価の客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を明記する。シラバスは学生がいつでもその内容を確認出来るよう、オンライン上で全ての授業科目について公開する。

卒業判定基準は、学則、学部規則に明記するとともに毎年作成する学生便覧に記載し、周知する。

(7) オンライン授業で実施する授業科目数と単位数

本学科でオンライン授業を実施する授業科目は、学部共通科目のうち、14 科目（24 単位）であり、大学設置基準第 32 条第 5 項に定める範囲内である。

7. 実習の具体的計画

7-1 実習計画の概要

(1) 臨地実習の意義

看護実践能力の育成には、臨地実習の充実が不可欠である。臨地実習は、実践の中に学生が身を置き、看護者の立場でケアを行うことであるから、学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図りつつ、学内で学んだものを自ら実地に検証し、より一層理解を深める重要な学修の場である。最先端医療を提供する病院、地域の中核病院、福祉施設など多様な現場で実習を行い、経験の幅を広げる実習を行う。実習施設等で他の職種と交流し、連携・協働を学ぶことにより、チーム医療に関する意識を醸成する。

(2) 臨地実習の目的・目標

① 目的

健康から健康障害のレベルに合わせて展開される人々の治療や生活の場とそれらを支える社会資源の実際を知り、対象者と看護に携わる人々との人間関係を構築しながら、看護学の知識・技術・態度を統合し、実践へ適用する能力を身につける。

② 目標

- ア 他者に対する道德心を持ち、看護師として高い倫理観を身につける。
- イ 学修した看護学の知識・技術・態度を統合し、看護を実践する能力を養う。
- ウ 学修した看護学の知識・技術をもとに、論理的判断に基づいて看護実践ができる能力を養う。
- エ 状況を的確に判断し、個別性のある看護過程を展開できる能力を養う。
- オ 多様な看護実践の場、そこにおける対象者の生活、多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで、保健医療福祉チームの一員として、地域連携や多職種連携のための基本的な能力を養う。
- カ 実施した看護の意味や課題を振り返り、看護の役割を創造的に考察できる力を養う。
- キ 実践の振り返りを通して、自らの課題を明確にし、看護の質の向上に向け自己研鑽する態度を身につける。

(3) 実習の開講時期、科目、単位、主な内容、学生配置、実習施設等

① 実習科目の開講時期と単位、段階別実習内容

実習目標を達成するために、学生の学修進度にそって、多様な看護の場における実践が体験できるように計画している。

3年後期から4年前期には、まんべんなく実習を配置している。領域別ローテーション実習を3年後期で終了するのではなく、実習の間に事前学習、終了後の振り返りの時間がとれるように間隔をあけて配置している。約1年間継続的に実習することで、途切れることなく看護実践能力を身につけていくことを意図している。

(表) 実習科目の開講時期と単位、実習施設、実習内容の概要、担当教員

実習科目	単位	開講時期	実習施設	実習内容の概要
基礎看護学実習 I	1	1 後	和歌山県立医科大学附属病院 10 病棟	見学を主体とした病床環境、患者理解

基礎看護学実習Ⅱ	2	2 後	和歌山県立医科大学附属病院 10 病棟	患者を受け持ち、生活援助を実施
成人・高齢者看護学実習Ⅰ（急性期）	2	3 後・4 前	和歌山県立医科大学附属病院外科病棟 2 病棟、手術室、ICU	周手術期、急性期にある患者を受け持ち、看護過程を展開
成人・高齢者看護学実習Ⅱ（慢性期）	2	3 後・4 前	和歌山県立医科大学附属病院内科病棟 2 病棟	慢性期にある患者を受け持ち、看護過程を展開
成人・高齢者看護学実習Ⅲ（リハビリ期）	2	3 後・4 前	和歌山県立医科大学附属病院リハビリテーション科 済生会和歌山病院リハビリテーション科	リハビリ期にある高齢患者を受け持ち、看護過程を展開
成人・高齢者看護学実習Ⅳ（生活支援）	2	3 後・4 前	介護老人保健施設 5 か所 介護老人福祉施設 5 か所	施設において、高齢者への生活援助を体験する
成人・高齢者看護学実習Ⅴ（地域連携）	1	3 後・4 前	和歌山県立医科大学附属病院 済生会和歌山病院 和歌山ろうさい病院	退院をまじかにした患者の退院支援を体験する 患者支援センターの役割を見学する
小児看護学実習	2	3 後・4 前	和歌山県立医科大学附属病院小児科 和歌山ろうさい病院小児科 保育所・幼稚園（つくし幼保園、平成保育園） 支援学校（紀伊コスモス支援学校、紀北支援学校）	病院において病児を受け持つ 幼保において健康な子どもを理解する 支援学校を見学する
母性看護学実習	2	3 後・4 前	和歌山ろうさい病院産婦人科	患者を受け持ち、看護過程を展開
精神看護学実習	2	3 後・4 前	和歌山県立医科大学附属病院精神科 綜成苑・綜愛苑	患者を受け持ち、看護過程を展開 自立支援センター
地域・在宅看護学実習	2	3 後・4 前	訪問看護ステーション 7 か所	訪問看護へ随行実習
看護の統合Ⅰ（実習）	1	4 前	和歌山県立医科大学附属病院 済生会和歌山病院 和歌山ろうさい病院	看護師長への随行実習

看護の統合Ⅱ（実習）	2	4前	和歌山県立医科大学附属病院 済生会和歌山病院 和歌山ろうさい病院	学生の課題に従って、実習を計画する。各領域が担当する。
------------	---	----	--	-----------------------------

ア 基礎看護学実習Ⅰ

和歌山県立医科大学附属病院において、病院の機能、病床環境、患者の療養生活、看護の一日の流れを理解するために実習を行う。10病棟に学生5人ずつ配置し、各病棟に教員を1人ずつ配置する。

初日は、オリエンテーションと施設見学

2～4日目は、病棟で看護師へ随行実習

5日目は、カンファレンスとまとめの発表会

イ 基礎看護学実習Ⅱ

和歌山県立医科大学附属病院において、患者1人を受け持ち、看護過程の展開を実施する。生活援助を中心に実施し、患者に関心を持ち、患者の状況に合わせた生活援助の必要性と実施方法について理解することを目的とする。10病棟に学生5人ずつ配置し、各病棟に教員を1人ずつ配置する。

1週目

初日は、病棟オリエンテーションと患者紹介

2～4日目は、病棟で看護師とともに生活援助を実施

5日目は、午後から中間カンファレンス

2週目

1～3日目は病棟で看護師とともに生活援助を実施

4日目は、午後からまとめのカンファレンス

5日目は、学びの発表会

ウ 領域別ローテーション実習

1グループ 10人で、6領域をローテーションして実習する。小児看護学実習、精神看護学実習などは別途少人数グループを組んで実施する。

1) 成人・高齢者看護学実習Ⅰ（急性期）

和歌山県立医科大学附属病院において、周手術期の患者1人を受け持ち、看護過程の展開を実施する。患者にあわせて、手術室・ICUにも同行し、見学実習を行う。これを通して、手術前、手術中、手術後の患者への援助を学習する。急性期にある患者に対するアセスメント能力、判断力、状態が日々変化する患者への看護実践力を養うことを目的とする。急性期病棟2か所に学生は5人ずつ配置し、教員は2病棟に1人ずつ配置する。

1週目

初日は、病棟オリエンテーションと患者紹介

2～4日目は、病棟で受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

5日目は、午後から中間カンファレンス

2週目

1～3日目は病棟で受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

4日目は、午後からまとめのカンファレンス

5日目は、学びの発表会

※途中、受け持ち患者の手術に合わせて、手術室、ICUにて見学実習を行う。

2) 成人・高齢者看護学実習Ⅱ（慢性期）

和歌山県立医科大学附属病院において、慢性期の患者1人を受け持ち、看護過程の展開を実施する。患者の病態と治療法を理解し、看護ケア、セルフケアに向けた指導などを行う。これを通して、慢性期にある患者への援助の必要性、チームアプローチの実際、退院を見越した援助計画などを体験的に学習する。慢性期にある患者に対するアセスメント能力、判断力、患者指導などの看護実践力を養うことを目的とする。慢性期病棟2か所に学生は5人ずつ配置し、教員は2病棟に1人ずつ配置する。

1週目

初日は、病棟オリエンテーションと患者紹介

2～4日目は、病棟で受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

5日目は、午後から中間カンファレンス

2週目

1～3日目は病棟で受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

4日目は、午後からまとめのカンファレンス

5日目は、学びの発表会

3) 成人・高齢者看護学実習Ⅲ（リハビリテーション期）

和歌山県立医科大学附属病院リハビリテーション科と済生会和歌山病院リハビリテーション科において、リハビリテーションを実施している患者1人を受け持ち、看護過程の展開を実施する。リハビリテーションの目的、方法を理解し、自立を支援する看護ケアや生活援助などを行う。これを通して、リハビリテーション期にある患者への援助の必要性、訓練に寄り添う意味、退院を見越した援助計画などを体験的に学習する。リハビリテーション期にある患者に対するアセスメント能力、安全の確保、患者指導などの看護実践力を養うことを目的とする。リハビリテーション専門職との連携の意義についても学ぶ。2病院のリハビリテーション科に学生は5人ずつ配置し、教員は2病院のリハビリテーション科に1人ずつ配置する。

1週目

初日は、リハビリテーション科のオリエンテーションと患者紹介

2～4日目は、受け持ち患者のリハビリテーションに同行

受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

5日目は、午後から中間カンファレンス

2週目

1～3日目は、受け持ち患者のリハビリテーションに同行

受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

4日目は、午後からまとめのカンファレンス

5日目は、学びの発表会

4) 小児看護学実習

和歌山県立医科大学附属病院小児科、和歌山ろうさい病院小児科、保育所・幼稚園（つくし幼保園、平成保育園）、支援学校（紀伊コスモス支援学校、紀北支援学校）において実習する。健康な子ども、障害をもちながら学校へ通う子ども、病気の子どもと接することを通して、子どもを理解し、成長発達、健康の程度に合わせた援助や支援の在り方を学習する。小児病棟では、患者1人を受け持ち、看護過程の展開を実施する。病気が小児に与える影響、小児及び家族を対象とする看護援助の特徴を体験的に学習する。

1週目

病棟：和歌山県立医科大学附属病院小児科2人、和歌山ろうさい病院小児科3人

病棟以外：幼稚園・保育所 4日間+支援学校の見学 1日 5人

2週目

病棟と病棟以外の実習を学生が入れ替わって実施

小児科病棟の実習

初日は、病棟オリエンテーションと患者紹介

2～4日目は、病棟で受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

5日目は、午後からまとめのカンファレンス

教員は、2病棟の小児科病棟へ1人ずつ配置する

5) 精神看護学実習

和歌山県立医科大学附属病院精神科と綜成苑・綜愛苑（自立支援センター）にて、実習する。精神科病棟へ入院治療を受けている患者と精神障害を持ちながら自立へ向けて訓練を受けている人に接することを通して、精神障害者の生きづらさを理解し、障害の程度に合わせた援助や支援の在り方を学習する。精神科病棟では、患者1人を受け持ち、看護過程の展開を実施する。精神障害が生活に与える影響、病棟での看護の方針や看護援助の特徴を体験的に学習する。リハビリテーション専門職との連携の意義についても学ぶ。

1 週目

和歌山県立医科大学附属病院精神科病棟 5人

綜成苑・綜愛苑 5人

2週目は学生を入れ替えて実施

精神科病棟の実習

初日は、病棟オリエンテーションと患者紹介

2～4日目は、病棟で受け持ち患者の看護援助を指導のもと実施

5日目は、午後からまとめのカンファレンス

教員は、2施設に各1人ずつ配置する

6) 母性看護学実習

和歌山ろうさい病院産婦人科病棟・外来で実習する。妊娠期・分娩期・産褥期にある対象者をとおして、母児や家族に対するアセスメントを行い、看護過程を展開する。周産期にある人の特徴と家族を含めた援助の方法を理解する。生命の尊厳に触れて、生命の大切さを涵養する。

対象者を受け持ち、支援を受けながら看護過程を展開するが、受け持ちの状況をみながら、実習中に順次、産婦人科外来2日間を計画する。

1 週目

和歌山ろうさい病院 10人

初日は、病棟のオリエンテーションと対象者紹介

2～4日目は、看護援助を指導のもと実施

5日目は、午後から中間カンファレンス

2 週目

和歌山ろうさい病院 10人

1～3日目は看護援助を指導のもと実施

4日目は、午後からまとめのカンファレンス

5日目は、学びの発表会

エ 成人・高齢者看護学実習Ⅳ（生活支援）

介護老人保健施設 5か所と介護老人福祉施設 5か所で実習を行う。高齢者の特徴を理解し、生活を支援する看護の在り方を学習する。リハビリテーション専門職、介護福祉士など多職種連携の意義や在り方についても学ぶ。高齢者の認知症、低栄養、危険防止などの課題への取り組みの実際を学習する。

3年次後期に1週間、老人保健施設で25人（1施設5人）、老人福祉施設で25人（1施設5人）が実習する。4年次前期に、学生が入れ替わり1週間実習する。教員は1施設に1

人配置する。

施設での実習

初日は、オリエンテーションと午後は施設見学

2～4日目は、施設のスケジュールにあわせて、指導のもと援助を実施

5日目は、午後からまとめのカンファレンス

オ 成人・高齢者看護学実習Ⅴ（地域連携）・地域・在宅看護学実習

済生会和歌山病院、和歌山ろうさい病院において、退院を間近にしており退院支援を行う患者を受け持ち、退院支援の方法、多職種での連携、地域との連携について、体験的に学習する。また、和歌山県立医科大学附属病院患者支援センターの見学をとおして、高度先進医療を担う病院における退院支援の現状を学ぶ。この実習に引き続き、地域・在宅看護学実習を2週間行う。退院した患者さんの、自宅での療養生活と、それを支える訪問看護について学習する。訪問看護ステーション7か所（3～4人ずつ配置）で実習を展開する。訪問看護は訪問看護師への随行実習とする。

実習は、3年次後期に25人が済生会和歌山病院3病棟と和歌山ろうさい病院6病棟で（3人ずつ配置）4日間実習し、1日和歌山県立医科大学附属病院患者支援センターの見学実習を組み込む。この実習参加学生は、続けて地域・在宅看護学実習を訪問看護ステーションで2週間行い、病院から在宅へ移行する看護連携や各々の看護の特徴について理解を深める。

残り25人の学生は、同様の実習を4年次前期に実施する。

教員は、1病棟に1人、1訪問看護ステーションに1人を配置する。

カ 看護の統合Ⅰ（看護管理）

看護の統合として、看護師長の役割を学ぶ看護管理の実習を1週間行う。和歌山県立医科大学附属病院13病棟、済生会和歌山病院3病棟と和歌山ろうさい病院6病棟で計22病棟の看護師長への随行実習を行う。学生は、2人ずつ配置する。看護管理として、看護師長が担っている多様な役割を理解することを目的とする。

実習初日 各病院看護部より、看護管理について看護部長よりオリエンテーション

2～3日目 病棟看護師長への随行実習

4日目 病棟師長とカンファレンス、反省会

5日目 まとめ発表会

教員は、各病棟に1人配置する

キ 看護の統合Ⅱ（課題別学習）

「看護の統合Ⅱ」は、実習の集大成として、学生が実習で自分の課題として残っていることや、興味がありさらに充実したい内容、自分の将来のキャリアに向けて体験したい内容などに従って、実習を学生が教員と相談しながら計画し実施する。実習は2週間で、全教員が担当する。実習施設は、和歌山県立医科大学附属病院、済生会和歌山病院、和歌山ろうさい病院で行う。

② 実習計画

本学科で実施する実習の具体的な計画は、臨地実習計画表【資料7-1】のとおりである。

各実習の目的、目標に応じ実習施設を設定し、実習施設の受け入れ可能人数に応じて適切な学生及び指導教員の配置を行っている。

(4) 実習委員会の設置

臨地実習専門委員会を設置する。

教授が委員長となり、領域から臨地実習を主に企画する教員が参加する。

実習計画・実習施設との調整など授業展開全般について、検討する。

実習中の学生の様子についても情報交換を行い、各実習においてフォローが必要な学生への支援体制も検討する。

(5) 学生へのオリエンテーションの内容、方法

① 全体オリエンテーション

全体オリエンテーションは、「基礎看護学実習Ⅰ」開始前と領域別実習開始前の2回計画する。

全体オリエンテーションでは、実習の目的・目標、実習計画、実習配置、実習方法、指導体制、評価方法、に加えて、実習先でのマナー・態度、個人情報の保護（SNSの利用を含む）、健康管理、感染防止対策について、実習要項を用いて説明する。実習の事前学修についても示す。

「基礎看護学実習Ⅰ」は、学生にとってはじめての臨地実習であるため、看護者の倫理綱領（日本看護協会）の内容を理解させ、個人の尊厳を遵守し、倫理的な行動がとれるように注意を促す。

② 実習科目別オリエンテーション

各科目の実習開始前には、実習科目別のオリエンテーションを実施する。科目における実習の目的・目標、実習計画、実習配置、実習方法、指導体制、評価方法を説明する。実習施設の概要や特徴についても説明する。事前の学修課題を提示し、看護技術等の復習が必要であれば、指導を行う。

(6) 学生の参加基準・要件等

実習は、各領域における講義・演習をふまえ、実践の場でその知識・技術を統合する場であるから、参加基準を以下のとおり設ける。

① 「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」は実習までに開講されている必修科目をすべて履修していること。

② 3年次後期以降に開始される実習への参加には、3年次前期までに開講されている必修科目をすべて履修していること。

(7) 実習前の準備

① 感染予防対策

1年次の3月に臨地実習があるため、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎の抗体検査を入学後すぐ実施し、低抗体値の学生には、必要性を説明しワクチン接種を行う。インフルエンザ等季節性の感染症についても、ワクチン接種を一括で全員に実施する。

② 保険の加入

実習中も含めて、大学生活に伴って発生する事故・物品の破損・他者への賠償などについて総合的に保障する学生用の保険（日本看護学校協議会共済会の「Will 傷害保険」）に在学学生全員が加入する。

③ 個人情報の保護

実習中は、実習に関する内容のSNS等への書き込みを禁止し、事例も提示しながら注意を行う。

実習開始前に、個人情報保護に関する誓約書「実習施設における臨床実習の誠実な履行並びに個人情報及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書」の提出を求める。その前に、誓約内容について、具体的に説明し、学生が内容を良く理解した上で、書かせる。

7-2 実習先の確保の状況

本学科の実習施設は、原則として和歌山県内での実施を計画している（1施設のみ大阪市内）【資料7-2】。また、現在確保している25施設の内、21施設が本学科の所在する和歌山市内に位置しており、学生の移動及び教員の指導に大きな負担が生じないように配慮している。市外の最も遠方の施設であっても、JR和歌山駅から乗り換え無しで最寄り駅に到着でき、かつ最寄り駅から徒歩圏内であることから、実習施設として十分に通学可能な範囲であると判断している。

大阪市に実習先を1件設けているが、JR大阪駅から徒歩圏内であり、受入人数を10名として、通学状況に配慮して実習生を配置する。

また、実習施設の特性と実習内容を勘案し、本学科では、高度な専門的医療を担う和歌山県立医科大学附属病院を始め、総合病院のほか、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、こども園、支援学校について、バランス良く確保している。

7-3 実習先との契約内容

実習施設の承諾は、実習先に各実習の内容・目的等を説明し、理解を得た上で、承諾書を以て承諾の意思を確認する。

実習の依頼に当たっては、毎年契約書を取り交わし、大学と実習施設間の意思の確認を明確にする。契約書には、学生の負傷等に関する事項、損害賠償に関する事項、秘密の保持に関する事項を盛り込み、契約時にその内容を確認する。

また、これらの内容について詳細に実習指導者に対して説明し、あらかじめ理解を得ることとしている。

学生に対しては、本人の同意を得た上で「臨床実習に関する誓約書」及び「実習施設における臨床実習の誠実な履行並びに個人情報及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書」の提出を求め、事故の防止及び情報保護について理解を深めるとともに、必要に応じて実習施設への情報の提供等を行う。

7-4 実習指導体制と方法

すべての実習において、1病棟（一部病院外の施設では施設単位）に1人の教員を配置する（「看護の統合I（実習）」は病院ごとに複数教員を配置）。実習指導教員は、原則学生が実習中は常に学生のいる病棟（施設）で学生指導を行う。教員が授業や会議で実習先を抜ける場合は、他病棟で指導している教員がフォローする体制を整える。ほとんどの実習施設は、大学の近くであり、長時間不在にすることはない。会議は、極力実習指導時間と重ならないように設定し、実習指導を優先的に考える。

助手は、臨床経験が豊かで、専門学校等において実習指導の経験があるものを採用する。助手が実習指導を行う場合は、事前に施設で研修を行い、さらに当初は教授と一緒に指導にあたり、実習指導に必要な能力を養わせるように配慮する。

実習中は、毎日記録やカンファレンス、指導中の様子などから、学生ひとりひとりにアドバイスをを行い、実習目標が達成できるようにする。実習が長く続かないように間隔を設けているので、この期間に学生は実習後のレポートをまとめ、教員から個別にフィードバックをうけて、振り返りを行い、次の実習に備える。

7-5 実習水準の確保

実習は、地域で最も先端医療を提供している和歌山県立医科大学附属病院が中心であり、病院側の指導体制、設備ともに実績があり整った実習環境である。

中核病院である済生会和歌山病院、和歌山ろうさい病院も、大学・専門学校から多くの看護学実習を受けており、指導体制は整っている。その他に、本学科で実習を実施する施設は、看護学生の指導実績がある施設である。

7-6 大学と実習施設との連携方法

和歌山県立医科大学附属病院においては、ほとんどの実習を実施することから、年2回、実習の打ち合わせ調整会議を開催して、実習指導の充実を図る。この会議には、大学側からは教授全員、病院側からは、看護部長、実習担当副看護部長、実習病棟師長が出席する。実習科目ごとの事前打ち合わせは、実習担当教員が実習開始前にきめ細かく実施する。

また、済生会和歌山病院、和歌山ろうさい病院においても、年1回、実習の打ち合わせ調整会議を開催する。

緊急時の連絡体制は、病院と大学事務局で取り決めを行う。

7-7 単位認定等評価方法

各実習責任者は、実習評価表を作成する。実際に実習指導を担当した教員が、実習評価表にもとづいて評価を行う。この評価結果から、単位認定は実習責任者が行う。

実習指導教員は、実習施設の指導者からも意見を伺い、参考にして評価を行う。実習責任者は、評価結果を精査し、疑問があれば実習指導教員と意見を調整して、単位認定を行う。

【資料 7-1】 臨地実習計画表

【資料 7-2】 実習施設一覧

【資料 7-3】 実習施設承諾書

8. 取得可能な資格

本学科において取得が可能な資格は、看護師国家試験受験資格である。資格取得要件については下表の通りに定める。

資格	資格取得要件
看護師国家試験受験資格	和歌山保健医療学部看護学科の卒業要件 125 単位を取得すること

なお、看護師養成学校の指定申請は法令に基づき、令和 3（2021）年度に申請を行う予定である。

上記資格取得のための教育課程は、「保健師助産師看護師学校養成指定規則」に基づき、令和 3 年 4 月 1 日より施行される新カリキュラムに対応しており、本学科卒業要件を満たすことで指定規則に定められた科目を全て履修できるように設定されている。

【資料 8】 教育課程と指定規則の対比表

9. 入学者選抜の概要

9-1 入学者受入の方針（アドミッションポリシー）

本学科では、前述したディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえ、以下のようにアドミッションポリシーを策定する。

- (1) 看護について強い関心を持ち、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人。
- (2) 思いやりと優しさを備え、協調性に富む人。
- (3) 看護職として社会に貢献したい人。
- (4) 看護職にとって重要なコミュニケーション能力の基礎となる素養を持っている人。
- (5) 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人。
- (6) 学力の 3 要素につながる基礎的な学力を備えている人。

9-2 入学者選抜について

本学科の入学者選抜においては、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえ、アドミッションポリシーに基づき、学力の 3 要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」)を多面的・総合的に評価するため、多様な選抜方法により入学試験を行う。具体的には、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「社会人

入学試験」とする。各選抜方式においては、看護職への関心、意欲、求められる適性や基礎学力をよりの確に審査する観点から、面接、基礎能力試験、学科試験、小論文などの試験を実施し、社会人入学試験を除くいずれの方法においても書類審査（調査書・志望理由書・活動報告書）の結果を含め総合的に判定する。各入試区分の合否判定については、入学試験委員会で選抜方法ごとに定められた合否判定会議用資料を作成し、教授会にて審議検討して合否を決定する。

入学者選抜の評価方法と学力の 3 要素及びアドミッションポリシーとの関係については【資料 9】のとおりである。

以下に入学試験の選抜方法及び得点配分に関する本学の方針を示す。

(1) 選抜方法

① 総合選抜

総合型選抜事前説明会の受講を出願要件とする。これは、入学後のいわゆるミスマッチによる問題の発生を防ぎ、退学者等の減少を目的とする。当該説明会において本学科の特色、教育内容及びアドミッションポリシー等を十分に説明し、受験生からの質疑にも応じる。これによって本学側では受験生の本学への進学的意思を確認する。受験生側は本学科への理解を深める。その上で基礎能力試験により主として「知識・技能」、面接・書類審査により「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価する。

総合選抜型は A・B・C の 3 つの日程を設定する。試験の日程は A・B・C の順に別日程で実施する。3 つの日程を設けることで、受験生によって、課外活動や、学外活動などにより、当該選抜の受験が困難になることを避け、受験機会の多様化に対応する。

ア 総合型選抜（AO 基礎能力試験 A・専願型）

総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、1 次試験では本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・書類審査の総合評価により合否を決定し、合格者に対して 2 次試験で課題レポートを審査することにより、最終合否を判定する。

学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①と②の評価に重点を置くべきとの考えに基づき、①を評価するための基礎能力試験（100 点）、②を評価するための面接（100 点）に重点を置く。③は調査書を主体とした書類審査（50 点）により評価する。最も早期の日程で実施する本入試方式に限り、2 次試験として 400 字の課題レポートを課し、高等学校で習得すべき基礎的な理解力と表現力を 4 段階で評価し、確認する。

イ 総合型選抜（AO 基礎能力試験 B・専願型）

総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・書類審査の総合評価により合否を判定する。

学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①と②の評価に重点を置くべきとの考えに基づき、①を評価するための基礎能力試験（100 点）、②を評価するための面接（100 点）に重点を置く。③は調査書を主体とした書類審査（50 点）により評価する。

ウ 総合型選抜（AO 基礎能力試験 C・併願型）

総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・書類審査の総合評価により合否を判定する。

学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①と②の評価に重点を置くべきとの考えに基づき、①を評価するための基礎能力試験（100 点）、②を評価するための面接（100 点）に重点を置く。③は調査書を主体とした書類審査（50 点）により評価する。

② 学校推薦型選抜（指定校推薦入試）

高校に対して十分なアドミッションポリシーと成績基準の説明を行い、理解を求めた上で、高校内選考により選抜された志願者に対して実施する。小論文、面接及び書類審査により合否を判定する。

学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①知識・技能は調査書の学習成績の状況（評定平均値）の基準値により、学校長推薦の過程において確認、担保されていると考え、②を評価するために小論文（100点）と面接（100点）に重点を置く。③は調査書を主体とした書類審査（50点）により評価する。

③ 一般選抜（一般入試・大学入学共通テスト利用入試）

オープンキャンパス及び学生募集要項等においてアドミッションポリシーを周知徹底し、主として学科試験によって「知識・技能」を評価し、面接によって「思考力・判断力・表現力」を、書類審査により「主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度」を併せて評価し、総合評価により合否を判定する。

ア 一般入試学科試験科目

「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」「国語総合」「数学Ⅰ・A」「化学基礎」「生物基礎」から2科目選択とする（*「化学基礎」と「生物基礎」の組み合わせは不可）。

学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①を評価することを主眼に、学科試験（200点）に重点を置いた選抜方法とする。②を評価するために面接（25点）により評価する。③は調査書を主体とした書類審査（25点）により評価する。

イ 大学入学共通テスト利用の入試学科試験科目は

「国語」「数学（Ⅰ or Ⅰ・A）」「英語」「理科（「物理基礎」・「化学基礎」・「生物基礎」、「物理」、「化学」、「生物」から2科目）から高得点2教科2（3）科目選出の成績により合否を判定する。

学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①を評価することを主眼に、学科試験（200点）に重点を置いた選抜方法とする。②を評価するために面接（25点）により評価する。③は調査書を主体とした書類審査（25点）により評価する。

④ 社会人入学試験

オープンキャンパス及び学生募集要項等においてアドミッションポリシーを周知徹底する。

小論文及び面接により合否を判定する。

学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）の内、①と②を評価するために小論文（100点）と面接（100点）に重点を置く。特に小論文では「語彙力」「論旨の正確さと一貫性」「内容の独創性」等の基礎的な能力を評価する。③はこれまでの社会人経験の中で一定程度修得しているものと想定している。

(2) 選抜実施体制

本学では、入学者選抜に係る業務を公正・円滑に遂行するために、入学試験委員会を設置している。入学試験委員会では、入学者選抜についての基本方針を立案して、実施計画を作成して、その審議結果を教授会に諮っている。前項の各入学試験区分における合否判定については、入学試験委員会で選抜方法ごとに定められた合否判定会議用資料を作成し、教授会にて審議検討して合否を決定する。

(3) 入学定員に占める選抜方法ごとの募集定員の割合

本学科募集定員は、50人である。入学試験区分毎の定員割合は、下表のとおり概ね総合型選抜30%、学校推薦型選抜30%、一般選抜40%としている。

(表) 入学試験区分と募集定員、出願要件、選抜方法

入学試験区分	募集定員	出願要件等	選抜方法
--------	------	-------	------

総合型選抜 (AO 基礎能力試験 A・専願型)			総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、1 次試験では基礎能力試験・面接・書類審査(調査書・本人が記述した志望理由書・活動報告書等)により、2 次試験では課題レポートを審査することにより、2 段階選抜を行う。 【配点】 基礎能力試験 100点 面接 100点 書類審査 50点 課題レポート A～D の 4 段階で評価
総合型選抜 (AO 基礎能力試験 B・専願型)	15	<ul style="list-style-type: none"> ・本学を専願とし、高等学校・中等教育学校を令和 4 年 3 月に卒業見込みの者 ・本学が規定する「大学入学資格」を有する者 ・総合型選抜事前説明会を受講した者 	総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・書類審査の総合評価により選抜を行う。 【配点】 基礎能力試験 100点 面接 100点 書類審査 50点
総合型選抜 (AO 基礎能力試験 C・併願型)		<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校・中等教育学校を令和 4 年 3 月に卒業見込みの者 ・本学が規定する「大学入学資格」を有する者 ・総合型選抜事前説明会を受講した者 	総合型選抜事前説明会を受講した者を対象に、本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、基礎能力試験・面接・書類審査の総合評価により選抜を行う。 【配点】 基礎能力試験 100点 面接 100点 書類審査 50点
学校推薦型選抜 (指定校推薦入試)	15	<ul style="list-style-type: none"> ・本学を専願とし、高等学校・中等教育学校を令和 4 年 3 月に卒業見込みの者 ・学校長の推薦を受けられもの 	本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、小論文・面接・書類審査の総合評価により選抜を行う。 【配点】 小論文 100点 面接 100点 書類審査 50点
一般選抜 (一般入試)	15	本学が規定する「大学入学資格」を有する者	調査書・本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、学科試験(コミュニケーション英語 I・II、国語総合、数学 I A、化学基礎、生物基礎から 2 科目選択 * 化学基礎と生物基礎の組み合わせは不可)と面接及び書類審査の総合評価により選抜を行う。 【配点】 学科試験 100点×2 面接 25点 書類審査 25点

一般選抜 (大学入学共通テスト利用入試)	5		調査書・本人が記述した志望理由書・活動報告書等を参考にして、大学入学共通テスト 英・国・数(I or I A)・理(物基・化基・生基・物・化・生から 2 科目)から高得点 2 教科 2(3)科目選出の成績と面接及び書類審査の総合評価により選抜を行う。 【配点】 学力試験 100点×2 *全ての科目を100点に換算する。 面接 25点 書類審査 25点
社会人入学試験	若干	・令和 4 年 4 月 2 日時点で満 20 歳に達しており、本学が規定する「大学入学資格」を有する者 ・概ね 2 年以上の就業経験があること(主婦・家事従事者・アルバイト等を含む)	小論文・面接の総合評価により選抜を行う。 【配点】 小論文 100点 面接 100点

【資料 9】入学者選抜の評価方法と学力の 3 要素との関係

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

10-1 教員組織編成の考え方

本学科では人材育成の目的及び教育課程の編成における特色を考慮し、学生の講義、演習、実習を適切に実施できるよう専任教員を配置している。学士教育における質の保証を鑑み、博士号の学位を有する専任教員を 7 人、修士の学位を有する専任教員を 13 人配置する。また、大学における専任教員としての教育経験を有する者を 17 人配置する。

専任教員 21 人が看護職としての実務経験を有する教員である。

教育経験、教育・研究業績から、本学科で担当する授業科目と職位について適切に配置している。

これまでの豊かな研究・大学教育の経験を持つ教員と、臨床現場を豊富に経験し実務経験を生かして指導できる教員を、領域ごとに組み合わせ配置し、研究と教育が充実して実施できるようにしている。

10-2 教員組織の配置

看護の専門分野は、「基礎看護学」「成人看護学」「高齢者看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」とする。各分野に 1 人は教授を配置し、効果的に教育研究が実施できるように考慮している。

教員はそれぞれの領域における十分な教育研究上の業績を有し、また臨床経験も豊富である。看護実践能力の育成を目指した教育を実施するために、学位の保有状況、教育実績、研究実績など十分な専門知識だけではなく、臨床経験などを考慮し、担当科目の検討をした。講義・演習・実習が系統的に積み上げて行われるように、教員の担当科目も関連性を重視して配置している。

10-3 教員の研究体制

専任教員の専門領域は研究実績を有している領域に配置している。教授を中心に、外部競争資

金等の獲得に向けての研究活動を遂行する体制が取れる。科学研究費ほかの研究活動に必要な資金獲得に向けて、領域や学科の枠にとらわれず、研究組織を形成し、研究が充実するように、教授は若手の教員へ積極的に共同研究や外部との連携についてサポートを実施する。

10-4 教員組織の年齢構成・職位構成

専任教員の年齢構成は、30代1人、40代4人、50代8人、60代6人、70代2人である。

専任教員の職位構成は、教授8人、准教授3人、講師6人、助教4人である。

完成年度には、学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程【資料10-1】に定める定年である65歳を超える教員が6人在籍することとなるが、これらの教員は、専門分野において優れた研究業績を有する者であり、かつ多年にわたり豊富な職業経験を有しており、本学の充実発展に多大なる貢献をなしうる者と判断し、新たな学部を設置するに当たり、特に必要な人材であると考えたためである。当該教員は、「宝塚医療大学教員の定年の特例に関する申し合わせ」【資料10-2】に基づき、最大75歳までの定年延長を行う。

完成年度と同時に退職する教員の後任については、計画的に公募等を行い教員の補充を行う。教員の補充は、各専門領域における退職予定者の人数に合わせて必要な職位に関する公募等による採用計画を立て、令和7(2025)年度から公募等を実施すると共に、内部での教員の昇任を推進する。内部での昇任が出来ない場合は、必要に応じて適切な職位の教員を公募等により採用することとする。こうした取組をとおして教育が継続して実施できるように配慮する。また、現任教員が昇格できるように、研究資金や研究時間の確保を行う。学位の取得を目指す教員へは、学位取得のためのサポートを行う。退職する教員から業務が継承され、教育研究の質が下がることのないように、先を見越した支援を計画的に実施する。

【資料10-1】学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程

【資料10-2】宝塚医療大学教員の定年の特例に関する申し合わせ

11. 施設、設備等の整備計画

11-1 校地、運動場の整備計画

本学科の設置に当たり、既存の保健医療学部及び本学部においては、校地及び施設・設備の変更は行わない。

本学部リハビリテーション学科についての授業等は、従来通り既に使用している校舎において完結する。

新たに設置する看護学科に関しては、令和2(2020)年11月27日に「和歌山県病院協会が設立する和歌山看護専門学校の事業継承の契約」【資料11-1】に基づき取得した当該専門学校の校地校舎と既存の本学部リハビリテーション学科で使用している校地校舎の2拠点での授業を実施する。

現在、リハビリテーション学科が使用している校舎を中之島校舎、和歌山看護専門学校の校舎を西庄校舎と呼称する事とする。

校地について、中之島校舎については、平成30(2018)年10月4日に、和歌山県と「学校法人平成医療学園 宝塚医療大学和歌山保健医療学部(仮称)の設置に関する協定書」の取り交わしを行い、これに基づき、平成31(2019)年1月29日に、「定期借地権設定契約公正証書」【資料11-2】の取り交わしを行った。これにより、平成31(2019)年2月1日から、平成81(2069)年1月31日までの50年間にわたる長期賃貸契約を締結し、校地を確保している。中之島校舎の敷地面積は4,000㎡である。西庄校舎の校地については、和歌山市所有の校地であることから、新たに和歌山市との賃貸借契約を締結する。現在、令和4(2022)年3月までの借地契約【資料11-3】があることから、和歌山市と協議し、20年以上の長期賃貸借契約を締結する。西庄校舎の敷

地面積は、3,400 m²である。

中之島校舎では、運動施設として、敷地内に小規模ではあるが多目的運動場（538.70 m²）を整備するとともに、3階テラス部分をリハビリ広場（584.3 m²）として整備している。ここは、「検査・評価室」や「機能訓練室」と同フロアにあり、歩行訓練の実習や各種運動の計測などにも活用することができる特徴的な施設を設けている。

これらの運動施設は、授業、課外授業に活用するほか、必要に応じて近隣住民への貸し出しを行っている。

また、これらの運動施設のほかに、近接（道路を挟んで向かい側）の和歌山県立体育館の施設を借用し、体育実技、課外活動等に使用している。

西庄校舎には運動場が整備されていないことから、体育実技については、中之島校舎を利用する。課外活動については、隣接地に和歌山市が整備している運動場があることから、当該運動場の借用を計画している。

11-2 校舎等施設の整備計画

本学部リハビリテーション学科で現在使用している中之島校舎は、40人を収容する普通教室11室（内1室は情報処理を行う教室を兼ねる。）、120人を収容する中講義室1室、30人～40人で使用する実技教室12室、最大で440人が収容可能な大講義室1室の教室関係の各居室を整備している。

このほか、事務室、各研究室を整備するほか、学内に共同研究室を2室設け、研究の推進を図っている。

学生の自習や休憩、控え室に関する施設等としては、図書館及びこれを兼用するカフェ（食堂）及び売店、ロッカー室、自習室、ラーニングコモンズ、健康管理室等を整備している。また、学生が休憩や食事に利用できるカフェテラスを屋外に整備している。

西庄校舎は、現在和歌山看護専門学校が使用している校舎（3,332.46 m²）を活用し、整備する。具体的な整備計画として、直接教育に使用する教室として、普通教室を4室、学生の情報処理やレポート作成等にも使用できる情報処理室1室、実習及び演習授業で使用する教室として、基礎・成人・母性・小児の各実習室及び在宅看護実習室をそれぞれ整備する。なお、和歌山看護専門学校は、令和5（2023）年度を以て廃止し、それまでの間、西庄校舎を本学科と共用するが、令和3（2021）年度入学生を以て募集停止を行う。令和4（2022）年度には2学年（収容定員100人）、令和5（2023）年度には1学年（収容定員50人）のみが在籍するが、教室・実習室の不足などは発生しない。

これらの他、学生ロッカー室、演習や少人数の授業で使用できる多目的室、既存校舎と独立した図書室及び書庫を整備し、学生の学修環境を整える。

学生厚生施設として、保健室及び健康相談室を設け、学生の心身の不調、相談に対応出来る体制を整える。また、校舎の空地部分にベンチ等を設置して学生の憩いの場とすることを計画している。

これら西庄校舎の活用に加え、同敷地内に専任教員の個人研究室20室を持つ研究室棟を新たに建築し、教員の研究環境及び学生指導環境を整備する。

既存校舎と研究室棟を併せて3,816.84 m²を西庄校舎において整備する。中之島校舎と合わせて本学部全体で、10,284.39 m²、本学全体で21,568.02 m²となる。

大学設置基準に定める校舎の面積については、それぞれ保健医療学部が7,669 m²、本学部が3,966 m²、本学科が2,512 m²であり、合計14,147 m²であることから、本学の校舎面積は、十分に設置基準を満たしている。

本学科においては、中之島校舎と西庄校舎の2拠点での教育を実施する。

中之島校舎では、学部共通科目、専門基礎科目について実施し、専門科目については西庄校舎で実施する。学生の移動の便を考え、1日の内に2つの校舎を往来することが無いよう時間割を工夫する事で、1週の内いずれの校舎において授業を行うかを明確にする。2つの拠点での教育の実施計画については、時間割案【資料11-4】のとおりである。

学部共通科目については、既存のリハビリテーション学科との合同での実施も行う一方でオン

ライン授業の導入も推進し、今後求められるメディア活用能力について実践的な能力を身につけるとともに、オンライン授業での対応を求められる事態に備えることとする。

11-3 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学科設置に向け、必要な図書、雑誌、視聴覚資料等の整備について、以下のとおり計画している。

本学部の図書館は、既存の宝塚医療大学附属図書館と共同して資料提供等を行う図書館として整備している。

(1) 既存図書館の概要

宝塚医療大学附属図書館の概要は以下のとおりである。

面積：366 m²（閉架書庫 117 m²）

閲覧席数：80 席 収納可能冊数：約 50,000 冊（閉架書庫を含む。）

このほか、医療系の学術論文の検索及びダウンロードが可能な電子ジャーナルとして、日本国内の学会・出版社発行の雑誌に掲載された医学・歯学・薬学・看護学、医療技術、栄養学、衛生・保健などのあらゆる医学関連分野の「医学文献」から検索し、必要な文献はその場で全文閲覧・ダウンロードが可能な「メディカルオンライン」と国内発行の、医学・歯学・薬学・看護学及び関連分野の定期刊行物、のべ約 7,000 誌から収録した約 1,300 万件の論文情報を検索することができる「医学中央雑誌オンライン」が利用可能であり、教員及び学生が本学学内であれば自由に利用することができる。

また、図書館内に、パソコン 15 台を設置し、学生及び図書館利用者が電子書籍の閲覧や上記の電子ジャーナルの利用及び OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）を利用した蔵書検索ができる環境を整えている。

近年では、学生自身がコンピューターやタブレット端末を所有していることが多いことから、主要教室及び図書館では、Wi-Fi 環境を整備し、学生がインターネットに接続できる環境となっている。

和歌山保健医療学部（中之島校舎）の図書館の概要は以下のとおりである。

本学部で整備する図書館の特徴は、図書館とカフェ（学生食堂）をシームレスな環境としていることである。

校舎のエントランスホールに隣接して図書館とカフェを設置することで、学生の休憩と憩いのスペースと、図書館機能を継ぎ目無く接続する。カフェ部分（233.10 m²）と図書館部分（168.60 m²）は、スペースとして区分は行うが、仕切りやドアなどの区切りは作らず、学生等が行き来できるようにした。また、図書館とカフェは建物東側に位置しており、屋外のカフェテラスにも接続させ、明るく、開放的な環境になっている。

図書館の資料は、磁気テープによるブックディティクションシステムを行い、図書館と食堂の入口には入館ゲートを設置することで、図書等の資料を無断で持ち出すことはできないよう配慮している。

この取り組みを行うことの目的は、学生の自学自習、休憩や交流を活発化し、学内での滞留時間の増加による学修効果が期待できることである。大学キャンパスを心地よい場所とすることで、学生が大学に滞在する時間が増加することにより、学修効果の向上を目指すことである。

図書館部分には、閲覧席として 63 席、カフェ部分には 135 席を整備するとともに、図書館部分には OPAC が利用可能なパソコンを 10 台整備している。また、既存図書館と同様に Wi-Fi 環境を整備し、学生の自学自習を支援している。

図書の検索は、蔵書管理システムを利用した OPAC を利用するほか、図書の貸し出し、返却を行うカウンターにおいて、レファレンス業務に対応している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）を利用した全国の大学図書館等に所属されている図書の検索及び相互貸借についても、蔵書管理システムで対応し、図書館カウンターでこれらの業務を行うことで、教育、研究の推進に資する体制を整えている。

(2) 西庄校舎における整備計画

現在、西庄校舎には、和歌山看護専門学校が整備している図書館（131.22 m²、書庫 51.03 m²）がある。また、閲覧席数は 24 席とする。本学科においても当該図書館の資料を引き継ぎながらこれまで本学の附属図書館でおこなってきた機器の導入（蔵書検索用パソコン 5 台、Wi-Fi 環境の整備等）と同様に実施する計画である。

既存図書館と同様の蔵書管理システムを導入することで、いずれの校舎からでも OPAC や目録所在情報サービスを利用可能な状況になるよう、整備するとともに、各図書館での相互貸借や、各施設での返却業務の対応をおこなえるよう、計画する。

なお、導入予定の学術雑誌は【資料 11-5】のとおりである。既存図書館で利用している「メディカルオンライン」と「医学中央雑誌オンライン」についても導入することから、最新の学術情報の取得や、論文の取得についても、問題なく行えると考えている。

(3) 資料整備計画

本学部においては、教育課程の内容に沿って順次図書等の資料の購入を行っているところであるが、本学科の設置に伴い、当該分野の蔵書についても拡充を行う。

現在、和歌山看護専門学校では下表のとおり看護の専門分野に関する書籍が整備されており、西庄校舎では看護の専門分野を中心とした資料の充実を図る。一般教養に関する書籍や、基礎医学に関する書籍に関しては、中之島校舎で授業を行う機会が多いことから、中之島校舎での導入を行う。

(表) 既存の図書整備状況

種 別	数 量
	小 計
図 書	9,493 冊
(内訳) 基礎分野	1,577 冊
専門基礎分野	2,035 冊
専門分野 I	3,347 冊
(専門分野 I 内訳)	
基礎看護学	3,347 冊
専門分野 II	1,894 冊
(専門分野 II 内訳)	
成人看護学	946 冊
老年看護学	193 冊
小児看護学	204 冊
母性看護学	315 冊
精神看護学	236 冊
統合分野	640 冊
(統合分野内訳)	
在宅看護論	207 冊
看護の総合と実践	433 冊
辞 典 類	213 冊
学 術 雑 誌	34 種類
そ の 他	54 冊
合 計	書籍 9,760 冊 学術雑誌 34 種類

図書等の資料購入にかかる費用及び購入冊数は次のとおり計画している。

	開設前年度 2021年	開設年度 2022年	2年次 2023年	合計
経費（千円）	5,130	3,400	2,650	11,180
書籍点数 （書籍）	332	520	400	1,252
雑誌点数 （種類）	36	36	36	36

*データベースの整備費及び運用コストを含む。

【資料 11-1】 学校事業譲渡契約書

【資料 11-2】 定期借地権設定契約公正証書

【資料 11-3】 土地賃貸借契約書

【資料 11-4】 時間割表

【資料 11-5】 宝塚医療大学 和歌山保健医療学部看護学科 学術雑誌一覧

12. 2以上の校舎で教育を行う場合の具体的計画

本学科では、学部共通科目、専門基礎科目については、「基礎ゼミナール」「臨床栄養学」及び「人間関係論」を除く全ての授業科目を中之島校舎で実施する。専門科目については、授業科目の特性から、西庄校舎で実施する計画である。

中之島校舎及び2つの拠点での授業の実施計画については、時間割案【資料 11-4】のとおりである。本学科の学生が、中之島校舎と西庄校舎の2拠点で授業を受講するに当たり、時間割の工夫を行い、特定の曜日のみで中之島校舎で実施する授業が行えるようにし、校舎間の移動を伴わないようにする。

学生は、時間割に従ってどの曜日にどの校舎で授業を受講するかを、履修登録の段階で混乱が生じないように留意する。

中之島校舎の想定収用定員（普通教室（40人）×11室＋中講義室（120人））は560人である。これに加えて大講義室では最大400人が対応可能であることから、学科全体を対象とした集会、学科全体を対象とした授業科目の実施が可能である。

西庄校舎の想定収容定員（普通教室50人×4室（情報処理教室含む））は200人であり、本学科の全ての学生が同時に授業を受講可能である。

本来ならば、西庄校舎で全ての授業科目を完結させる事が可能であるが、西庄校舎が最寄り駅からの交通に不便な立地であること、既存の和歌山看護専門学校の学生が令和5（2023）年度まで当該校舎で授業を実施することから、西庄校舎でしか対応出来ない実技科目や演習科目を除く学部共通科目及び専門基礎科目について、中之島校舎を活用して講義を実施する事により学生の負担を軽減する。

専任教員の配置について、既存のリハビリテーション学科の専任教員は、全員中之島校舎に個人研究室を整備していることから、移動等は生じず、教育研究の環境に変更はない。

今回設置を計画している本学科においては、西庄校舎に新たに研究室棟を建設し、専任教員全員分の個人研究室を整備する。なお、助教、助手については共同の研究室とする。

本学科の専任教員が、中之島校舎において授業を担当することはないが、中之島校舎において学生からの相談等に対応するため、専任教員が週に1日程度交代で、授業等に影響がない範囲で中之島校舎において学生相談及び学生指導等に従事する。そのため、中之島校舎に教員控え室及びプライバシーに配慮した相談スペースを設ける。これによって本学科の学生が、いずれの校舎においても専任教員に質問や相談が行える環境を整備する。

また、JR 和歌山駅、南海和歌山市駅と中之島校舎、西庄校舎を巡回するスクールバスを運行し、校舎間の往來をスムーズに行えるようにする。

図書館について、中之島校舎、西庄校舎それぞれに整備する。本学科の学生は、いずれの図書館についても自由に使用し、また図書の貸し出しが出来るようにする。図書の返却については、いずれの図書館窓口においても受付が出来るようにし、学生の利便性を高める事とする。

看護学の専門的な図書に関しては、西庄校舎に原則として集約するが、学部共通科目、専門基礎科目については既存のリハビリテーション学科と重複する事から、これらの分野に関する図書はいずれの図書館でも利用できる。

本学部で所蔵する図書については、図書館管理システムを導入し、一括して管理を行う。これにより OPAC を利用して、学生はどこからでも必要な図書等の所在を検索できる。また、校舎間における図書の相互貸借を行うことで、いずれの校舎からでも必要な図書を借りることが出来るよう、工夫する。

本学では、「医中誌オンライン」「メディカルオンライン」をすでに導入しており、医療に関する論文に関してはオンライン上で検索、ダウンロードが出来る体制を整えている。本学科の学生もこれらのサービスを利用することで、学術論文の検索を自由に行う事ができる。

今後は、電子書籍の充実を図り、一層校舎や学生の所在にとらわれない図書館運営を行い、学生の学修、研究活動の充実を図る。

教員は、教職員用グループウェアを活用し、スケジュール管理や出張精算などの諸業務をいずれの校舎でも行えるようにする。また、Google Classroom を活用して学生からの質問、レポートの提出及びコメントの返信など、教育に係る業務を校舎にとらわれず対応出来る環境を整える。

学生は、Google Classroom をとおして学科内の連絡事項の確認や、担当教員への相談、レポート提出がいずれの校舎でも行えるようにする。また、大学ポータルサイトを活用して、どこからでも大学掲示板に掲載されている内容を確認できるようにすることで校舎間の移動を最小限にとどめる。これらのソフトウェアの使用法については、入学時のオリエンテーションで説明するとともに、質問があった場合は随時事務局及び教員が対応する。

中之島校舎、西庄校舎のいずれにも健康管理室を整備し、体調不良や健康相談に対応出来る体制を整える。

学生の心身の健康に関する相談については、各校舎に担当の医師または看護師を配置し、いずれの校舎でも相談を受けられるようにする。相談内容は、個人の秘密を厳密に保護するとともに、必要に応じて情報の共有を行う事とする。

本学科所属の専任教員は、原則として西庄校舎に研究室を配置するが、中之島校舎において授業を担当する場合は、中之島校舎の教員控え室で業務に当たる事から、授業に関する学生指導、相談業務を行う事に支障はない。

西庄校舎を主たる勤務先とする教員が中之島校舎で授業を行わない場合で、かつ学生が中之島校舎で授業を受講する場合は、適宜専任教員が交代で中之島校舎を訪問し、学生への指導や相談対応を行うこととする。

また、時間割を工夫し、同日中に複数の校舎を往來することをできる限り減少させることによって、教員の研究に充てる時間の確保にも配慮する。

Google Classroom を活用することで、学生への連絡、レポート提出・添削、各種相談などについて、校舎にとらわれず対応出来る環境をととのえることにより、教育相談、指導体制についても支障がないと考える。

また、研究に関する科目である「看護研究Ⅰ・Ⅱ」については、西庄校舎で開設し、専任教員による相談、指導が対面形式で行えるよう配慮するので、学生が研究活動を行う事に支障はない。

13. 管理運営

本学部における管理運営については、本学科開設後の当該学部の完成年度における総収容定員が既存のリハビリテーション学科と合わせ 600 人と小規模であることから、既存の保健医療学部の管理運営方法を継承することを原則とする。

また、全学で行う会議については、既にオンライン会議システムを導入し、インタラクティブな会議の実施ができるよう整備している。オンライン会議システムは、これまで各種会議及び研究発表会等で使用しており、双方向性、資料の共有など会議実施に必要な要件を満たしており、動作環境にも問題無い。については、現在利用しているシステムを踏襲し、機器の整備を行う。

(1) 宝塚医療大学学長企画調整会議

宝塚医療大学学長企画調整会議（以下、学長企画調整会議という。）は、本学における最高意思決定機関である。「学長企画調整会議規程」【資料 13-1】に基づき、全学にわたって重要事項についての連絡・調整を行い、審議し、学長の校務を助けている。当該会議の構成員は、学長、統括長（大学担当理事）、副学長、学部長、学科長、事務局長であり、毎回通例として事務局各課長が陪席している。今回、本学科が開設することに伴い、当該学科の学科長を構成員に加えることとしている。

学長企画調整会議は、原則として毎月 1 回開催することとしており、学長が議長として招集する。

学長企画調整会議の審議事項は、以下のとおりである。

- ① 本学の将来計画に関すること。
- ② 本学の重要事項に関すること。
- ③ 組織の間の連絡調整に関すること。
- ④ その他学長が必要と認めた事項に関すること。

(2) 教授会

「宝塚医療大学学則」第 17 条の規程に基づき、和歌山保健医療学部に教授会を置く。

当該教授会の構成員は、学長、統括長（大学担当理事）、副学長、学部長、学科長、専攻長及び学部にも所属する専任の教授とする。なお、教授会が必要と認める場合には、上記以外の者を会議に出席させることができることとする。

当該教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

教授会は、上記に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

なお、上記③にある教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、学長裁定に基づき次のとおり定めている。

- ① 将来計画及び年度計画に関する事項
- ② 教育課程の編成に関する事項
- ③ 教育研究活動等についての点検・評価に関する事項
- ④ 学生の懲戒に関する事項
- ⑤ 教員の研究業績の審査等に関する事項
- ⑥ 学則、規程等の制定又は改廃に関する事項

教授会は、原則として毎月 1 回開催することとし、学長が招集する。

また、教授会は必要に応じて既存の保健医療学部と合同の教授会を開催することができることとし、オンライン会議システムを利用して協議を行うこととする。

(3) 各種委員会

本学部における各種委員会活動は、既存学部の委員会活動と合同で実施している。常置委員会の名称、構成員及び審議事項は、【資料 13-2】のとおりである。

委員会活動は、各学部で選出された委員を中心に活動し、委員会で協議された検討事項や問題点などについては、教授会で報告され協議される。また、必要に応じて学長企画調整会議において審議、決定される。各委員会の会議は、オンライン会議システムを利用して行うほか、各学部において委員会会議を持つとともに、必要に応じて各委員会の下部組織としてワーキンググループを設置することがある。

(4) 学科会議等

本学部は本学科の開設により 2 学科で構成されることから、学科内での様々な連絡・調整を行うため、学科会議を原則として毎月 1 回開催することとする。学科会議は学科長が招集する。学科会議の構成員は学科に所属する全ての教員とし、教育研究に関する事項について協議する。また、必要に応じて各専攻における会議を実施することとする。協議の内容は、教授会において報告し、必要に応じて学長企画調整会議に議題を上程し、審議、決定する。

(5) グループウェアの活用

本学では、クラウド型のグループウェアを導入している。当該グループウェアの活用により、学内での教職員向けの通知、各種規程等の確認、個人スケジュール及び全体スケジュールの管理、会議等で使用する居室の予約管理、出張等の申請及び精算、物品の購入などの各種稟議の提出、決裁を行うことが出来る。新設する本学科においても当該グループウェアを導入することで、情報の共有や意思決定の迅速化に寄与する。また、学長、副学長及び学科長等の管理者が他のキャンパスでの状況を逐次確認することで、適切な管理運営を行う。

【資料 13-1】学長企画調整会議規程

【資料 13-2】宝塚医療大学常置委員会状況

14. 自己点検・評価

14-1 実施方法

本学は、「宝塚医療大学学則」第 2 条第 1 項の規定において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。

本学の自己点検・評価に関しては、宝塚医療大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）が中心となって実施する体制を取っている。

本学は平成 23（2011）年 4 月に開学したことから、大学の完成年度までは、文部科学省に申請した大学設置計画の確実な履行を第一として教育研究活動を行っていた。

このため、平成 23（2011）年度・24（2012）年度は、「自己点検報告書」を作成するには至らなかったが、それに代わるものとして、平成 25（2013）年度に「宝塚医療大学紀要創刊号」を刊行し、各学科の研究活動、委員会活動及び社会貢献活動等について取りまとめ、「大学ホームページ」において公開している。

現在は、日本高等教育評価機構が実施する認証評価における点検項目を念頭に自己点検報告書を作成している。（自己点検報告書は「大学ホームページ」で公開済み。）

平成 29（2017）年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、同協会から「適合認定」を受けている。また、機関別認証評価の際に改善を求められた点については、令和 2（2020）年に改善報告書を提出し、当該改善報告に対し改善が認められ所見は特でない旨、通知があった。

14-2 実施体制

本学は、開学時から宝塚医療大学 FD 委員会（平成 28（2016）年 4 月 1 日より宝塚医療大学 FSD 推進委員会（以下、「FSD 推進委員会」という。））が中心となって、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート内容を集計・分析し、自主的・自律的に教育に係わる自己点検・評価を行っている。アンケート集計結果の報告書は、平成 24（2012）年度より作成している。

また、宝塚医療大学研究推進委員会及び宝塚医療大学紀要委員会（以下、「紀要委員会」という。）において、教員個々の研究実績を調査分析し、本学の設置の趣旨に基づいた研究水準の向上に努めている。

本学の自己点検・評価の体制は、「宝塚医療大学学則」第 2 条の規定に基づき、自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価体制が整備されている。自己点検・評価委員会は、学長が指名した副学長、教務部長、各学科長、各学科から選出された教員、事務局長及びその他学長が必要と認めた者により構成されている。

「自己点検・評価委員会規程」第 2 条には、委員会は自己点検・評価について以下の事項を所掌するよう定められている。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果の活用に関すること。
- (5) 第三者評価への対応に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。

また、平成 28（2016）年度から、事務局内に IR（Institutional Research）等を所掌する学長企画室を設置し、専任職員を配置している。自己点検・評価の内容等については学長企画調整会議でも検討しており、全学的な体制を整えている。

本学は、平成 23（2011）年度の開学時から学期ごとに、授業評価アンケートの結果に基づく自己点検・評価を実施している。

また、2 年次から 3 年次進級時に該当学生全員を対象とした在学生アンケートを実施している。当該アンケートでは、授業やカリキュラムに関すること、学生生活に関すること、大学施設に関すること、教職員に関すること及び総合的な意見を求めている。

卒業予定者に対しても満足度アンケートを実施し、本学の教育、施設等に関する意見を聞き、自己点検・評価委員会で報告し、改善内容について協議している。

このように、本学においては、各授業に関する評価に加え、在学中及び卒業時に学生からの意見を聴取し、継続的な改善を図ることとしている。

平成 24（2012）年度から、毎年、法人全体で作成している「事業計画書」及び「事業報告書」において、本学の事業計画及び事業報告を掲載している。

平成 25（2013）年度には、新入生を対象とした「高校と大学の接続問題に関するアンケート調査」を実施し、新入生の教育意識を探り、教員個々の教育方法の創意工夫を図ることとしている。

なお、授業評価アンケート、在学生アンケート及び卒業生アンケートに関しては、とりまとめたものを本学ホームページで公開している。

14-3 評価項目

開学以来、本学では大学全体の「自己点検報告書」の作成には至っていなかったため、平成 27（2015）年度からは日本高等教育評価機構が定める基準の項目を参考に、「自己点検報告書」の作成を行っている。

本学における自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となり学長企画調整会議、事務局等と連携を図り対応している。具体的には、大学の組織、管理運営、教育・研究等に関する「事業計画」及び「事業報告書」の作成は、学長企画調整会議と事務局が連携し定期的に行っており、また、「宝塚医療大学紀要」の刊行に当たっては、紀要委員会が中心となり事務局と連携し、各学科の研究活動、委員会活動及び社会貢献活動等について自己点検を行い、毎年 1 回定期的に発行している。

大学は、常に自己点検・評価を繰り返し、改善・改革を積極的に推し進め、教育・研究の水準及び質の維持向上を継続させなければならないことから、平成 28 (2016) 年度に策定した「中期計画」に基づき、自己点検・評価を実施する体制を整備し、さらに令和元 (2019) 年度には、本学園全体で統一した中期計画が作成されたことから、すでに作成していた中期計画をさらに見直し、令和 2 (2020) 年度から令和 7 (2025) 年度までの中期計画を作成している。

本学の自己点検・評価については、平成 27 (2015) 年度から毎年実施している。また、教員の研究及び社会貢献活動については「宝塚医療大学紀要」に記載している。当該紀要は、平成 26 (2014) 年から作成し、令和 2 (2020) 年に第 7 号を刊行する。

本学科を設置する本学部は、これまでの自己点検・評価の方法を踏襲しながら、平成 30 (2018) 年度から新評価システムに基づく認証評価に対応するため、日本高等教育評価機構が定める基準の項目に従い、以下の評価項目について自己点検・評価を実施している。

- 基準 1. 使命・目的
- 基準 2. 学生
- 基準 3. 教育課程
- 基準 4. 教員・職員
- 基準 5. 経営・管理と財務
- 基準 6. 内部質保証

14-4 結果の活用と公表

平成 29 (2017) 年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、同機構から「適合」の認定を受けた。当該評価における助言、指摘事項等については改善報告を提出し、改善が認められたが、今後も充実に継続的に努める。

また、授業評価アンケートや、在学生・卒業生向けアンケートなどを通して学生からの要望を取りまとめ、自己点検・評価委員会を中心に改善に取り組んでいる。

自己点検・評価の結果及び各種アンケートの集計結果、本学紀要については、本学ホームページの情報公開のページに逐次更新の上、公開している。

本学の教育研究の質を保証し、改善していくためには、継続的な自己点検・評価が必要であり、また第三者による客観的な評価を行い、持続的に教育研究に反映していくことが不可欠であると考えられることから、本学科においても既存学部と同様に各種アンケートを実施するとともに、自己点検・評価を継続的に行い、これらの情報を本学ホームページに公開する。

15. 情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び私立学校法第 47 条の規定に基づき、情報公開を行っている。情報公開は、本学ホームページで行っており、そのアドレス及びアクセス方法は次のとおりである。

ホームページアドレス : <https://www.tumh.ac.jp/outline/publicinfo.php>

トップ > 大学案内 > 情報の公開

本学が、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき公開している情報は次のとおりである。

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

宝塚医療大学学則並びに宝塚医療大学保健医療学部規則及び宝塚医療大学和歌山保健医療学部規則に記載されている目的、教育研究上の目的について公開している。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部及び学科の名称、学位の名称の理由及び大学、学部、学科の英訳標記について公開している。

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員配置の考え方、年齢構成、教員数、各教員が有する学位及び業績、教員の主たる業績について公開している。

- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

本学のアドミッションポリシー、募集定員、前年度の受験者数・合格者数・入学者数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数、毎年5月1日現在での学生数について公開している。

- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

当該年度に開設する全ての授業科目に関するするシラバスを公開している。

- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

宝塚医療大学学則、宝塚医療大学保健医療学部規則、学位規定、教務規定について公開している。

- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスマップ、本学への交通手段、大学施設の概要、課外活動の状況、学生が休息等を行う環境について公開している。

- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

各学科の4年間で納付する学生納付金等について、年次毎に公開している。また、利用可能な奨学金制度及び本学独自の奨学金制度について公開している。

- (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の就学に関する支援、学生の進路選択に係る支援、学生の心身の健康等に係る支援の各項目の実施内容及び体制等について公開している。

- (10) 教職免許課程について

教職免許課程について、教員養成の目標、取得できる教員免許の種類、スケジュール、教員免許取得状況、教員採用実績、教員養成に係る組織、開講科目及び担当者名、専任教員の業績等(学内リンクへの案内)を公開している。

- (11) 授業評価アンケート

前年度に実施した授業評価アンケートの全体集計を公開している。

- (12) その他

その他として、設置認可申請書、自己点検・評価報告、機関別認証評価に係る自己点検評価書及び評価報告書、宝塚医療大学紀要、動物実験に関する情報、研究活動に関する規定(不正防止の体制等を含む)について公開している。

私立学校法第47条の規定に基づき財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書について、過去3年間分を公開している。

これらのほか、次の各情報について公開している。

① 教育条件

- ・教員一人当たり学生数
- ・収容定員充足率
- ・年齢別教員数
- ・職階別教員数

② 教育内容

- ・専任教員と非常勤教員の比率
- ・学位授与数及び授与率
- ・就職先の情報

③ 学生の状況

- ・入学者推移(過去4年間)
- ・退学除籍者数
- ・中退率
- ・留年者数
- ・社会人学生数
- ・留学生数及び海外派遣学生数

- ④ 国際交流・社会貢献等の概要
 - ・社会貢献活動
 - ・大学間連携
- ⑤ 財務情報関連
 - ・財務状況を全般的に説明する資料
 - ・各科目の平易な説明の資料
 - ・経年推移の状況が分かる資料
 - ・財務比率等を活用して財務分析をしている資料
 - ・グラフや図表を活用した資料
 - ・学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学における教育内容等の改善を図るための組織的な研修等については、自己点検・評価委員会及びFSD推進委員会が中心となり、調査、分析及びその結果のフィードバックを行っている。また、自己点検・評価や各種アンケートの結果を踏まえて、教務委員会においてシラバスの記載内容及び方法の改善、授業実施の方法の改善等について協議され、実施されている。

本学科を新たに設置する本学部においても現在の改善方法を継承し、学長を中心としたPDCAサイクルの構築に務める一方で、学科の専門性に即した独自の研修等の取組を行う。

和歌山県には、大学は少数であるが、高等教育機関コンソーシアム和歌山が設立され、教育研究事業やFD (Faculty Development)、SD (Staff Development) 事業、学生共同プロジェクト等を実施している。本学部についても当該コンソーシアムに参加し、各種事業や研修への参加をとおして教育内容等の改善を図る。

教育内容等の改善を図るための具体的な組織及び取り組み内容等については、下記のとおりである。

(1) 自己点検・評価委員会

本学における全学的な教育内容等の改善を図るための組織として、自己点検・評価委員会を置いている。当該委員会では、各種学生アンケートの実施や、自己点検・評価の実施を行い、その結果を教授会及び学長企画調整会議において報告し、教育内容等の改善について活動を行う。

自己点検・評価委員会は、学長が指名した副学長、学部長、各学科長、各学科から選出された教員、事務局長及びその他学長が必要と認めた者により構成されている。

自己点検・評価委員会規程第2条には、委員会は自己点検・評価について以下の事項を所掌するよう定められている。

- ① 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。
- ② 自己点検・評価の実施に関すること。
- ③ 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- ④ 自己点検・評価の結果の活用に関すること。
- ⑤ 第三者評価への対応に関すること。
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。

(2) FSD推進委員会

本学ではFD活動とSD活動について、教職協働の視点から、それぞれを別の活動として捉えず、全ての教職員が積極的に取り組むべき活動であると考え、「FSD活動」と呼称している。そのため、当該活動を所掌する委員会としてFSD推進委員会を置いている。

当該委員会では、本学の教育目的に基づいた教育内容、教授方法、評価方法等の改善を図るための見直しを絶えず行うとともに、教職員の資質の向上を図ることを目的とした研修会や外部講師による講演会の実施に努めている。さらに、教員間による公開授業（教職員全員が授業を参観する。）を実施することにより相互研鑽に努めている。

FSD 推進委員会は、学長が指名した副学長、学部長等、各学科から選出された専任教員各 1 人、学科長、事務局長及び学長が認める者として統括長（大学担当理事）から構成されている。FSD 推進委員会規程第 2 条には、委員会は次に掲げる事項を審議し、実施にあたるよう定められている。

- ① 教育研究活動改善のための企画及び立案に関すること。
- ② FD・SD に係る基本方針の策定、実施及び評価に関すること。
- ③ FD・SD に係る情報の収集と提供に関すること。
- ④ FD・SD 研修プログラムの開発及び実施に関すること。
- ⑤ その他、FD・SD に関すること。

(3) FSD 研修会の実施

本学では、教育の改善を目的に、例年研修会を実施している。研修会は、FSD 推進委員会を中心に本学において必要と考えられる内容について計画、実施されている。

研修の内容は多岐にわたっており、外部講師を招聘して行う講演や研修、学内教員が講師として実施するものの双方を計画的に実施している。本学における直近 3 年間の FSD 研修会の実施状況は【資料 16-1】のとおりである。

これらの研修会等は、原則として教職員全員を対象として行っているが、実施内容によっては教員のみを対象とするものや、事務局のみで実施したものがある。

職員を対象とした研修会としては、日本私立大学協会が主催する研修会や、大学コンソーシアムひょうご神戸及び本学が加盟している関西鍼灸系大学間連携が主催する研修会への参加など、外部研修にも積極的に参加し、職員の知識と能力の向上に務めている。

本学科においても、学内での研修会に加え、高等教育機関コンソーシアム和歌山に加入し、積極的に FSD 活動を推進する予定である。

(4) 学生アンケートの実施

既存の保健医療学部では、自己点検・評価委員会が中心となって、学生の率直な意見を聴き、教育の改善につながるよう、学生を対象として、次のアンケートを実施している。

① 授業評価アンケート

各セメスターで実施している全ての授業科目（集中講義を除く）について、開設年度から毎年学生による授業評価アンケートを実施している。

当該アンケートの調査項目は、次のとおりである。

- ・シラバスの内容は、授業を受けたり履修科目を選んだりする際に役に立ちましたか
- ・授業内容は、シラバスで示された主題や目的に沿っていたとおもいますか
- ・各回の授業内容の分量は適切であったと思いますか
- ・授業内容は、難易度が適切で、難解な内容も丁寧に説明されていたと思いますか
- ・授業に対する教員の熱意や工夫が感じられましたか
- ・教員の言葉は全体として明瞭で聞き取りやすかったですか
- ・学生へ質問したり、学生の意見を聴いたりしていたとおもいますか
- ・教員は学生の受講態度をきちんと注意していたとおもいますか
- ・あなたは、この授業の予習・復習に、平均して 1 週間にどのくらいの時間を費やしましたか
- ・受け身では無く、自分で考えながら受講しましたか
- ・この授業で関連する分野に興味が持てましたか
- ・この授業は総合的に満足しましたか

なお、平成 30（2018）年度から、後期については、試験的に授業の最後ではなく、授業開始 5 週目に同様の内容のアンケートを実施し、アンケートの実施時期とその効果について検討する資料として活用している。

授業評価アンケートの結果は集計した後担当教員にフィードバックされるとともに、専任教員には授業評価アンケートを受けて、今後の授業の改善等について述べるリフレクションペーパーの提出を平成 28 (2016) 年度から義務づけ、単なるアンケートに止まらず、授業改善につながるよう活用している。

また、コロナウィルスの罹患拡大に伴う措置として令和 2 (2020) 年度はオンラインによる授業を実施したことから、授業評価アンケートにおいても以下のオンライン授業に関する設問項目を追加し、オンライン授業の教育効果に対する評価の資料とした。

オンライン授業に関する設問項目

- ・オンライン授業の 1 回あたりの授業の長さは適当ですか。
- ・オンライン授業の内容は理解しやすいですか。
- ・オンライン授業で、教員は学生へ質問したり学生の意見を聞いたりしていますか。
- ・オンライン授業の課題の量は適切ですか。
- ・オンライン授業を今後継続して受講したいと思いますか。
- ・オンライン授業について、自由に記載してください。

② 在学生アンケート

毎年 2 年次終了時に当該学年の学生に対する満足度アンケートを実施している。

当該アンケートの調査項目は次のとおりである。

- ・基本情報 (学生の属性、通学形態、通学時間等)
- ・授業やカリキュラムに関すること (授業科目への満足度、取り組み状況)
- ・学生生活 (学費負担者・納入方法、学内施設 (教育環境) への満足度、課外活動について、ボランティア活動、アルバイト状況、教職員への満足度)
- ・総合的な満足度 (大学への満足度、所属学科への満足度、教育成果、本学への入学を勧めたいか)
- ・その他自由記載

③ 卒業生アンケート

毎年卒業予定者に対して、本学への満足度アンケートを実施している。

- ・基本情報 (学生の属性、通学形態、通学時間等)
- ・授業やカリキュラムに関すること (授業科目への満足度、取り組み状況、国家試験対策について、教職免許科目について)
- ・学生生活 (学費負担者・納入方法、学内施設 (教育環境) への満足度、課外活動について、ボランティア活動、アルバイト状況、就職活動について、教職員への満足度)
- ・総合的な満足度 (大学への満足度、所属学科への満足度、教育成果、本学への入学を勧めたいか)
- ・学科で独自に定めた質問事項
- ・その他自由記載

在学生アンケート及び卒業生アンケートについては、アンケート実施後、集計を行い、自己点検・評価委員会において報告され、改善を行うべき内容について協議し、教授会で報告されるほか、必要に応じて学長企画調整会議において改善方法等について協議を行い、本学の教育課程、教育設備等の改善に活用している。

これらのアンケートは、本学部でも同様に実施し、既存の保健医療学部と協働して教育の改善に努めており、今回設置する本学科においても同様に実施する。

また、アンケートの設問にもあるシラバスの記載内容については、教務委員会と協働して第三者によるシラバスの確認を行うなど、一層の改善に努めている。

17. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

17-1 教育課程内の取組について

本学科は、看護師を養成する学科であることから、入学する学生の卒業後の進路（資格取得）に対する意識は比較的明確であると考えられる。医療従事者を養成するに当たっては、本学の建学の精神にあるとおり「医療人たる社会的責務を自覚せしめ」るための授業科目を配置し、社会人として自立して活躍できるよう教育課程の編成を行っている。

具体的には、「看護学概論」「コミュニケーション演習」「チーム医療論」「看護管理学」などをとおして、看護師としての理念や、人間関係の構築、安全管理の方法等を学び、看護師の役割と責務を学ぶ。

また、1年次から医療専門職としての自覚を身につけるため、「看護学概論」及び「基礎看護技術学Ⅰ」を学び、専門職の業務についての理解を深める。

臨床実習として1年次後期から「基礎看護学実習Ⅰ」を行い、年次の進行に伴い看護の各専門分野に関する実習を行う。臨床実習は、臨床現場において段階的に大学での学びを深め、医療専門職として求められる知識、技術、態度を身につけるとともに、就職時に医療専門職として活躍できるための素地を強化する。4年次の「看護の統合Ⅰ（実習）」及び「看護の統合Ⅱ（実習）」を通して4年生前期までの学びと実習での体験を統合し、知識・技術の集大成とする。

また、生涯にわたって学び、課題を見いだし解決する能力を養うため、研究の基礎に関する「看護研究Ⅰ・Ⅱ」を4年次に履修することで、研究の素養を身につける。

本学科の教育課程は、看護師の養成に集中して編成されており、年次を追って学びが深まるとともに専門職としての責任を自覚し、自律的な態度がとれるよう、配当年次においても工夫されている。

17-2 教育課程外の取組について

- (1) 本学は、医療系大学として設置されており、本学における教育目標の一つに国家資格、その他の資格を取得することが掲げられている。これらの資格を取得するための教育は、学生の職業的意識を高めるとともに、卒業後の就職等に必要不可欠なものである。

本学の教育課程外の取組としては、国家試験対策とキャリア教育に大別できる。

国家試験対策は、国家試験対策委員会が中心となって実施している。当該委員会は、学長、副学長、学部長、各学科長、各学科から選出された教員各1人、その他学長が必要と認めた者で構成されている。当該委員会の所掌事項は次のとおりである。

- ① 国家試験対策のためのチューター制の整備に関すること
- ② 国家試験対策計画の策定に関すること
- ③ 各学科の国家試験対策計画の進捗について審議し、対策すること
- ④ 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める国家試験対策に関すること

国家試験対策委員会で協議、決定された内容に基づき、各学科において具体的な国家試験対策が実施されている。本学保健医療学部での取組としては、習熟度別クラス分けによる国家試験対策講義（正課外）の実施、模擬試験の実施、個別指導などが挙げられる。特に専門基礎科目に関する対策は、早期から実施することで学生に国家試験への意識付けが期待できることから、2年次から逐次実施している。

- (2) キャリア教育は、キャリア開発センターが中心となって実施している。

就職ガイダンスを行い、就職への意識付けと希望進路の確認を行うとともに、各種講座などを実施して、医療人としてふさわしいマナー等を身につけるよう支援を行っている。

さらに、毎年学内で合同就職説明会を開催して、病院、クリニック、福祉施設、治療院等の医療人や人事担当者を招いて直接本学の学生が面談できる機会を設けている。これらの参加施設の

情報は、希望する学生が随時、同センターで閲覧できるように整理されている。

関西鍼灸系大学協議会が主催する合同就職説明会に毎年参加しており、本学の学生（柔道整復学科、鍼灸学科）が多数参加している。

平成 29（2017）年度後期から、学生の学びの状況や課外活動を含めた生活状況ならびに希望進路等を把握するため、新たに作成した「学生個人シート」を学生に記入させ、キャリア指導体制を強化している。また、1年次から、「学生個人シート」に基づき学生全員の個人面談を行い、入学時からキャリア教育に取り組んでいる。

平成 30（2018）年度からは、新入生に対して SPI（Synthetic Personality Inventory）総合検査を実施、学生が自らの適正について自覚するとともに、これを活用したキャリア指導を実施している。

キャリア開発センターでは、学生が求人情報などをより簡単に確認できるよう、求人情報をデータ化し、キャリア開発センター及び附属図書館のパソコンで検索・閲覧できるよう整備している。

また、キャリア開発センターでは、すでに就職が決定している4年次生を対象に、ワークスタディ制度を活用してアルバイトとして採用し、就職未決定者や、下学年生へのアドバイス等を行う業務に就かせることで、学生が親しみやすく、利用しやすい環境の整備を行い、キャリア教育の充実を図っている。

上記のような国家試験対策及びキャリア教育については、本学科でも同様に実施する計画である。また、当該学部は、地域に根ざしたキャリア開発を行うことを重要なミッションとしていることから、これに加えて、公益社団法人和歌山県病院協会と共同で就職に関するセミナーや講習を実施することを計画している。

(3) 適切な体制の整備について

本学保健医療学部においては、キャリア教育を担当する組織として、キャリア開発センターを置き、キャリア開発センター運営委員会においてその活動内容を協議、決定し、実施している。

本学部においては、事務局内にキャリア開発センターを設置し、キャリア指導担当教員と職員を配置することで、既存のキャリア開発センターが実施している業務を担う。

また、キャリア開発センター運営委員会の下部組織として本学部のワーキンググループを設置し、機動的な対応を可能としている。キャリア開発センター運営委員会は、センター長、学部長、学科から選出された教員各1人、学務課長、学長が認める者で構成されており、本学部においても当該委員会に参加し、大学全体のキャリア教育の方針を協議し、これに則って、以下の活動を行っている。

- ① キャリア教育に関するオリエンテーション及びガイダンスの実施
- ② 国家試験対策の支援
- ③ 資格取得への助言と支援
- ④ 就職内定までの指導
- ⑤ 各種資格や採用試験に関する情報提供
- ⑥ 卒業生への就職支援（国家試験受験支援を含む。）
- ⑦ 卒業生の就業状況等、卒業後の状況調査
- ⑧ 在校生の学修支援

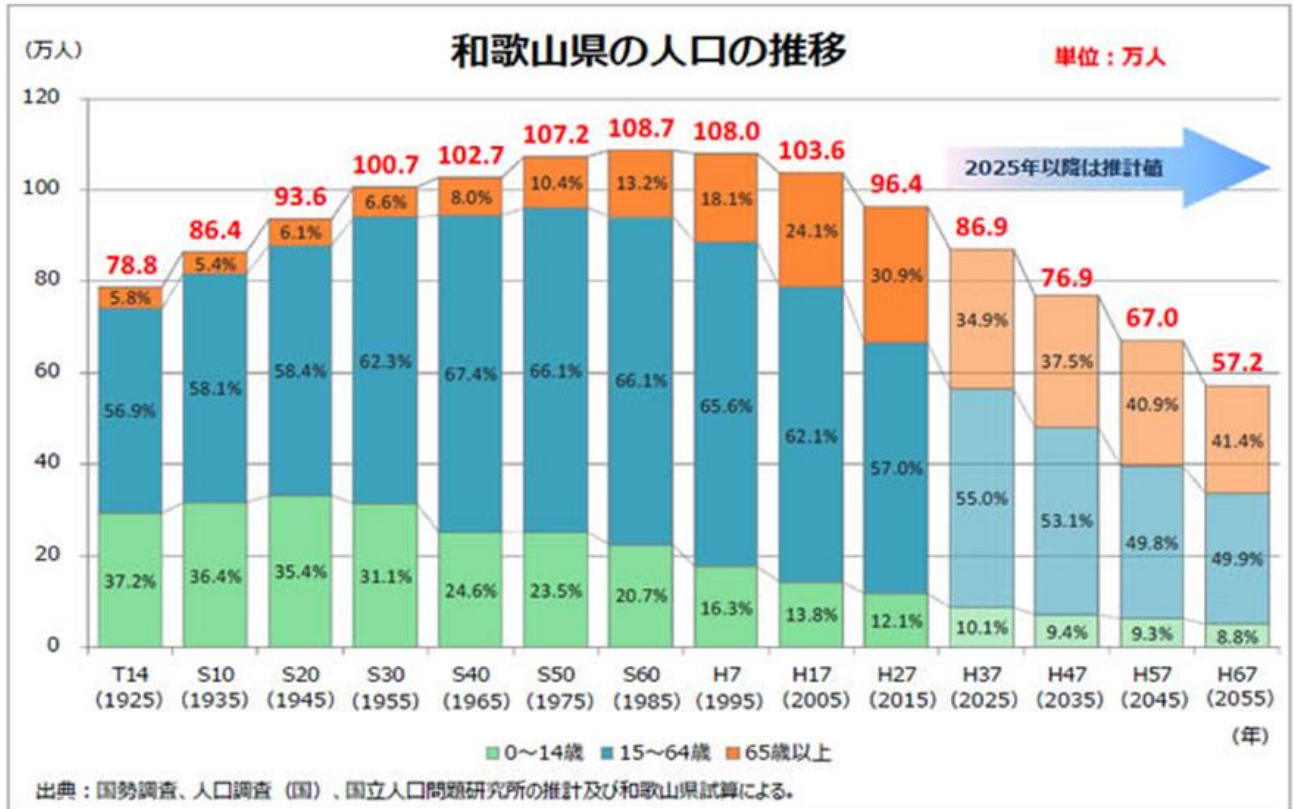
設置の趣旨等を記載した書類 別添資料 目次

- 資料 1-1 和歌山県の人口推移
- 資料 1-2 平成 29 年度県勢編（資料から見た和歌山のすがた）抜粋
- 資料 1-3 和歌山県内の高校卒業者数と進学状況の推移
- 資料 1-4 和歌山県内の高校卒業者数と看護師養成学校進学状況の推移
- 資料 1-5 18 歳人口の将来推計【全国 近畿 和歌山】
- 資料 1-6 宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科の教育理念・人材養成像・3つのポリシー
- 資料 1-7 宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科の教育理念・3つのポリシー関連図
- 資料 4-1 評価表
- 資料 4-2 履修系統図（カリキュラムマップ）
- 資料 5-1 アセスメントポリシー
- 資料 5-2 履修モデル
- 資料 7-1 臨地実習計画表
- 資料 7-2 実習施設一覧
- 資料 7-3 実習施設承諾書
- 資料 8 教育課程と指定規則との対比表
- 資料 9 入学者選抜の評価方法と学力の 3 要素との関係
- 資料 10-1 学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程
- 資料 10-2 宝塚医療大学教員の定年の特例に関する申し合わせ
- 資料 11-1 学校事業譲渡契約書
- 資料 11-2 定期借地権設定契約公正証書
- 資料 11-3 土地賃貸借契約書
- 資料 11-4 時間割表
- 資料 11-5 宝塚医療大学 和歌山保健医療学部看護学科 学術雑誌一覧
- 資料 13-1 宝塚医療大学学長企画調整会議規程
- 資料 13-2 宝塚医療大学常置委員会状況
- 資料 16 F S D 研修会 実施状況

和歌山県の人口推移

和歌山県の人口の推移

(和歌山県ホームページから抜粋)



県外大学・短大への進学者割合

都道府県	順位					進学者割合				
	05年	10年	15年	16年	17年	05年	10年	15年	16年	17年
全 国						55.6	54.1	54.1	54.1	53.8
北海道	47	46	46	46	46	25.4	26.3	29.3	30.5	30.4
青森県	32	33	33	33	33	59.3	56.5	57.7	58.4	58.0
岩手県	20	22	20	20	23	71.5	68.3	68.8	69.8	67.9
宮城県	41	42	43	43	43	44.3	40.6	41.0	41.1	40.1
秋田県	21	18	17	17	18	71.1	71.6	71.4	72.4	71.6
山形県	10	11	11	15	12	76.0	74.2	74.7	73.7	73.7
福島県	18	15	10	11	13	72.4	73.3	75.2	75.2	73.7
茨城県	12	6	6	6	6	75.4	79.2	78.6	79.3	78.4
栃木県	16	17	16	13	15	73.9	72.8	73.2	74.1	72.8
群馬県	22	23	25	25	24	70.5	67.6	66.6	66.1	66.5
埼玉県	26	25	23	23	22	65.6	66.3	67.8	68.1	68.8
千葉県	30	28	26	26	27	64.1	64.2	66.0	65.8	65.3
東京都	44	44	44	44	44	38.4	36.6	34.4	34.2	33.9
神奈川県	36	36	34	34	34	55.5	53.7	57.7	57.5	57.5
新潟県	29	30	30	30	30	64.3	62.4	61.1	62.1	61.4
富山県	14	13	12	9	11	74.7	73.9	74.3	76.3	73.8
石川県	33	35	36	38	38	57.9	54.5	52.6	51.5	50.2
福井県	25	26	27	27	26	69.4	65.1	65.3	65.4	65.7
山梨県	24	21	21	21	19	70.0	68.3	68.4	69.6	70.5
長野県	15	12	14	14	10	74.6	74.2	73.4	73.9	74.2
岐阜県	9	10	13	12	14	76.3	74.4	73.7	74.1	73.2
静岡県	19	20	19	22	21	72.3	70.2	69.5	69.3	69.1
愛知県	46	47	47	47	47	27.4	25.8	26.6	27.4	26.9
三重県	8	8	9	10	9	76.9	76.8	75.2	75.7	76.0
*滋賀県	7	7	8	8	8	77.3	77.2	76.6	77.0	76.0
*京都府	39	39	39	39	39	51.5	48.1	48.8	47.8	48.5
*大阪府	42	41	42	42	42	44.2	42.7	42.6	42.1	41.2
*兵庫県	37	37	38	37	37	52.5	50.6	52.5	51.9	52.0
*奈良県	3	2	2	2	2	83.0	83.9	83.4	83.2	83.2
☆和歌山県	1	1	1	1	1	88.8	87.3	86.5	86.1	85.7
鳥取県	4	4	5	5	5	81.5	81.4	80.0	80.3	78.6
島根県	2	3	3	3	3	85.1	81.9	82.6	81.1	82.2
岡山県	34	34	37	36	36	56.4	54.8	52.6	52.9	52.8
広島県	40	40	41	40	40	50.1	45.4	45.9	46.7	47.0
山口県	13	14	18	19	17	74.8	73.6	71.4	69.9	72.5
徳島県	31	31	31	32	32	60.0	60.4	59.8	58.7	58.1
香川県	5	9	7	7	7	78.3	76.6	77.2	78.0	77.3
愛媛県	27	29	29	28	29	65.3	63.6	62.5	64.7	62.6
高知県	11	16	15	16	16	75.5	73.0	73.4	73.0	72.8
福岡県	45	45	45	45	45	33.7	32.3	33.2	32.5	32.0
佐賀県	6	5	4	4	4	77.6	80.3	80.8	80.5	79.2
長崎県	28	27	28	29	28	64.5	64.5	65.1	64.2	63.5
熊本県	38	38	35	35	35	52.1	49.7	53.3	54.0	54.4
大分県	23	24	24	24	25	70.1	67.5	67.0	67.7	66.5
宮崎県	17	19	22	18	20	72.8	70.7	68.1	71.1	70.0
鹿児島県	35	32	32	31	31	55.8	58.1	58.9	59.6	58.9
沖縄県	43	43	40	41	41	42.9	38.7	46.3	44.2	44.2

資料： 文部科学省「学校基本調査報告書」
 時期： 2017年4月入学者(5月1日在籍者)，毎年
 メモ： 県内高校出身者の入学大学所在地割合

大学	大阪	和歌山	京都	兵庫	東京	奈良
	42.8%	11.4%	10.6%	8.4%	4.6%	2.2%
短大	大阪	和歌山	兵庫	奈良	京都	三重
	39.5%	36.6%	9.9%	4.8%	4.3%	1.6%

△ 「文部科学省」「学校基本調査」「高等教育機関」「短期大学」「出身高校の所在地県別入学者」
 「文部科学省」「学校基本調査」「高等教育機関」「出身高校の所在地県別入学者」

(B) / (A) … 他府県への進学者割合

【資料1-3】

和歌山県内の高校卒業生数と進学状況の推移

卒業年	卒業生数	進学者数			進学率		
		大学（学部）	短期大学（本科）	専修学校（専門課程）	大学（学部）	短期大学（本科）	専修学校（専門課程）
平成27年3月	9,102	3,731	560	1,729	41.0%	6.2%	19.0%
平成28年3月	8,904	3,853	518	1,620	43.3%	5.8%	18.2%
平成29年3月	8,986	3,819	533	1,502	42.5%	5.9%	16.7%
平成30年3月	8,739	3,705	461	1,580	42.4%	5.3%	18.1%
平成31年3月	8,715	3,779	414	1,522	43.4%	4.8%	17.5%

*全日制および定時制を卒業した人数

出所：学校基本調査

【資料1-4】

和歌山県内の高校卒業生数と看護師養成学校進学状況の推移

	大学			専門学校（3年課程）			短期大学・ 県内外専門学校 （3年課程以外）
	県内	県外	計	県内	県外	計	
平成28年	59	114	173	265	93	358	22
平成29年	60	114	174	253	118	371	5
平成30年	155	82	237	245	99	344	16
平成31年（令和元年）	148	90	238	213	83	296	11
増減（H28～H31）	89	-24	65	-52	-10	-62	-11

和歌山県福祉保健部健康局医務課調査

【資料1-5】

18歳人口の将来推計【全国 近畿 和歌山】

		2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	2028年 令和10年	2029年 令和11年	2030年 令和12年
全国	人数	1,167,348	1,141,140	1,121,276	1,097,105	1,061,961	1,089,005	1,093,565	1,085,011	1,068,978	1,066,720	1,048,177
	令和2年対比 (%)	100.0	97.8	96.1	94.0	91.0	93.3	93.7	92.9	91.6	91.4	89.8
近畿	人数	195,001	190,286	185,178	181,531	175,417	179,067	179,636	178,463	174,576	174,133	171,669
	令和2年対比 (%)	100.0	97.6	95.0	93.1	90.0	91.8	92.1	91.5	89.5	89.3	88.0
和歌山	人数	9,283	8,809	8,607	8,126	7,930	7,938	7,930	7,944	7,622	7,494	7,579
	令和2年対比 (%)	100.0	94.9	92.7	87.5	85.4	85.5	85.4	85.6	82.1	80.7	81.6

出所 リクルート進学総研 18歳人口・進学率・残留率の推移2019年

【資料 1-6】

宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科の教育理念・人材養成像・3つのポリシー

【建学の精神】

徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもち有徳の人材を育成する

【和歌山保健医療学部看護学科の教育理念】

人間性豊かな幅広い教養、生命を尊重する高い倫理観、高い創造性論理的思考力、問題発見・解決の能力、強い使命感と責任感を有し生涯にわたり学び続ける意志と能力を持った看護職者を養成することおよびそれを通じて、医療チームの一員として他職と協同しながら、医療・保健・健康・福祉の向上および地域医療への貢献に資することを目的とする

【養成する人材像】

1. 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけた人材
2. 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけた人材
3. 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を实践できる人材
4. 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる人材

【学位授与の方針】ディプロマポリシー

本学科では大学の目的、学科の教育理念、養成する人材像を踏まえ、必要な単位を取得し以下の能力を有すると認められた者に学位を授与する

1. 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけている。
2. 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。
3. 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を实践できる。
4. 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる。

【教育課程の編成方針】カリキュラムポリシー

教育課程は授業科目を学部共通科目、専門基礎科目、専門科目の3区分に分け体系的に配置する。本学の理念である「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を基盤に看護専門職として総合的な能力を有し、社会に貢献できる人材を育成するために、

- ・ 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心の育成
- ・ 社会の要請に応える看護師としての知識と技術の育成
- ・ 修得した看護学の知識・技術をもとに、論理的判断に基づいて看護実践ができる能力の育成
- ・ 看護を探究し続ける高い創造性と問題発見・解決できる基礎的能力の育成

の4つの方針に従って策定し、カリキュラム全体をとおして看護専門職にふさわしい人間性と倫理観を持ち、社会の要請に応えられる社会人を育成する。

1. 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心の育成

学部共通科目は、地域への理解、幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目で構成され、主に1年次から2年次において開講する。

2. 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけた人材の育成

専門基礎科目は、看護専門職として必要な人体構造・機能、疾病論、保健・福祉・情報関係の基礎を学び、看護師として必要な基盤となる知識を身につけることを目的として配置する。

専門科目は、社会の要請に応えるとともに看護専門職として必要な知識及び技術を身につけることを目的とし、2年次から3年次前期において開講する。

3. 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる能力の育成

看護師として必要な基盤となる知識、看護学の専門領域の知識と技術をもとに論理的判断に基づいて看護実践ができる能力の育成を目的として、3年次後期から4年次前期に臨地実習科目を配置する。

4. 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる能力の育成

専門科目のうち、4年次後期開講科目・看護の統合科目・看護研究は、発展的・統合的な科目群であり、看護を探究し自己研鑽できる能力、高い創造性と問題発見・解決できる基礎的能力を育成することを目的に配置する。

【入学者受入の方針】アドミッションポリシー

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえ、以下の適性・意欲・能力を有する学生を受け入れることとする。

1. 看護について強い関心を持ち、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人。
2. 思いやりと優しさを備え、協調性に富む人。
3. 看護職として社会に貢献したい人。
4. 看護職にとって重要なコミュニケーション能力の基礎となる素養を持っている人。
5. 自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人。
6. 学力の3要素につながる基礎的学力を備えている人。

【資料1-7】

宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科の教育理念・3つのポリシー関連図

【建学の精神】

徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する

【和歌山保健医療学部看護学科の教育理念】

人間性豊かな幅広い教養、生命を尊重する高い倫理観、高い創造性論理的思考力、問題発見・解決の能力、強い使命感と責任感を有し生涯にわたり学び続ける意志と能力を持った看護職者を養成することおよびそれを通じて、医療チームの一員として他職と協同しながら、医療・保健・健康・福祉の向上および地域医療への貢献に資することを目的とする

ディプロマポリシー

幅広い教養と看護師として必要な高い倫理観・道徳心を身につけている

質の高い看護実践に必要な知識・技術・態度を身につけている

論理的思考力、問題発見・解決の能力をも持ち、看護を実践出来る

看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる

カリキュラムポリシー

学部共通科目は、地域への理解、幅広い教養と医療人として必要な高い倫理観・道徳心を身につけることを目的とした科目で構成され、主に1年次から2年次において開講する。

専門基礎科目は、看護専門職として必要な人体構造・機能、疾病論、保健・福祉・情報関係の基礎を学び、看護師として必要な基盤となる知識を身につけることを目的として配置する。
専門科目は、社会の要請に応えるとともに看護専門職として必要な知識及び技術を身につけることを目的とし、2年次から3年次前期において開講する。

看護師として必要な基盤となる知識、看護学の専門領域の知識と技術をもとに論理的判断に基づいて看護実践ができる能力の育成を目的として、3年次後期から4年次前期に隣地実習科目を配置する

専門科目のうち、4年次後期開講科目・看護の統合科目・看護研究科は、発展的・統合的な科目群であり、看護を探究し自己研鑽できる能力、高い創造性と問題発見・解決できる基礎的能力を育成することを目的に配置する。

アドミッションポリシー

看護について強い関心を持ち、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人

思いやりと優しさを備え、協調性に富む人

看護職として社会に貢献したい人

学力の3要素につながる基礎的学力を備えている人

看護職にとって重要なコミュニケーション能力の基礎となる素養を持っている人

自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考力を持つ人

基礎看護学実習 I 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
病院の施設見学	①病院の持つ設備の役割が説明できる。		(15)
	②病院にある部門の役割・機能が説明できる。		
病棟の見学	①病院の持つ設備の役割が説明できる。		(15)
	②患者の病室における療養環境が説明できる。		
看護師ヘシヤド ウイング	①患者が受けている看護援助の実際について説明できる。		(50)
	②看護師間の連携の実際について説明できる。		
	③他職種間の連携の実際について説明できる。		
	④見学した患者を通して、患者の気持ちについて説明できる。		
	⑤見学した患者を通して、患者のニーズについて説明できる。		
看護学生としての 態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(20)
	②実習から自己の学習課題を明確にする。		
	③患者・家族のプライバシーを守る。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

【達成段階】 A：とても良くできている

B：良くできている

C：できている

D：少し努力を要する

E：努力を要する

基礎看護学実習Ⅱ 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
情報収集 アセスメント 看護問題の明確化	①患者の病態から治療の必要性が理解できる。		(15)
	②看護に必要な情報を収集できる。		
	③患者の情報を整理・分類できる。		
	④患者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑤情報の関連性から、看護問題を表現することができる。		
	⑥看護問題の優先順位を決定できる。		
看護計画の立案	①看護問題に基づき看護目標を立案できる。		(15)
	②患者の状態にあった具体的な看護計画を立案できる。		
看護の実施	①立案した計画に基づいて、看護師の指導のもと看護実践できる。		(40)
	②患者の安全・安楽・自立に基づいて、看護師の指導のもと看護実践できる。		
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		(15)
	②患者の状態に応じて計画の追加・修正ができる。		
看護学生としての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(15)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
担当教員氏名：	総合評点		

【達成段階】 A：とても良くできている

B：良くできている

C：できている

D：少し努力を要する

E：努力を要する

成人・高齢者看護学実習Ⅰ（急性期） 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
情報収集 アセスメント 看護問題の抽出	①患者の病態から手術の必要性が理解できる。		(15)
	②患者の手術の術式と術後の経過の予測が理解できる。		
	③手術療法が患者にどのような影響を与えるかを予測することができる。		
	④看護に必要な情報を収集できる。		
	⑤患者の情報を整理・分類できる。		
	⑥患者の退院後を視野に入れた情報のアセスメントができる。		
	⑦患者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑧情報の関連性から、看護問題を適切に表現することができる。		
	⑨看護問題の優先順位を決定できる。		
看護計画の立案	①看護問題に基づき具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		(15)
	②科学的根拠に基づいた看護計画を立案できる。		
	③患者の状態と個性を考慮した看護計画を立案できる。		
	④現実的で実現可能な具体的な看護計画を立案できる。		
看護の実施 ※実施は看護師の 指導のもと行う	①立案した計画に基づいて看護実践できる。		(30)
	②患者の安全・安楽・自立に基づいて看護実践できる。		
	③術前には、手術への不安を緩和することを考慮した援助ができる。		
	④手術後には、回復を促進することを考慮した援助ができる。		
	⑤退院後の社会復帰に向けたADL拡大と自立への援助ができる。		
	⑥チーム医療の一員として、看護援助を考えることができる。		
	⑦退院後に自己管理できるように家族を含めての教育を計画し実施できる。		
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		(15)
	②患者の状態に応じて計画の追加・修正・再評価ができる。		
	③受け持ち最終日に、患者への看護を振り返り、実習中に行った看護の評価ができる。		
見学実習	①手術室の見学をとおして、手術室における看護援助がわかる。		(10)
	②ICUの見学をとおして、ICUにおける看護援助がわかる。		
	③ICUの見学をとおして、ICUにおける患者への治療環境がわかる。		
看護学生としての 態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(15)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

- 【達成段階】 A：とても良くできている
 B：良くできている
 C：できている
 D：少し努力を要する
 E：努力を要する

成人・高齢者看護学実習Ⅱ（慢性期） 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
情報収集 アセスメント 看護問題の抽出	①患者の病態から治療の必要性が理解できる。		(15)
	②患者の治療方針と退院までの経過の予測が理解できる。		
	③慢性疾患が患者にどのような影響を与えるかを予測することができる。		
	④看護に必要な情報を収集できる。		
	⑤患者の情報を整理・分類できる。		
	⑥患者の退院後を視野に入れた情報のアセスメントができる。		
	⑦患者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑧情報の関連性から、看護問題を適切に表現することができる。		
	⑨看護問題の優先順位を決定できる。		
看護計画の立案	①看護問題に基づき具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		(15)
	②科学的根拠に基づいた看護計画を立案できる。		
	③患者の状態と個別性を考慮した看護計画を立案できる。		
	④現実的で実現可能な具体的な看護計画を立案できる。		
看護の実施 ※実施は看護師の 指導のもと行う	①立案した計画に基づいて看護実践できる。		(40)
	②患者の安全・安楽・自立に基づいて看護実践できる。		
	③チームアプローチの実際を見学し、チーム医療の重要性がわかる。		
	④治療の効果を観察し、回復を促進することを考慮した援助ができる。		
	⑤退院後の社会復帰に向けたADL拡大と自立への援助ができる。		
	⑥チーム医療の一員として、看護援助を考えることができる。		
	⑦退院後に自己管理できるように家族を含めての教育を計画し実施できる。		
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		(15)
	②患者の状態に応じて計画の追加・修正・再評価ができる。		
	③受け持ち最終日に、患者への看護を振り返り、実習中に行った看護の評価ができる。		
看護学生としての 態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(15)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
担当教員氏名：	総合評点		

【達成段階】 A：とても良くできている

B：良くできている

C：できている

D：少し努力を要する

E：努力を要する

成人・高齢者看護学実習Ⅲ（リハビリテーション期） 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項 目	評 価 内 容	段 階	得 点
情報収集 アセスメント 看護問題の抽出	①患者の病態からリハビリテーションの必要性が理解できる。		(15)
	②患者のリハビリテーション方針と退院までの経過の予測が理解できる。		
	③看護に必要な情報を収集できる。		
	④患者の情報を整理・分類できる。		
	⑤患者の退院後を視野に入れた情報のアセスメントができる。		
	⑥患者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑦情報の関連性から、看護問題を適切に表現することができる。		
	⑧看護問題の優先順位を決定できる。		
看護計画の立案	①看護問題に基づき具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		(15)
	②科学的根拠に基づいた看護計画を立案できる。		
	③患者の状態と個別性を考慮した看護計画を立案できる。		
	④現実的で実現可能な具体的な看護計画を立案できる。		
看護の実施 ※実施は看護師の 指導のもと行う	①立案した計画に基づいて看護実践できる。		(40)
	②患者の安全・安楽・自立に基づいて看護実践できる。		
	③リハビリテーションの専門職とのチームアプローチの実際を見学し、連携の重要性がわかる。		
	④リハビリテーションを行っている高齢者に特徴的な課題について、援助を計画し実施できる。		
	⑤退院後の社会復帰に向けたADL拡大と自立への援助ができる。		
	⑥チーム医療の一員として、看護援助を考えることができる。		
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		(15)
	②患者の状態に応じて計画の追加・修正・再評価ができる。		
	③受け持ち最終日に、患者への患者を振り返り、実習中に行った看護の評価ができる。		
看護学生としての 態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(15)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

- 【達成段階】 A：とても良くできている
 B：良くできている
 C：できている
 D：少し努力を要する
 E：努力を要する

成人・高齢者看護学実習Ⅳ（生活支援） 実習評価表

学籍番号： 氏名：

項目	評価内容	段階	得点
【介護老人保健施設】			
情報収集 アセスメント 生活上の問題 の抽出	①高齢者の施設入所目的が理解できる。		(10)
	②ケアに必要な情報を収集できる。		
	③情報を整理・分類できる。		
	④アセスメントができる。		
	⑤情報の分析から、生活上の問題を抽出できる。		
ケア計画の立案	①ケア計画を立案できる。		(5)
	②高齢者の生活機能と個別性を考慮した計画を立案できる。		
ケアの実施・評価 ※実施は指導者の 指導のもと 行う	①立案した計画に基づいてケアが実践できる。		(15)
	②高齢者の安全・安楽・自立に基づいてケアが実践できる。		
	③機能訓練の実際を見学し、連携の重要性がわかる。		
	④介護保険制度を理解し、社会復帰への援助を学ぶ。		
	⑤毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		
施設・スタッフ の役割	①看護職の役割を理解できる。		(10)
	②介護職の役割を理解できる。		
	③施設の環境面での配慮について理解できる。		
看護学生とし ての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(10)
	②利用者・家族のプライバシーを守る。		
	③利用者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④施設スタッフ・利用者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
【介護老人福祉施設】			
情報収集 アセスメント 生活上の問題 の抽出	①ケアに必要な情報を収集できる。		(10)
	②情報を整理・分類できる。		
	③アセスメントができる。		
	④情報の分析から、生活上の問題を抽出できる。		
ケア計画の立案	①ケア計画を立案できる。		(5)
	②高齢者の生活機能と個別性を考慮した計画を立案できる。		
ケアの実施・評価 ※実施は指導者の 指導のもと 行う	①立案した計画に基づいてケアが実践できる。		(15)
	②高齢者の安全・安楽・自立に基づいてケアが実践できる。		
	③施設スタッフの連携の重要性がわかる。		
	④毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		
施設・スタッフ の役割	①看護職の役割を理解できる。		(10)
	②介護職の役割を理解できる。		
	③施設の環境面での配慮について理解できる。		
看護学生とし ての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(10)
	②利用者・家族のプライバシーを守る。		
	③利用者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④施設スタッフ・利用者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
担当教員氏名：		総合評点	

- 【達成段階】 A：とても良くできている
B：良くできている
C：できている
D：少し努力を要する
E：努力を要する

成人・高齢者看護学実習Ⅴ（地域連携） 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
情報収集 アセスメント 看護問題の明確化	①患者の病態から治療の経過が理解できる。		(10)
	②退院支援に必要な情報を収集できる。		
	③患者の情報を整理・分類できる。		
	④患者の情報の分析から、退院支援に向けての看護問題を抽出できる。		
看護計画の立案	①退院支援に向けての看護目標を立案できる。		(10)
	②退院支援に向けての具体的な看護計画を立案できる。		
看護の実施・評価	①立案した計画に基づいて、退院後を想定した自立を促す援助を工夫して、看護師の指導のもと実施する。		(30)
	②看護師の指導のもと、退院に向けての指導を実施する。		
	③毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		
見学実習（患者支援センター）	①患者支援センターの必要性が説明できる。		(10)
	②患者支援センターの役割・機能が説明できる。		
見学同行実習 （退院支援・地域連携活動）	①退院調整看護師が行う退院支援・地域連携活動の必要性が説明できる。		(30)
	②退院調整看護師が行う退院支援・地域連携活動の役割が説明できる。		
	③ソーシャルワーカーの退院支援・地域連携活動に関わる必要性が説明できる		
	④ソーシャルワーカーの退院支援・地域連携活動に関わる役割が説明できる		
看護学生としての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(10)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④医療福祉スタッフ・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

- 【達成段階】 A：とても良くできている
 B：良くできている
 C：できている
 D：少し努力を要する
 E：努力を要する

小児看護学実習 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
【幼稚園・保育所】			
健康な小児の理解と援助	①健康な小児の成長・発達、発達課題について説明できる。		
	②小児同士の関係性・スタッフとの関係形成から社会性の発達について解釈できる。		
	③小児の成長・発達に応じた日常生活の援助を実施できる。		
	④小児の成長・発達に応じたコミュニケーションを図ることができる。		
施設的环境	①小児の健康を守る施設の環境面での配慮について説明できる。		(20)
【支援学校】			
障害のある子どもへの支援	①支援学校の役割について説明できる。		
	②支援学校に通う子どもたちへの支援の実際を説明できる。		
施設的环境	①支援学校に通う子どもたちの健康を守る施設の環境面での配慮について説明できる。		
【小児病棟】(優先順位の高い看護問題について、計画を立案し実施する)			
情報収集 アセスメント 看護問題の抽出	①患者の病態から治療の必要性が理解できる。		
	②患者の治療方針と退院までの経過の予測が理解できる。		
	③疾患が小児の成長・発達にどのような影響を与えるかを予測することができる。		
	④看護に必要な情報を収集できる。		
	⑤患者の情報を整理・分類できる。		
	⑥患者の退院後を視野に入れた情報のアセスメントができる。		
	⑦患者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑧情報の関連性から、看護問題を適切に表現することができる。		
	⑨看護問題の優先順位を決定できる。		
			(15)
看護計画の立案	①看護問題に基づき具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		
	②科学的根拠に基づいた看護計画を立案できる。		
	③患者・家族の状態と個別性を考慮した看護計画を立案できる。		
	④患者の成長・発達段階に応じた具体的な看護計画を立案できる。		
			(10)
看護の実施 ※実施は看護師の指導のもと行う	①立案した計画に基づいて看護実践できる。		
	②患者の安全・安楽・自立に基づいて看護実践できる。		
	③患者の成長・発達段階と家族のニーズを考慮した看護実践ができる。		
	④退院後の生活を考慮に入れた看護実践ができる。		
	⑤チーム医療の一員として、看護援助を考えることができる。		
			(20)
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		
	②患者の状態に応じて計画の追加・修正・再評価ができる。		
			(10)
【実習をとおして】			
看護学生としての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④施設職員・医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
			(15)
担当教員氏名：	総合評点		

- 【達成段階】 A：とても良くできている
B：良くできている
C：できている
D：少し努力を要する
E：努力を要する

母性看護学実習 実習評価表

学籍番号： 氏名：

項目	評価内容	段階	得点
【病棟】			
情報収集 アセスメント ケアニーズの 明確化	①周産期にある対象者の生理的な身体状況を理解できる。		(15)
	②周産期にある対象者の退院までの経過の予測が理解できる。		
	③周産期にある対象者の入院が家族に与える影響を予測することができる。		
	④看護に必要な情報を収集できる。		
	⑤情報を整理・分類できる。		
	⑥情報のアセスメントができる。		
	⑦情報の分析から、ケアニーズを抽出できる。		
	⑧ウェルネスの視点を適切に取り入れることができる。		
	⑨ケアニーズの優先順位を決定できる。		
看護計画の立案	①具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		(15)
	②科学的根拠に基づいた看護計画を立案できる。		
	③対象者（出産後は新生児）・家族の状態と個別性を考慮した看護計画を立案できる。		
	④対象者の退院後の育児を見越した、指導計画を立案できる。		
看護の実施 ※実施は看護職 の指導のもと 行う	①立案した計画に基づいて看護実践できる。		(30)
	②対象者（出産後は新生児）の安全・安楽・自立に基づいて看護実践できる。		
	③対象者（出産後は新生児）の生理的な変化に対応した看護実践ができる。		
	④退院後の生活を考慮に入れた指導が実践できる。		
	⑤チーム医療の一員として、看護援助を考えることができる。		
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		(10)
	②対象者の状態に応じて計画の追加・修正・再評価ができる。		
【産婦人科外来】			
	①妊娠期の正常な経過と生活に及ぼす影響を説明できる。		(15)
	②妊娠期の異常の早期発見、治療について説明できる。		
	③産婦人科外来の看護専門職の役割を説明できる。		
【実習をとおして】			
看護学生とし ての態度	①生命の尊厳に触れて、生命の大切さが実感できる。		(15)
	②学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		
	③対象者・家族のプライバシーを守る。		
	④対象者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	⑤対象者・家族と、看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑥看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑦記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑧自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

- 【達成段階】 A：とても良くできている
 B：良くできている
 C：できている
 D：少し努力を要する
 E：努力を要する

精神看護学実習 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
【病棟】			
情報収集 アセスメント 看護問題の明確化	①患者の病態から治療の必要性が理解できる。		(15)
	②患者の治療方針と退院までの経過の予測が理解できる。		
	③精神科疾患が患者にどのような影響を与えるかを予測することができる。		
	④看護に必要な情報を収集できる。		
	⑤患者の情報を整理・分類できる。		
	⑥患者の退院後を視野に入れた情報のアセスメントができる。		
	⑦患者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑧情報の関連性から、看護問題を適切に表現することができる。		
	⑨看護問題の優先順位を決定できる。		
看護計画の立案	①具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		(10)
	②個別性を考慮した看護計画を立案できる。		
	③生活上の困難に対して、必要とされる支援を計画できる。		
	④社会復帰に必要な社会資源利用について立案できる。		
看護の実施 ※実施は看護師の指導のもと行う	①立案した計画に基づいて看護実践できる。		(20)
	②生活上の困難に対して、必要とされる支援を患者とともに考えて実施する。		
	③患者とのかかわりをおして、反応を確かめながら看護計画を実施する。		
	④社会復帰に必要な社会資源について、チームで考えることができる。		
	⑤チーム医療の一員として、看護援助を考えることができる。		
看護の評価	①毎日の記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		(10)
	②患者の日々の状態に応じて計画の追加・修正・再評価ができる。		
【自立支援施設】			
施設の役割	①自立支援施設の必要性・役割・機能について説明できる。		(30)
	②就労継続支援を受けている人に対する援助について説明できる。		
支援の実際	①生活介護（通所）を受けている人に対する援助を、施設職員と一緒に実施できる。		
	②生活介護（通所）を受けている人に対する機能回復訓練を見学し、その役割について説明できる。		
	③生活上の困難を抱えながら地域で生活する対象者への支援状況を知る。		
【実習をとおして】			
看護学生としての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(15)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③患者・家族の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

- 【達成段階】** A：とても良くできている
 B：良くできている
 C：できている
 D：少し努力を要する
 E：努力を要する

地域・在宅看護学実習 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
【学生が看護計画を立案して訪問する事例】			
情報収集 アセスメント 看護問題の明確化	①訪問する対象者の現在までの経過が理解できる。		(10)
	②訪問看護が必要な状況が理解できる。		
	③訪問看護以外に利用している支援が理解できる。		
	④介護者・家族の状況が理解できる。		
	⑤対象者の情報の分析から、看護問題を抽出できる。		
	⑥情報の関連性から、看護問題を適切に表現することができる。		
看護計画の立案	①次回の訪問で実施する具体的で達成可能な看護目標を立案できる。		(10)
	②次回の訪問で実施する看護計画を、助言のもと立案できる。		
看護の実施・評価	①立案した計画に基づいて、訪問看護師とともに看護実践できる。		(15)
	②在宅で使用可能な物品を利用して、実施できる。		
	③生活している場を尊重した方法を工夫して実施できる。		
	④記録のなかで、看護を振り返り評価ができる。		
【訪問看護師に同行する事例】			
事前情報把握	①訪問する対象者の現在までの経過の概要が理解できる。		(10)
	②対象者に対する訪問看護の目的が理解できる。		
	③訪問看護以外に利用している支援が理解できる。		
	④介護者・家族の状況の概要が理解できる。		
	⑤訪問看護で実施する予定の内容について把握しておく。		
訪問	①訪問看護師の計画に基づいて、一緒にケアを実施する。		(10)
	②在宅で行うケアの工夫を理解する。		
	③生活している場を尊重した方法の工夫を理解する。		
	④対象者・介護者とのコミュニケーションの取り方について理解する。		
訪問後	①訪問看護記録の書き方について理解する。		(10)
	②次回の訪問計画の立て方について理解する。		
	③他職種との連携・情報交換の方法について理解する。		
【実習をとおして】			
在宅療養者の理解・支援機能	①在宅療養者の身体的・心理的・社会的特性を説明することができる。		(20)
	②訪問看護の必要性を説明できる。		
	③地域包括ケアシステムにおける訪問看護の機能と役割が説明できる。		
	④多職種協働の必要性とその意義が説明できる。		
	⑤多職種協働の中におけるリハビリテーションの専門職の必要性とその意義・役割が説明できる。		
看護学生としての態度	①学習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(15)
	②対象者・家族・介護者のプライバシーを守る。		
	③対象者・家族・介護者の気持ちや感情を理解し、尊重して関わる。		
	④訪問看護ステーションの職員・対象者・家族・介護者と、看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
担当教員氏名：	総合評点		

【達成段階】 A：とても良くできている

B：良くできている

C：できている

D：少し努力を要する

E：努力を要する

看護の統合 I (実習) 実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
全体の把握	①病院組織および看護組織についての概要が理解できる。		(20)
	②看護組織の形態と機能について理解できる。		
	③病棟の組織や機能について理解できる。		
看護管理者の役割	①看護管理者が行っている病室管理の方法について説明できる。		(60)
	②看護管理者が行っている物品管理の方法について説明できる。		
	③看護管理者が行っている人的資源管理の方法について説明できる。		
	④看護管理者が行っているキャリアマネジメントについて説明できる。		
	⑤看護管理者が行っているワーク・ライフ・バランスの支援方法について説明できる。		
	⑥看護管理者が行っている情報の管理について説明できる。		
	⑦看護管理者が行っている医療連携について説明できる。		
	⑧看護管理者が行っている安全管理について説明できる。		
	⑨看護管理者が行っているリスク管理の方法について説明ができる。		
	⑩看護管理者が行っている、職場環境づくりの実際を学ぶ。		
看護学生としての態度	①学修習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(20)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③カンファレンスで適切な意見が述べられる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

- 【達成段階】 A：とても良くできている
 B：良くできている
 C：できている
 D：少し努力を要する
 E：努力を要する

看護の統合Ⅱ（実習）実習評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
実習準備	①学生各自の実習課題を明確にする。		(20)
	②課題にそって具体的な実習目標を設定できる。		
	③実習目標にそった実習計画が立てられる。		
主体的な実習の実施	①実習計画書をもとに、教員・施設における指導者と打合せを行ない、計画の実行方法および倫理的配慮に関する確認を行なう。		(30)
	②目標達成に向けて、主体的に実習ができる。		
	③中間カンファレンスにおいて、実習目標達成を評価し、必要に応じて計画を見直し、実習計画を修正する。		(30)
	④最終カンファレンスでは、主体的に計画して実施した実習を振り返り、意見交換と学びのまとめを行う。		
	⑤集大成の実習として、看護の実践能力を高めることができる。		
看護学生としての態度	①学修習意欲を持ち積極的に実習に取り組むことができる。		(20)
	②患者・家族のプライバシーを守る。		
	③カンファレンスで適切な意見が述べられる。		
	④医療者・患者・家族と看護学生として適切なコミュニケーションを図れる。		
	⑤看護学生であることを認識して、報告・連絡・相談ができる。		
	⑥記録用紙や課題レポートは専門用語を用いて記述し、期限を厳守して提出できる。		
	⑦自己の健康管理ができる。		
総合評点			
担当教員氏名：			

【達成段階】 A：とても良くできている

B：良くできている

C：できている

D：少し努力を要する

E：努力を要する

看護研究Ⅱ 評価表

学籍番号：

氏名：

項目	評価内容	段階	得点
研究のプロセス	①看護に資する研究テーマを決定できた。		(30)
	②研究テーマに関連する文献検索を行い文献検討ができた。		
	③倫理的に配慮された研究計画が作成できた。		
	④研究目的にそって調査が実施できた。		
	⑤結果を整理することができた。		
卒業研究論文	①【理解】卒業研究の研究目的・意義を理解し、考察ができています。		(50)
	②【分析】統計的もしくは質的な方法論の基礎に基づいて、研究目的にそった分析ができています。		
	③【表現】論理的でわかりやすい表現で書かれています。		
	④【形式性】論文の形式に従って作成されています。		
	⑤【成長性】卒業研究論文作成をとおして、興味・関心が広がった。		
発表会	①発表会の準備・当日の役割が果たせた。		(20)
	②発表の準備を行い、わかりやすく、研究のプレゼンが実施できた。		
	③質問に適切に対応できた。		
	④他者の研究にも興味を持ち、疑問については質問を行った。		
担当教員氏名：		総合評点	

【達成段階】 A：とても良くできている

B：良くできている

C：できている

D：少し努力を要する

E：努力を要する

履修系統図(カリキュラムマップ)

科目群	1年次				2年次				3年次				4年次					
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位		
学部共通科目	一般教育科目	人文	東洋思想論	2	日本の文化	2												
			哲学	2	文化人類学	2												
		社会	日本国憲法	2	社会と法	2												
			社会福祉学	2	わかやま未来学	2												
	自然	統計学	2	物理学	2													
		数学	2	生物学	1													
		化学	2															
	外国語科目	英語	1	医学英語Ⅰ	1			医学英語Ⅱ	1									
	情報処理	情報処理演習Ⅰ	1	情報処理演習Ⅱ	1													
	スポーツ・健康科学			体育実技Ⅰ	1	健康と体づくり	2	健康トレーニング演習	1	スポーツトレーニング学	2							
総合教養科目	基礎ゼミナール	1	コミュニケーション演習	1	メディカルツーリズム論	2	心理学	2							医療経営学	2		
			伝統医療論	2														
専門基礎科目	人体の構造と機能および疾病と回復	解剖学Ⅰ	1	薬理学	1	病態生理・治療学Ⅰ (成人急性期)	2	看護物理学	1									
				解剖学Ⅱ	1	病態生理・治療学Ⅱ (成人慢性期)	2	病態生理・治療学Ⅲ (老年)	1									
				生理学	1			病態生理・治療学Ⅳ (小児)	1									
				生化学	1			病態生理・治療学Ⅴ (母性)	1									
				臨床栄養学	1			病態生理・治療学Ⅵ (精神)	1									
				病理学	1			病態生理・治療学Ⅶ (リハビリテーション)	1									
				微生物学	1													
	健康支援と制度	人間関係論	1	関係法規	1	社会保障制度	2			カウンセリング論	1							
				医療情報学	1					公衆衛生学	1							
										疫学	1							
専門科目	看護の基礎科目	看護学概論	2	基礎看護技術学Ⅱ	2	基礎看護技術学Ⅲ	2	基礎看護技術学Ⅳ	1									
		基礎看護技術学Ⅰ	2	基礎看護学実習Ⅰ	1	ヘルスアセスメント	1	看護過程論	1									
				看護倫理学	1			基礎看護学実習Ⅱ	2									
	看護の展開科目					成人看護学概論	2	成人看護学各論ⅠA (急性期・周手術期)	1	成人看護学各論ⅠB (急性期・救急看護・クリティカルケア)	1	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期)	2	緩和ケア	1			
						高齢者看護学概論	2	成人看護学各論ⅠB (慢性期)	1	リハビリテーション看護学	1	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期)	2	災害看護論	1			
						小児看護学概論	2	高齢者看護学各論Ⅰ	1	高齢者看護学各論Ⅱ	1	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期)	2	看護教育学	1			
						母性看護学概論	2	小児看護学各論Ⅰ	1	小児看護学各論Ⅱ	1	成人・高齢者看護学実習Ⅳ (生活支援)	2	地域精神保健学	1			
						精神看護学概論	2	母性看護学各論Ⅰ	1	母性看護学各論Ⅱ	1	成人・高齢者看護学実習Ⅴ (地域連携)	1	国際看護論	1			
						地域・在宅看護学概論	2	精神看護学各論Ⅰ	1	精神看護学各論Ⅱ	1	小児看護学実習	2	看護の統合Ⅱ (演習)	2			
								地域・在宅看護学各論Ⅰ	2	地域・在宅看護学各論Ⅱ	2	母性看護学実習	2	看護研究Ⅱ	2			
								感染看護学	1	看護理論と実践	1	精神看護学実習	2					
										チーム医療論	1	地域・在宅看護学実習	2					
												看護の統合Ⅰ (演習)	2					
												看護の統合Ⅰ (実習)	1					
												看護の統合Ⅱ (実習)	2					
												看護研究Ⅰ	2					
												看護管理学	1					
		必修計		14	16		21	20		12		25		5				
合計		23	31		26	23		15		25		11						

【履修系統図について】

- ・開講科目がどのような分野に配置されているかがわかります。
- ・各科目が学年進行のどこに位置しているかがわかります。
- ・4年間で開講する全ての授業科目が記載されています。
- ・下線のある授業科目は必修科目を表します。
- ・科目毎のディプロマポリシーとの関係は色で示しています。

【看護学科 ディプロマポリシー】

- 幅広い教養と看護師として必要な高い倫理感・道徳心を身に付けている。
- 質の高い看護実践に必要な科学的な知識・技術・態度を身につけている。
- 論理的思考力、問題発見・解決の能力を持ち看護を実践できる。
- 看護師として社会に貢献することに強い使命感と責任感を有し、生涯にわたり看護を探究し自己研鑽できる。

*それぞれの項目に対応授業科目が同じ色で示されています。

アセスメントポリシー

宝塚医療大学 和歌山保健医療学部 看護学科 学習成果の評価に関する方針 (アセスメントポリシー)

宝塚医療大学では、ディプロマ・カリキュラム・アドミSSIONの3つのポリシーに基づき、大学全体・学部・科目の3つのレベルで、それぞれ学修成果等を検証する。

1. 宝塚医療大学全体のアセスメントポリシー

学生の志望進路への就職率、免許取得率、卒業予定者アンケートなどから、宝塚医療大学全体レベルにおける学習成果の達成状況を検証する。

検証結果は、本学の現状把握、全体的な教育改革及び改善、学生支援の改善等に活用する。

2. 学部のアセスメントポリシー

資格・免許の取得状況、単位取得状況、GPAなどから、教育課程レベルにおける学習成果の達成状況を検証する。

検証結果は、学部における教育課程の改革・改善、学生支援の改善等に活用する。

3. 科目ごとのアセスメントポリシー

シラバスで示された授業科目の到達目標に対する評価や、授業評価アンケート等の結果から、各科目レベルにおける学習成果の達成状況を検証する。

検証結果は、各授業における講義の実施方法、成績評価方法等の改善、学生指導の改善等に活用する。

4. 具体的な検証方法

宝塚医療大学保健医療学部における具体的な検証方法等は、次の表のとおりである。

	入学前・入学直後	在学中 (単位認定・進級判定)	卒業時(卒業後)
	アドミSSIONポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラムポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	ディプロマポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	GPA 修得単位数 課外活動状況 退学・除籍率 休学率	卒業予定者アンケート 卒業生へのアンケート調査 学位授与数 就職率 離職率

学部レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	GPA 修得単位数 学修行動調査 課外活動状況 資格取得者 退学・除籍率 休学率	卒業時満足度調査 卒業生へのアンケート調査 学位授与数 国家試験合格率 就職率
科目レベル	入学前課題 補充授業	成績評価 学外実習評価 授業評価アンケート 学修履歴（ポートフォリオ）	

5. 科目レベルでの具体的な評価基準等

本学保健医療学部は、医療人として備えるべき資質を定めた学位授与方針（ディプロマポリシー）に沿って、教育課程を編成している。「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」との大学の建学の精神に立脚し、学年ごとに、あるいは科目ごとに、以下の指針に則って多面的に評価する。

講義・演習科目では、知識とその応用を評価する。実技・実習科目では、技能、態度、コミュニケーション能力を評価するほか、倫理感、遵法意識も合わせて評価対象とする。

知識とその応用および技能に関しては筆記試験ならびに実技試験、総合的な能力は実習評価で評価する。

筆記試験・実技試験・実習評価は、数値化して達成度を評価する。

評価方法と合否基準の設定にあたっては、その妥当性ならびに客観性を考慮し、担当教員が定期的に見直しを行い、次年度開始時にシラバスで提示する。

医療技術者育成に関する教育における順次性を考慮し、年度ごとに進級判定あるいは卒業判定を行う。

科目合否判定や進級・卒業判定に加え、随時達成度確認を行うことで到達目標に至る道程を明らかにする。

定期試験で所定の到達目標に達しなかった場合は、再試験を、病気その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった場合は、追試験を行うことがある。

授業（実習等を含む）は、出席することが前提であるため出席による加算点はなく、所定の回数以上を出席しなければ評価の対象としない。

各学年の進級・卒業要件と各科目の合否基準の詳細は、シラバスに明示するとともに、学年当初に周知する。

各科目の評価をもとにGPAを算出する。GPAは学内の奨学生選考に利用されるほか、GPAが1.5以下の学生に対しては教育指導を行い、GPAが1.0未満の学生に対しては、本人に対する進路選択

を含めた教育指導を行うとともに保護者との面談を行うことがある。

定期試験の問題・正答および判定基準は原則として各担当教員が1年間保管し、学生からの照会に応じる体制を整備する。

【資料5-2】

履修モデル

【看護学科(看護師の国家試験受験資格を取得する場合)】

区分	1年次 前期		1年次 後期		2年次 前期		2年次 後期		3年次 前期		3年次 後期		4年次 前期		4年次 後期		合計 卒業要件に 必要とする 単位	
	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位	授業科目名	単位		
全学 共通科目 14単位 以上	哲学	2	◎ 医学英語 I	1			◎ 心理学	2	スポーツトレーニング学	2								
	◎ 日本国憲法	2	物理学	2														
	◎ 社会福祉学	2	◎ 体育実技 I	1														
	◎ 統計学	2	◎ コミュニケーション演習	1														
	◎ 英語	1	伝統医療論	2														
	◎ 情報処理演習 I	1																
	◎ 基礎ゼミナール	1																
小計	11	小計	7	小計	0	小計	2	小計	2	小計	0	小計	0	小計	0	小計	0	22
専門 基礎科目 24単位 以上	◎ 解剖学 I	1	◎ 解剖学 II	1	◎ 病態生理・治療学 I (成人急性期)	2	◎ 病態生理・治療学 III(老年)	1	◎ カウンセリング論	1								
	人間関係論	1	◎ 生理学	1	◎ 病態生理・治療学 II (成人慢性期)	2	◎ 病態生理・治療学 IV(小児)	1	◎ 公衆衛生学	1								
			◎ 生化学	1	◎ 社会保障制度	2	◎ 病態生理・治療学 V(母性)	1	◎ 疫学	1								
			◎ 臨床栄養学	1			◎ 病態生理・治療学 VI(精神)	1										
			◎ 薬理学	1			◎ 病態生理・治療学 VII (リハビリテーション)	1										
			◎ 病理学	1			看護物理学	1										
			◎ 微生物学	1														
			◎ 関係法規	1														
			◎ 医療情報学	1														
	小計	2	小計	9	小計	6	小計	6	小計	3	小計	0	小計	0	小計	0	小計	0
専門 科目 75単位 以上	◎ 看護学概論	2	◎ 基礎看護技術学 II	2	◎ 基礎看護技術学 III	2	◎ 基礎看護技術学 IV	1	◎ 成人看護学各論 I B(急性期・救急看護・クリティカルケア)	1	◎ 成人・高齢者看護学実習 I(急性期)	2	◎ 看護管理学	1				
	◎ 基礎看護技術学 I	2	◎ 基礎看護学実習 I	1	◎ ヘルスアセスメント	1	◎ 看護過程論	1	◎ リハビリテーション看護学	1	◎ 成人・高齢者看護学実習 II(慢性期)	2	◎ 地域精神保健学	1				
			◎ 看護倫理学	1	◎ 成人看護学概論	2	◎ 基礎看護学実習 II	2	◎ 高齢者看護学各論 II	1	◎ 成人・高齢者看護学実習 III(リハビリ期)	2	◎ 国際看護論	1				
					◎ 高齢者看護学概論	2	◎ 成人看護学各論 I A (急性期・周手術期)	1	◎ 小児看護学各論 II	1	◎ 成人・高齢者看護学実習 IV(生活支援)	2	◎ 看護の統合 II(演習)	2				
					◎ 小児看護学概論	2	◎ 成人看護学各論 II(慢性期)	1	◎ 母性看護学各論 II	1	◎ 成人・高齢者看護学実習 V(地域連携)	1	◎ 看護研究 II	2				
					◎ 母性看護学概論	2	◎ 高齢者看護学各論 I	1	◎ 精神看護学各論 II	1	◎ 小児看護学実習	2						
					◎ 精神看護学概論	2	◎ 小児看護学各論 I	1	◎ 地域・在宅看護学各論 II	2	◎ 母性看護学実習	2						
					◎ 地域・在宅看護学概論	2	◎ 母性看護学各論 I	1	◎ チーム医療論	1	◎ 精神看護学実習	2						
							◎ 精神看護学各論 I	1			◎ 地域・在宅看護学実習	2						
							◎ 地域・在宅看護学各論 I	2			◎ 看護の統合 I(演習)	2						
							◎ 感染看護学	1			◎ 看護の統合 I(実習)	1						
											◎ 看護の統合 II(実習)	2						
											◎ 看護研究 I	2						
											◎ 看護管理学	1						
	小計	4	小計	4	小計	15	小計	13	小計	9	小計	0	小計	25	小計	7	小計	7
合計	125	卒業要件に必要とする単位数	17	卒業要件に必要とする単位数	20	卒業要件に必要とする単位数	21	卒業要件に必要とする単位数	21	卒業要件に必要とする単位数	14	卒業要件に必要とする単位数	0	卒業要件に必要とする単位数	25	卒業要件に必要とする単位数	7	125

◎は、卒業に必要な必修科目を示す

学生総数：50名

臨地実習計画表

学年	グループ番号	学生人数	年	2024年度 (3年次)																																														
				11月															12月																															
				日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1期生 ・ 3年次	1	10名	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 高田准教授、林助教	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 市後講師、吉村助教	精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 山本教授	精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 横谷助教	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 川村講師	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 川村講師																																										
			成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (済生会和歌山病院) 5名 市後講師、吉村助教	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 高田准教授、林助教	精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 横谷助教	精神看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 山本教授	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 助手A、助手B	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 助手A、助手B																																										
	2	10名	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 川村講師	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 川村講師	精神看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 山本教授	精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 横谷助教																																										
			成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 助手A、助手B	成人・高齢者看護学実習Ⅱ (慢性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 助手A、助手B	精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 横谷助教	精神看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 山本教授																																										
	3	10名	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	小児看護学実習 (つくし幼保園) 3名 助手A	小児看護学実習 (紀北支援学校) 3名 助手C	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 高田准教授、林助教	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (済生会和歌山病院) 5名 市後講師、吉村助教																																									
			小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師	小児看護学実習 (平成保育園) 2名 助手B	小児看護学実習 (紀伊コスモス支援学校) 2名 助手D	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 市後講師、吉村助教	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 高田准教授、林助教																																									
			小児看護学実習 (つくし幼保園) 3名 助手A	小児看護学実習 (紀北支援学校) 3名 助手C	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (済生会和歌山病院) 5名 市後講師、吉村助教	成人・高齢者看護学実習Ⅲ (リハビリ期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 高田准教授、林助教																																									
			小児看護学実習 (平成保育園) 2名 助手B	小児看護学実習 (紀伊コスモス支援学校) 2名 助手D	小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授																																								
	4	10名	母性看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 10名 北出准教授、 木野准教授	母性看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 10名 北出准教授、 木野准教授	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 堤教授																																										
			小児看護学実習 (つくし幼保園) 3名 助手A	小児看護学実習 (紀北支援学校) 3名 助手C	小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師	小児看護学実習 (平成保育園) 2名 助手B	小児看護学実習 (紀伊コスモス支援学校) 2名 助手D	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E	成人・高齢者看護学実習Ⅰ (急性期) (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 温井講師、助手E																																								
	5	10名	精神看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 山本教授	精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 横谷助教	母性看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 10名 北出准教授、 木野准教授	母性看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 10名 北出准教授、 木野准教授	小児看護学実習 (つくし幼保園) 3名 助手A	小児看護学実習 (紀北支援学校) 3名 助手C																																										
			精神看護学実習 (綜成苑(綜愛苑)) 5名 横谷助教	精神看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 5名 山本教授	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師	小児看護学実習 (平成保育園) 2名 助手B	小児看護学実習 (紀伊コスモス支援学校) 2名 助手D	小児看護学実習 (和歌山県立医科大学附属病院) 2名 下村教授	小児看護学実習 (和歌山ろうさい病院) 3名 羽畑講師																																								

実習施設一覽

番号	施設	施設名	住所	基礎看護学 実習Ⅰ	基礎看護学 実習Ⅱ	成人・高齢者 看護学実習Ⅰ (急性期)	成人・高齢者 看護学実習Ⅱ (慢性期)	成人・高齢者 看護学実習Ⅲ (リハビリ 期)	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ (生活支援)	成人・高齢者 看護学実習Ⅴ (地域連携)	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習	地域・在宅 看護学実習	看護の統合Ⅰ (実習)	看護の統合Ⅱ (実習)
				(1週間)	(2週間)	(2週間)	(2週間)	(2週間)	(2週間)	(1週間)	(2週間)	(2週間)	(2週間)	(2週間)	(2週間)	(1週間)
1	病院	和歌山県立医科大学附属病院	〒641-8510 和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	50	50	50	50	25	50	50	20	50	50	50	26	26
2	病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会和歌山病院	〒640-8158 和歌山県和歌山市十二番丁45番地	5名×10G	5名×10G	5名×10G	5名×10G	5名×5G	25	25名×2G	2名×10G		5名×10G		2名×13G	2名×13G
3	病院	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山ろうさい病院	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93番1							32	30	50			18	18
4	障害者福祉施設	社会福祉法人つわぶき会 綜成苑(綜愛苑)	〒640-0112 和歌山県和歌山市西庄1107番地の1										50			
5	訪問看護 ステーション	海南医療センター 海南市訪問看護ステーション	〒642-0002 和歌山県海南市日方1519番地の10												8	
6	訪問看護 ステーション	医療法人青松会河西田村病院 訪問看護ステーション かせいたむら	〒640-8403 和歌山県和歌山市北島325-106												8	
7	訪問看護 ステーション	一般社団法人 幹 幹在宅看護センター	〒640-0332 和歌山県和歌山市冬野703-9												8	
8	訪問看護 ステーション	医療法人愛晋会 訪問看護ステーション エスポワール	〒640-8461 和歌山県和歌山市船所30番地の1												8	
9	訪問看護 ステーション	医療法人登友会 訪問看護ステーション ハーモニー	〒640-8322 和歌山県和歌山市秋月535-2												6	
10	訪問看護 ステーション	株式会社 美真 訪問看護ステーション みかん	〒640-8404 和歌山県和歌山市湊5丁目7番11号												6	
11	訪問看護 ステーション	合同会社みやがわ 訪問看護ステーション みやがわ	〒649-6321 和歌山県和歌山市布施屋828番地の16 メーブル・フレア101号室												6	
12	特別養護 老人ホーム	アンシアナトー	〒640-8422 和歌山県和歌山市松江東1丁目7番25号						10	5名×2G						
13	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人真愛会 西庄園	〒640-0112 和歌山県和歌山市西庄1133-2						10	5名×2G						
14	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人浩和会 竹の里園	〒640-0305 和歌山県和歌山市明王寺3番地 1						10	5名×2G						
15	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人光栄会 栄寿苑	〒649-6615 和歌山県紀の川市麻生津中1279						10	5名×2G						
16	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人わかうら会 わかうら園	〒641-0061 和歌山県和歌山市田野175番地						10	5名×2G						
17	介護老人 保健施設	医療法人殿田会 やすらぎ苑	〒649-6227 和歌山県岩出市清水311番地の1						10	5名×2G						
18	介護老人 保健施設	医療法人稲祥会 かまやま苑	〒641-0004 和歌山県和歌山市和田1175						10	5名×2G						
19	介護老人 保健施設	医療法人愛晋会 エスポワール	〒640-8461 和歌山県和歌山市船所39-1						10	5名×2G						
20	介護老人 保健施設	医療法人青松会 パインドーム	〒640-8422 和歌山県和歌山市松江東2-4-26						10	5名×2G						
21	介護老人 保健施設	医療法人曙会 和歌川苑	〒641-0055 和歌山県和歌山市和歌川町5番44号						10	5名×2G						
22	こども園	社会福祉法人和歌山つくし会 つくし幼稚園	〒640-0351 和歌山県和歌山市吉礼486-1								30					
23	こども園	学校法人平成医療学園 平成保育園	〒531-0075 大阪府大阪市北区大淀南1-3-11 ランドマーク新梅田2階								20					
24	支援学校	和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〒649-6339 和歌山県和歌山市弘西555								20					
25	支援学校	和歌山県立紀北支援学校	〒640-0332 和歌山県和歌山市冬野227								30					
		科目別実習受け入れ人数合計		50	50	50	50	50	100	100	150	50	100	50	50	50

実習施設承諾書 (一覽)

番号	施設	施設名	住所	実習科目名	実習科目名	実習科目名	実習科目名	実習科目名
				人数・グループ	人数・グループ	人数・グループ	人数・グループ	人数・グループ
1	病院	和歌山県立医科大学附属病院	〒641-8510 和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	基礎看護学 実習Ⅰ	基礎看護学 実習Ⅱ	成人・高齢者 看護学実習Ⅰ	成人・高齢者 看護学実習Ⅱ	成人・高齢者 看護学実習Ⅲ
				5名×10G	5名×10G	5名×10G	5名×10G	5名×5G
				成人・高齢者 看護学実習Ⅴ	小児看護学 実習	精神看護学 実習	看護の統合Ⅰ 実習	看護の統合Ⅱ 実習
				25名×2G	2名×10G	5名×10G	2名×13G	2名×13G
2	病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会和歌山病院	〒640-8158 和歌山県和歌山市十二番丁45番地	成人・高齢者 看護学実習Ⅲ	成人・高齢者 看護学実習Ⅴ	看護の統合Ⅰ 実習	看護の統合Ⅱ 実習	
				5名×5G	3名×6G	2名×3G	2名×3G	
3	病院	独立行政法人労働者健康安全機構 和歌山ろうさい病院	〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93番1	成人・高齢者 看護学実習Ⅴ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	看護の統合Ⅰ 実習	看護の統合Ⅱ 実習
				3名×8G 2名×4G	3名×10G	10名×5G	3名×6G	3名×6G
4	障害者福祉施設	社会福祉法人つわぶき会 綜成苑(綜愛苑)	〒640-0112 和歌山県和歌山市西庄1107番地の1	精神看護学 実習				
				5名×10G				
5	訪問看護 ステーション	海南医療センター 海南市訪問看護ステーション	〒642-0002 和歌山県海南市日方1519番地の10	地域・在宅 看護学実習				
				4名×2G				
6	訪問看護 ステーション	医療法人青松会河西田村病院 訪問看護ステーション かせいたむら	〒640-8403 和歌山県和歌山市北島325-106	地域・在宅 看護学実習				
				4名×2G				
7	訪問看護 ステーション	一般社団法人 幹 幹在宅看護センター	〒640-0332 和歌山県和歌山市冬野703-9	地域・在宅 看護学実習				
				4名×2G				
8	訪問看護 ステーション	医療法人愛晋会 訪問看護ステーション エスポワール	〒640-8461 和歌山県和歌山市船所30番地の1	地域・在宅 看護学実習				
				4名×2G				
9	訪問看護 ステーション	医療法人整友会 訪問看護ステーション ハーモニー	〒640-8322 和歌山県和歌山市秋月535-2	地域・在宅 看護学実習				
				3名×2G				
10	訪問看護 ステーション	株式会社 美真 訪問看護ステーション みかん	〒640-8404 和歌山県和歌山市湊5丁目7番11号	地域・在宅 看護学実習				
				3名×2G				
11	訪問看護 ステーション	合同会社みやがわ 訪問看護ステーション みやがわ	〒649-6321 和歌山県和歌山市布施屋828番地の16 メーブル・フレア101号室	地域・在宅 看護学実習				
				3名×2G				
12	特別養護 老人ホーム	アンシアナトー	〒640-8422 和歌山県和歌山市松江東1丁目7番25号	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
13	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人真愛会 西庄園	〒640-0112 和歌山県和歌山市西庄1133-2	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
14	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人浩和会 竹の里園	〒640-0305 和歌山県和歌山市明王寺3番地1	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
15	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人光栄会 栄寿苑	〒649-6615 和歌山県紀の川市麻生津中1279	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
16	特別養護 老人ホーム	社会福祉法人わかうら会 わかうら園	〒641-0061 和歌山県和歌山市田野175番地	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
17	介護老人 保健施設	医療法人殿田会 やすらぎ苑	〒649-6227 和歌山県岩出市清水311番地の1	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
18	介護老人 保健施設	医療法人福祥会 かまやま苑	〒641-0004 和歌山県和歌山市和田1175	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
19	介護老人 保健施設	医療法人愛晋会 エスポワール	〒640-8461 和歌山県和歌山市船所39-1	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
20	介護老人 保健施設	医療法人青松会 バインドーム	〒640-8422 和歌山県和歌山市松江東2-4-26	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
21	介護老人 保健施設	医療法人曙会 和歌川苑	〒641-0055 和歌山県和歌山市和歌川町5番44号	成人・高齢者 看護学実習Ⅳ				
				5名×2G				
22	こども園	社会福祉法人和歌山つくし会 つくし幼保園	〒640-0351 和歌山県和歌山市吉礼486-1	小児看護学 実習				
				3名×10G				
23	こども園	学校法人平成医療学園 平成保育園	〒531-0075 大阪府大阪市北区大淀南1-3-11 ランドマーク新梅田2階	小児看護学 実習				
				2名×10G				
24	支援学校	和歌山県立紀伊コスモス支援学校	〒649-6339 和歌山県和歌山市弘西555	小児看護学 実習				
				2名×10G				
25	支援学校	和歌山県立紀北支援学校	〒640-0332 和歌山県和歌山市冬野227	小児看護学 実習				
				3名×10G				

【資料8】

様式第2号 (その2)

教育課程と指定規則との対比表

(看護師学校) (宝塚医療大学和歌山保健医療学部看護学科)

指定規則の教育内容 教育課程						別表3 (看護師課程)														計					
						基礎分野		専門基礎分野			専門分野						臨地実習								
						科学的思考の基盤	人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能	疾病の成り立ちと回復の促進	健康支援と社会保障制度	基礎看護学	地域・在宅看護論	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学	看護の統合と実践	基礎看護学		地域・在宅看護論	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学
区分	授業科目	配当年次	単位数 必修 選択	1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	14	16	6	11	6	4	4	4	4	4	3	2	4	2	2	2	2	102 (100)		
一般教養科目 学部共通科目 情報処理 スポーツ・健康科学 総合科目	哲学	1前	2	15	必修科目として、学部共通科目から14単位、専門基礎科目から24単位、専門科目から75単位、合計113単位を修得し、全ての選択科目から12単位以上(専門科目から2単位以上)を修得し、合計125単位以上を修得すること。	○																			
	東洋思想論	1前	2	15		○																			
	日本の文化	1後	2	15		○																			
	文化人類学	1後	2	15		○																			
	日本国憲法	1前	2	15		○																			
	社会と法	1後	2	15		○																			
	社会福祉学	1前	2	15		○																			
	わかやま未来学	1後	2	15		○																			
	統計学	1前	2	15		○																			
	数学	1前	2	15		○																			
	物理学	1後	2	15		○																			
	化学	1前	2	15		○																			
	生物学	1後	1	30		○																			
	英語	1前	1	30		○																			
	医学英語 I	1後	1	30		○																			
	医学英語 II	2後	1	30		○																			
	英会話	1後	1	30		○																			
	情報処理演習 I	1前	1	30		○																			
	情報処理演習 II	1後	1	30		○																			
	健康と体力づくり	2前	2	15		○																			
	スポーツトレーニング学	3前	2	15		○																			
	健康トレーニング演習	2後	1	30		○																			
	体育実技 I	1後	1	30		○																			
	体育実技 II	2前	1	30		○																			
コミュニケーション演習	1後	1	30	○																					
心理学	2後	2	15	○																					
医療経営学	4後	2	15	○																					
メディカツワーズ論	2前	2	15	○																					
伝統医療論	1前	2	15	○																					
基礎ゼミナール	1前	1	30	○																					
小計						-	-			-						-									

必修14+
(学部共通科目および専門基礎科目から選択10)

指定規則の教育内容					別表3 (看護師課程)														計											
					基礎分野		専門基礎分野			専門分野						臨地実習														
区分	授業科目	配当年次	単位数		1単位当たりの時間数	履修方法及び卒業要件	科学的思考の基盤	人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能	疾病の成り立ちと回復の促進	健康支援と社会保障制度	基礎看護学	地域・在宅看護論	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学	看護の統合と実践	基礎看護学	地域・在宅看護論	成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学	精神看護学	看護の統合と実践	102 (100)		
			必修	選択																									3	2
							14			16	6	11	6 (4)	6	4	4	4	4	4		3	2	4	2	2	2	2	102 (100)		
看護の基礎科目 専門科目	看護学概論	1前	2		15							○																必修75+ 選択2		
	基礎看護技術学Ⅰ	1前	2		30							○																		
	基礎看護技術学Ⅱ	1後	2		30							○																		
	基礎看護技術学Ⅲ	2前	2		30							○																		
	基礎看護技術学Ⅳ	2後	1		30							○																		
	看護過程論	2後	1		30							○																		
	ヘルスアセスメント	2前	1		30							○																		
	基礎看護学実習Ⅰ	1後	1		45																○									
	基礎看護学実習Ⅱ	2後	2		45																○									
	チーム医療論	3前	1		15								○	○	○	○	○	○	○	○										
	看護倫理学	1後	1		15								○	○	○	○	○	○	○	○										
看護の展開科目 専門科目	成人看護学概論	2前	2		15									○														必修75+ 選択2		
	成人看護学各論Ⅰ(急性期;周手術期)	2後	1		30									○																
	成人看護学各論Ⅰ(急性期;救急看護・クリティカルケア)	3前	1		30									○																
	成人看護学各論Ⅱ(慢性期)	2後	1		30									○																
	リハビリテーション看護学	3前	1		30									○																
	高齢者看護学概論	2前	2		15										○															
	高齢者看護学各論Ⅰ	2後	1		30										○															
	高齢者看護学各論Ⅱ	3前	1		30										○															
	成人・高齢者看護学実習Ⅰ(急性期)	3後・4前	2		45																	○	○							
	成人・高齢者看護学実習Ⅱ(慢性期)	3後・4前	2		45																	○	○							
	成人・高齢者看護学実習Ⅲ(リハビリ期)	3後・4前	2		45																	○	○							
	成人・高齢者看護学実習Ⅳ(生活支援)	3後・4前	2		45																	○	○							
	成人・高齢者看護学実習Ⅴ(地域連携)	3後・4前	1		45																	○	○							
	小児看護学概論	2前	2		15											○														
	小児看護学各論Ⅰ	2後	1		30											○														
	小児看護学各論Ⅱ	3前	1		30											○														
	小児看護学実習	3後・4前	2		45																			○						
母性看護学概論	2前	2		15												○														
母性看護学各論Ⅰ	2後	1		30												○														
母性看護学各論Ⅱ	3前	1		30												○														
母性看護学実習	3後・4前	2		45																				○						
精神看護学概論	2前	2		15														○												

【資料9】

入学者選抜の評価方法と学力の3要素及びアドミッションポリシーとの関係

◎：強い関係がある

○：関係がある

入試種別	入試区分	評価方法	学力の3要素		
			知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度
			学力の3要素に対応するアドミッションポリシー・学力の3要素につながる基礎的な学力を備えている人 ・看護職として社会に貢献したい人	学力の3要素に対応するアドミッションポリシー・看護職にとって重要なコミュニケーション能力の基礎となる素養を持っている人 ・思いやりと優しさを備え、協調性に富む人	学力の3要素に対応するアドミッションポリシー ・自主的に学ぶ姿勢と、論理的で柔軟な思考能力を持つ人 ・看護について強い関心を持ち、何事にも意欲的に取り組む姿勢のある人
総合型選抜	AO基礎能力試験A・専願型	基礎能力試験	◎	◎	
		面接		◎	◎
		書類審査※	○	◎	○
		課題レポート		○	◎
	AO基礎能力試験B・専願型	基礎能力試験	◎	◎	
		面接		◎	◎
		書類審査※	○	◎	○
	AO基礎能力試験C・併願型	基礎能力試験	◎	◎	
面接			◎	◎	
書類審査※		○	◎	○	
学校推薦型選抜	指定校推薦入試	小論文	○	◎	○
		面接		◎	◎
		書類審査※	○	○	◎
一般選抜	一般入試	学科試験	◎	○	
		面接		◎	○
		書類審査※	○	○	◎
	共通テスト利用入試	学科試験	◎	○	
		面接		◎	○
		書類審査※	○	○	◎
社会人入学試験	-	小論文	○	◎	○
		面接		◎	◎

※書類審査：調査書・志望理由書・活動報告書による

学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程



(目的)

第1条 この規程は、学校法人平成医療学園専任教職員就業規則第45条の規定に基づき、学校法人平成医療学園（以下「学園」という。）の教職員の定年及び再雇用に関する事項を定めることを目的とする。

(定年)

第2条 教職員の定年は、満65歳に達した日の属する年度の末日とし、その日をもって退職とする。

(再雇用)

第3条 理事長は、業務上の必要がある場合は、定年退職者を、本人の希望、能力、勤務成績、健康状態等を勘案して選考の上、再雇用することがある。

(再雇用対象者)

第4条 再雇用の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 専門的な知識及び技術又は豊かな経験及び優れた管理能力を持っていること。
- (2) 在職中の勤務成績が良好で、学園の業績の向上に貢献したこと。
- (3) 旺盛な勤労意欲を持ち健康なこと。

(再雇用者の勤務条件等)

第5条 再雇用者の雇用期間は、1年以内とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、雇用期間満了ごとに選考の上、1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。

- 2 再雇用者の身分は嘱託職員とし、学校法人平成医療学園非常勤者等就業規則を適用する。
- 3 再雇用者の職務内容、給与、労働時間、休日その他の労働条件は雇用契約において定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【資料10-2】

宝塚医療大学教員の定年の特例に関する申合せ

平成26年11月21日 理事会決定
平成27年3月25日 一部改正
平成29年1月27日 一部改正

第1条 学校法人平成医療学園定年及び再雇用規程第2条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、定年年齢を75歳までの任意の年齢とすることができる。

- (1) 新たに学部、学科を設置する場合
 - (2) 専門分野において優れた研究業績を有する者又は、多年にわたり豊富な職業経験を有する者で、本学の充実発展に多大なる貢献をなしうる者と学長が認めた場合
- 2 前項第2号に定める者については、学長が理事長と協議の上、任用することができる。
- 3 前項に定める者の任用は、1年とし、更新することができる。

第2条 前条の規定にかかわらず、学長及び副学長の定年年齢については、理事会の議を経て、理事長が別に定めることができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、第1条第1項第2号に定める者が、定年年齢75歳を超えて本学に貢献できると学長が判断し、理事長が特に必要と認めた場合、同者の定年年齢については、理事会の議を経て、理事長が別に定めることができる。

第3条 定年による退職の時期は、定年に達した日の属する年度の末日とする。

第4条 この申合せの改正については、理事会の議を経て理事長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この申合せは、平成27年4月1日から実施する。
- 2 「宝塚医療大学教員定年規程（平成23年4月1日制定）」は廃止する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

学校事業譲渡契約書

公益社団法人和歌山県病院協会（以下「譲渡人」という。）と学校法人平成医療学園（以下「譲受人」という。）とは、譲渡人の営む別紙1「譲渡対象事業目録」記載の事業（以下「本件譲渡対象事業」という。）を、同事業に関連する別紙2「譲渡財産目録」及び別紙3「譲渡対象契約目録」記載の財産、契約とともに譲受人に対して譲渡（以下「本件事業譲渡」という。）することについて、次の通り学校事業譲渡契約書（以下「本件契約」という。）を締結する。

第1条(事業譲渡の内容)

- 1 本件事業譲渡の対象となる本件譲渡対象事業とは、譲渡人が営む事業の内、別紙1「譲渡対象事業目録」記載の事業の全てである。
- 2 譲渡人は譲受人に対し、本件事業譲渡とともに、本件譲渡対象事業に関連する別紙2「譲渡財産目録」記載の財産（以下「本件譲渡対象財産」という。）を譲渡する。ただし、譲受人は譲渡実行日までの通常業務によりその内容に変化が生じることを了解する。また、本件譲渡対象財産には、別紙5記載のとおり、負債事業を含むことを譲受人は了解する。
- 3 譲渡人は譲受人に対し、本件事業譲渡とともに、本件譲渡対象事業に関する契約である別紙3「譲渡対象契約目録」記載の契約（以下「本件譲渡対象契約」という。）について、その契約上の地位を譲受人に譲渡し、譲受人はこれを承継する。ただし、譲受人は譲渡実行日までの通常業務によりその内容に変化が生じることを了解する。

第2条(事業譲渡実行日)

- 1 譲渡人、譲受人は、令和3年3月31日を本件事業譲渡の譲渡実行日とする。ただし、当事者双方の文書による合意があった場合に限り、譲渡実行日を変更することができる。
- 2 譲渡実行日において、譲渡人は譲受人に対し、本件譲渡対象事業について設置者の変更、本件譲渡対象財産の所有権移転及び引渡し並びに本件譲渡対象契約の承継を行う。

第3条(譲渡対価・支払方法・支払日)

- 1 本件事業譲渡の対価は金4,784万円（税込）とし、譲受人は同額を譲渡人に現金で支払う。なお、対価の根拠は別紙5のとおりとする。
- 2 前項の譲渡に係る金額は、以下の通り分割して支払うものとする。

・本件契約締結時	2,000万円
・譲渡実行日	1,500万円



・令和4年3月31日 1, 284万円

- 3 譲渡金額の支払方法は譲渡人指定の銀行口座に振り込む方法で支払うものとし、その費用は譲受人が負担する。

第4条(債務の承継)

譲受人は、本件契約に基づく債務以外には、譲渡実行日現在において譲渡人が負担する債務は承継しない。ただし、譲渡実行日以前の債務負担行為で同日以降に支払日が予定される場合の債務の継承については、譲渡人と譲受人との間で協議して決定する。

第5条(従業員)

- 1 別紙4「譲渡対象事業に関する従業員名簿」記載の譲渡人の従業員（以下「対象従業員」という。）は、譲渡実行日付けにて譲渡人を退職し、希望する者は譲受人の雇用条件（譲受人は、原則として譲渡人で勤務していた際の雇用条件を変更しないものとする。ただし、和歌山看護専門学校の大学化に伴う職名の変更はあるものとする。）に同意した上で、譲渡実行日の翌日付けにて譲受人が雇用する。
- 2 譲渡実行日までの従業員との雇用関係等により生じた未払賞与、未払時間外労働賃金、未払退職金その他一切の債務については譲渡人の責任において履行するものとし、譲受人はこれを承継しないものとする。

第6条(諸手続)

- 1 本件事業譲渡の方法は、譲渡人の定款及び譲受人の寄附行為変更により、本件譲渡対象事業を譲渡人の事業から外し、譲受人の事業に加えることによって経営主体を変更すること、本件譲渡財産のうち建物については譲渡実行日に所有権移転登記手続きをなすこと、借地権や承継する契約関係について土地所有者や契約の相手方の承諾を得ること及びその他の財産については現実の引渡しをなすことによるものとする。所有権移転登記手続きを含むこれらの費用は譲受人の負担とする。
- 2 譲渡人と譲受人は、それぞれ前項の遂行のために必要となる定款及び寄附行為の変更、設置者変更等の私立学校法、学校教育法等所定の知事、文部科学大臣の認可手続きを速やかになすものとする。
- 3 譲渡人と譲受人は、譲渡実行日において、学校名の変更手続きをなすものとして、事前に知事の認可を得るものとする。

第7条(負担)

- 1 本件譲渡対象財産に対する公租公課その他の負担は、納税告知書、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、4月1日を起算日とする日割り計算により譲渡実行日までの分は譲渡人が、翌日以降の分は譲受人が、それぞれ負担する。

- 2 本件譲渡対象財産に関する電話料金、電気、ガス、水道光熱費等の負担については、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、日割り計算により譲渡実行日までの分は譲渡人が、翌日以降の分は譲受人が、それぞれ負担する。

第8条(表明及び保証)

譲渡人及び譲受人は、本件譲渡実行日において、以下の各号に掲げる事由が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

- (1) 譲渡人及び譲受人は、本件契約の締結及び本件契約上の義務を履行するにあたり、それぞれ必要な法令、定款、寄附行為及び法人内規則上必要とされる一切の手続を履行し、当事者となっているその他の契約に違反しないこと。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本件契約の締結に係るあらゆる要素について、自らの責任において十分な検討・調査を行ったこと、及び、自己の事業規模、財務状況、投資経験等の事情に鑑み、かかる行為のリスクの適切性につき自らの責任において判断し得る十分な知識、経験、能力を有していること。
- (3) 譲渡人及び譲受人は、本件契約に先立って相互に提供された情報・資料等が各当事者の知る限りにおいて事実と相違していないこと。
- (4) 譲渡人は、関係する地域を所管する税務当局等に対し、適時に納付すべき全ての税務申告書を提出しており、当該税務申告書は、すべての点において真実、適正なものであること。
- (5) 譲渡人が納付すべき全ての税金、社会保険料、労働保険料その他の公租公課は、すべて適正かつ適法に納付されていること。
- (6) 本件譲渡対象事業に属する権利義務または資産を対象とする、またはこれらに関連する、若しくは影響を与える訴訟等(訴訟、仲裁、調停、強制執行、保全処分)は係属しておらず、また、譲渡人の知り得る限りは、そのおそれも存在しないこと。
- (7) その他、本件譲渡対象事業の譲渡後に譲受人による本事業の遂行を妨げ、または本事業の運営を悪化させるおそれのある重大な事項は存在しないこと。

第9条(善管注意義務)

譲渡人は、本件契約締結日より譲渡実行日までの間、善良なる管理者の注意と義務をもって譲渡人の業務の執行及び財産の管理運営を行い、以下の各号に掲げる行為その他譲受人の経営内容に重大な変更を生じせしめる行為(軽微な日常的行為は除く)を行ってはならない。ただし、譲受人の事前の同意を得た場合はこの限りでない。

- (1) 重要な資産の譲渡、処分、賃貸借
- (2) 新たな借入の実行その他の債務負担行為及び保証、担保設定行為
- (3) 新たな設備投資及び非経常的仕入行為
- (4) 非経常的な契約の締結及び解約、解除

- (5) 教員、従業員の新規採用及び解雇
- (6) 入学金、授業料等の変更
- (7) その他、日常業務に属さない事項

第10条(競業避止義務)

譲渡人は、譲渡人及び譲渡人の関係会社、法人が譲渡実行日以降10年間、本件譲渡対象事業と競合する事業を自ら行わず、また他人をして行わせないものとする。

第11条(損害賠償請求)

譲渡人及び譲受人は、以下の各号に定める違反により、譲渡実行日から1年以内に関り、違反した当事者に対して、当該違反により現実に被った損害の賠償を請求するものとする。また、その額は譲渡金額を上限とする。

- (1) 第8条の表明保証違反
- (2) 本件契約に基づく義務違反

第12条(公表)

譲渡人及び譲受人は、本件契約の締結及び本件譲渡対象事業譲渡について、自己の従業員または第三者に公表するに際し、公表の時期及び方法を相互に協議して決定する。

第13条(前提条件)

譲渡人または譲受人は、譲渡実行日において以下の各号の条件が満たされていることを前提条件として自己の義務を履行するものとする。

- (1) 譲渡人及び譲受人が、本件契約に基づき譲渡実行日までに履行または遵守すべき事項をすべて履行または遵守していること。
- (2) 本件契約の締結について譲渡人及び譲受人の決定機関において承認されていること。
- (3) 定款及び寄附行為の変更、設置者の変更、学校長の変更、名称変更等について知事、文科省の認可がおりていること。

第14条(契約の解除)

- 1 譲渡人または譲受人は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときには、本契約を解除することができる。
- 2 譲渡人または譲受人は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれが生じたときには、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 監督官庁より法人の認可の取消し等の処分を受けたとき

- (2) 支払停止又は支払不能の状態となったとき
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、担保権の実行又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産、民事再生の手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (6) 解散の決議を行ったとき
- (7) 合併、法人分割又は事業譲渡等の組織再編行為を行ったとき

第15条(協議等)

- 1 譲渡人及び譲受人は、本件契約に定めのない事項若しくは本件契約の解釈に関して疑義が生じた場合、本件契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、円満解決に努めるものとする。
- 2 譲渡人及び譲受人は、前項の協議で解決できない場合、本件契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的管轄裁判所は、和歌山地方裁判所とすることに合意する。

第16条(雑則)

- 1 本件譲渡対象財産は、現状有姿の状態を引き渡されるものとし、譲渡人に従来の瑕疵担保責任を含め、一切の契約不適合責任を生じさせないものとする。
- 2 譲受人は、本件譲渡対象財産のうち不動産について、譲渡実行日において、所有権移転登記手続きを行うものとし、譲渡人はこれに協力する。
- 3 譲受人は、仮に将来学科の再編成あるいは縮小をすることも、在籍する学生が卒業できる環境は維持するものとする。
- 4 譲渡人は、対象従業員が退職することにより、譲受人の学校運営に支障が生じることがないように、対象従業員の確保に協力するものとする。
- 5 譲渡人は、譲渡実行日において譲渡実行日時点に在籍する学生の名簿、学生についての成績等の個人データ等(卒業生のデータも含む。)、譲受人の学校運営に必要な情報及び機材を譲受人に引き渡すものとする。
- 6 譲渡対象事業を卒業した学生の同窓会の運営、卒業証明は譲受人においてなすものとする。
- 7 譲受人は、和歌山県内で勤務する看護師を確保すべく、卒業生が和歌山県内の病院に就職できるよう最大限の支援を行うものとする。

本件契約締結の証として本書2通を作成し、譲渡人、譲受人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月27日

譲渡人 和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
公益社団法人和歌山県病院協会
会長 上野雄二



譲受人 大阪府大阪市北区豊崎七丁目7番17号
学校法人平成医療学園
理事長 岸野雅方



(別紙 1) 譲渡対象事業目録

1. 看護師等医療従事者の育成と再教育事業
2. その他上記に付随する必要な事業

保健師助産師看護師法に定める看護師の養成機関として、看護に関する知識及び技術を授け有能な看護師として社会に貢献できる人材を育成する「和歌山看護専門学校」の事業とそれに付随するその他必要な事業全般。

(別紙2) 譲渡財産目録

1. 借地権 (令和2年9月1日時点)

所在・地番	地目	地積	所有者	鑑定評価額
和歌山県和歌山市西庄 字岩ノ谷 1107 番 26	山林	3,400 m ²	和歌山市	24,400,000 円

2. 建物 (令和2年9月1日時点)

所在・構造	種類	床面積	所有者	鑑定評価額
和歌山県和歌山市西庄 字岩ノ谷 1107 番 26 鉄筋コンクリート造陸 屋根・鋼板葺 4 階建		1 階 1,124.49 m ²	公益社団 法人和歌 山県病院 協会	143,600,000 円 (税別)
		2 階 994.64 m ²		
		3 階 1,150.56 m ²		
		4 階 62.77 m ²		
		延べ 3,332.46 m ²		
附属建物	機械室	7.50 m ²		157,960,000 円 (税込)
鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建				

※鑑定評価額には建物の付属設備及び構築物を含む

3. 什器備品 (令和3年3月末時点)

品目	数量	金額	消費税	合計金額
耐火金庫	1	119,076 円	11,907 円	130,983 円
3次元CG周産期診断・分娩介助 教育システム(正常編)	1	21,600 円	2,160 円	23,760 円
幼児訓練モデルりんごちゃん	1	32,800 円	3,280 円	36,080 円
乳児実習モデルマロンちゃん	1	26,934 円	2,693 円	29,627 円
合計	4	200,410 円	20,040 円	220,450 円

※その他、償却済什器備品全てを含む (詳細添付)

※国等の補助金を活用して購入した資産価値のある以下の備品については、事業の目的に資する為、無償譲渡とする

ベッド一式 698,527 円 (税込)

小児用ベッド 268,213 円 (税込)

CPS 実習ユニットII 104,133 円 (税込)

※譲渡実行日までに新たに国等の補助金を活用して購入した資産価値のある備品についても無償譲渡とする。

4. 電話加入権

品目	数量	金額	消費税	合計金額
電話加入権	1	379,288 円	37,928 円	417,216 円

財産合計 182,997,666 円

(別紙3) 譲渡対象契約目録

教材備品等リース (令和3年3月末時点)

物品	月額料金	残期間	終了年月	リース会社
複写機	18,360	40/60回 (21~60回)	令和6年7月	日立キャピタル NBL株式会社
カラー印刷機	70,200	18/60回 (43~60回)	令和4年8月	
情報処理室パソコン	56,484	42/60回 (19~60回)	令和6年9月	
LED照明器具	35,640	17/60回 (44~60回)	令和4年8月	三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス株式会社

(別紙4) 譲渡対象事業に関する従業員名簿 (令和2年9月8日時点)

職名	氏名	生年月日	職能	専門領域	専任教員養成講習会 受講の有無(受講年度)	教育経験年数	臨床経験年数	最終学歴	専門学歴	基礎学歴	採用年
1 副学校長	中戸 由美子	1954年08月07日	看護師		1989年	35年	7年	専修学校	専修学校	専修学校	2004年
2 教務主任	佐々木 浩子	1972年01月27日	看護師	老年看護学	2007年	13年	11年	短期大学	短期大学	短期大学	2005年
3 実習調整者	田辺 幸子	1971年12月23日	看護師	成人看護学	2011年	10年	6年	大学院 (修士課程)	大学院 (修士課程)	大学院 (修士課程)	2009年
4 専任教員	中家 かおり	1972年06月02日	看護師	基礎看護学	2003年	16年	6年	専修学校	専修学校	専修学校	2003年
5 専任教員	田中 裕子	1973年01月06日	看護師	在宅看護論	2014年	9年	12年	大学 (大学評価学位授 与機構) (看護学士)	大学 (大学評価学位授 与機構) (看護学士)	大学 (放送大学)	2011年
6 専任教員	松房 好美	1972年05月22日	看護師	成人看護学	2019年	4年	17年	専修学校	専修学校	専修学校	2015年
7 専任教員	平山 美佳	1966年06月20日	看護師	精神看護学	1999年	11年	12年	大学	専修学校	大学 (法政大学文学部)	2018年
8 専任教員	坂口 由美	1981年05月27日	看護師	成人看護学		1年	14年	専修学校	専修学校	専修学校	2019年
9 事務員	宮西 関子	1965年09月10日						短期大学			1990年
10 事務員	大峰 則子	1969年05月06日						専修学校			1991年
11 事務員	中芝 綾	1974年05月12日						高校			2003年

※令和3年1月1日 採用内定者

職名	氏名	生年月日	職能	専門領域	専任教員養成講習会 受講の有無(受講年度)	教育経験年数	臨床経験年数	最終学歴	専門学歴	基礎学歴	採用年
12 専任教員	松本 美都	1977年07月26日	看護師 助産師	母性看護学			13年	専修学校	専修学校	専修学校	2021年

(別紙5) 譲渡対価の根拠

I 財産の部

1. 借地権 (令和2年9月1日時点)

所在・地番	地目	地積	所有者	鑑定評価額
和歌山県和歌山市西庄 字岩ノ谷 1107 番 26	山林	3,400 m ²	和歌山市	24,400,000 円

2. 建物 (令和2年9月1日時点)

所在・構造	種類	床面積	所有者	鑑定評価額
和歌山県和歌山市西庄 字岩ノ谷 1107 番 26 鉄筋コンクリート造陸 屋根・鋼板葺 4 階建		1 階 1,124.49 m ²	公益社団 法人和歌 山県病院 協会	143,600,000 円 (税別)
		2 階 994.64 m ²		
		3 階 1,150.56 m ²		
		4 階 62.77 m ²		
延べ 3,332.46 m ²		157,960,000 円 (税込)		
附属建物	機械室	7.50 m ²		
鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建				

※鑑定評価額には建物の付属設備及び構築物を含む

3. 什器備品 (令和3年3月末時点)

品目	数量	金額	消費税	合計金額
耐火金庫	1	119,076 円	11,907 円	130,983 円
3次元CG周産期診断・分娩介助 教育システム(正常編)	1	21,600 円	2,160 円	23,760 円
幼児訓練モデルりんごちゃん	1	32,800 円	3,280 円	36,080 円
乳児実習モデルマロンちゃん	1	26,934 円	2,693 円	29,627 円
合計	4	200,410 円	20,040 円	220,450 円

※その他、償却済什器備品全てを含む(詳細添付)

※国等の補助金を活用して購入した資産価値のある以下の備品については、事業の目的に資する為、無償譲渡とする

ベッド一式 698,527 円(税込)

小児用ベッド 268,213 円(税込)

CPS実習ユニットII 104,133 円(税込)

※譲渡実行日までに新たに国等の補助金を活用して購入した資産価値のある備品についても無償譲渡とする。

4. 電話加入権

品目	数量	金額	消費税	合計金額
電話加入権	1	379,288 円	37,928 円	417,216 円

財産合計 182,997,666 円

II 負債の部

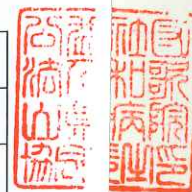
1. 負債事業

項目	概算金額	備考
令和3年度 事業赤字分	6,070,661 円	学生 124 名
収入見込額	(117,526,074)	
支出見込額 (事業費)	(△106,534,565)	
" (管理費)	(△17,062,170)	
令和4年度 事業赤字分	47,519,652 円	学生 82 名
収入見込額	(69,796,992)	
支出見込額 (事業費)	(△103,473,810)	
" (管理費)	(△13,842,834)	
令和5年度 事業赤字分	49,876,202 円	学生 40 名
収入見込額	(44,649,996)	
支出見込額 (事業費)	(△83,902,698)	
" (管理費)	(△10,623,500)	
令和6年度 事業赤字分	31,687,624 円	学生 5 名
収入見込額	(4,232,666)	
支出見込額 (事業費)	(△29,117,606)	
" (管理費)	(△6,802,684)	

負債合計 135,154,139 円

差 額 47,843,527 円

金 額 47,840,000 円
(千円以下切り捨て)



公正証書

和歌山市八番丁 11 番地

(日本生命和歌山八番丁ビル 3 階)

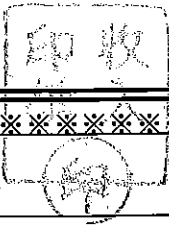
和歌山地方法務局所属

公証人 奥川 恵 司

電話 (073) 431-1535

(073) 422-3376

FAX (073) 428-0541



平成31年第031号

定期借地権設定契約公正証書

本職は後記当事者の囑託により次の法律行為に関し、
聴取した陳述の要旨を録取してこの証書を作成する。

本 旨

借地権設定者和歌山県（以下「甲」という。）と借
地権者学校法人平成医療学園（以下「乙」という。）
とは、平成31年1月29日、別紙物件目録に掲げる
県有財産（以下「本件土地」という。）について、以
下のとおり借地借家法（平成3年法律第90号。以下
「法」という。）第22条の規定に基づく定期借地権
（以下「本件借地権」という。）の設定契約（以下「
本契約」という。）を目的として、次の条項を内容と
する借地契約を締結する。

（借地権の設定等）

第1条 甲は、本件土地を本契約に規定する条件で乙
に賃貸し、乙はこれを賃借するものとし、本件借地
権を設定する。

2 本件借地権は賃借権とする。

3 本件借地権は、契約の更新（更新の請求及び土地

公 証 人 役 場



5	前2項の規定により賃料を改定するときは、甲乙協議により決定し、甲は改定通知書により改定額を乙に通知する。	
6	前項の通知があったときは、第1項の規定にかかわらず、甲の指定する日以降の本契約に規定する賃料は、当該通知額とする。	
7	前条に規定する賃貸借期間の中途において、乙の責めに帰することができない事由により本契約が解除された場合、賃料は、年365日の日割計算によるものとする。	
	(支払方法)	
第6条	乙は、甲が発行する納入通知書により、前条に規定する賃料を次に掲げるとおり納期限までに支払うものとする。なお、乙は、次に掲げる第一期に年額賃料を一括支払いすることができる。	
	(期間)	(合計金額) (納期限)
	第一期(4月～6月分)	金2,028,000円 5月1日
	第二期(7月～9月分)	金2,028,000円 8月1日
	第三期(10月～12月分)	金2,028,000円 11月1日
	第四期(1月～3月分)	金2,028,000円 2月1日

公 証 人 役 場



第9条	乙は、甲に対し、本契約締結までに、契約保証金として金40,560,000円（第5条に規定する賃料の5年分）を甲に支払う。ただし、賃料を増額又は減額したとき、その他甲において必要があると認めるときは、契約保証金を増額又は減額する。
	なお、和歌山県財務規則（昭和63年3月31日和歌山県規則第28号）第93条各号の規定に基づき甲から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。
2	前項に規定する契約保証金は、第29条に規定する損害賠償の全額又はその一部とすることはできない。
3	甲は、第1項に規定する契約保証金をもって賃料、延滞金のほか本契約から生ずる一切の損害に充当することができる。この場合、契約保証金を充当してもなお不足が生じたときは、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を支払わなければならない。
4	本契約が終了し、乙が第31条に規定する原状回復義務を履行の上、本件土地を明渡したときは、甲

公 証 人 役 場



は、乙に対し、乙が甲指定の書式による請求書を甲に提出した後速やかに、第1項に規定する契約保証金を返還するものとする。ただし、賃料、延滞金、その他本契約から生ずる乙の債務の未払額があるときは、甲は、その未払額を控除した残額を返還すれば足りるものとする。

また、本件土地を返還するまでは、乙の甲に対する契約保証金返還請求権は発生しないものとする。なお、乙は、契約保証金をもって賃料や延滞金等の支払いに充当することはできず、契約保証金を預託していることを理由として賃料や延滞金等の支払いを拒むことはできない。

5 第1項に規定する契約保証金には、利息を付さないものとする。

(瑕疵担保責任等)

第10条 甲は、別紙物件目録に掲げる本件土地については、現状有姿にて乙に引渡すこととし、乙はこれを受諾するものとする。

2 乙は、本件土地に地下埋設物が存在することを了承した上、本件土地を借り受けるものとする。

公 証 人 役 場



載した計画書並びに詳細な設計書及び図面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。	1
(権利譲渡等)	2
第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。	3
(1) 本件土地を転貸又は本件借地権を譲渡するとき。	4
(2) 本件借地権に担保の設定を行うとき。	5
(3) 建物等の賃借権、その他の使用収益を目的とする権利を設定又は譲渡するとき。	6
2 乙は、賃貸借期間内に第三者に本件借地権を移転させた場合には、その残存期間について、書面により承継させ、当該第三者に義務を履行させなければならない。	7
(原状回復義務の明示)	8
第14条 前条の場合において、第4条に規定する賃貸借期間の満了により、借地権が消滅したとき、又は、当該第三者が第31条に規定する原状回復義務を行うことを前条第2項の書面に明示しなければならない。	9
	10
	11
	12
	13
	14
	15
	16
	17
	18
	19
	20

公 証 人 役 場

(土壤汚染)

第24条 本契約において土壤汚染とは、前条で規定する管理有害物質が、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に規定する基準を超えて検出される状態をいう。

(契約解除)

第25条 甲は、国若しくは地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件土地を必要とする場合は、通知を行い本契約を解除することが出来るものとする。

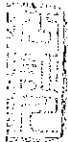
2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を行うことなく本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が賃料を第6条に規定する納期限から3箇月以内に支払わないとき。

(2) 乙が本契約（第6条を除く。）の条項に違反したとき。

3 甲は、前項に規定するもののほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を行うことなく本契約を直ちに解除することができるものとする。

公 証 人 役 場



相当する額	※1
(2) 第11条第1項の増改築に係る事前承認を得る義務又は第18条から第21条までに規定する義務に違反したときは、賃料の年額に相当する額	※2
(3) 第25条第2項又は第3項(第6号及び第7号を除く。)の規定により契約が解除されたときは、賃料の年額に相当する額	※3
2 前項各号に規定する違約金は、第29条に規定する損害賠償額又はその一部とすることができない。	※4
(賃料の清算)	※5
第28条 甲は、本契約が解除された場合は、未経過期間に係る賃料を返還する。ただし、その額が千円未満のときは、この限りではない。	※6
2 甲は、本契約の解除により、乙が前条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務がある場合は、前項の規定にかかわらず返還する未経過期間に係る賃料の全部又は一部と相殺することができるものとする。	※7
3 前2項の規定により返還する未経過期間に係る賃料には利息を付さないものとする。	※8
	※9
	※10
	※11
	※12
	※13
	※14
	※15
	※16
	※17
	※18
	※19
	※20

公 証 人 役 場

は、その賠償の責任を負わない。

3 賃貸借期間の満了又は契約解除等により本契約が終了し、乙が本件土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対し、賃貸借期間の満了日、又は契約解除の通知により指定した日の翌日から、甲へ返還するまでの日数に応じ、第5条に規定する賃料の1年分及びこれに対する県延滞金徴収条例第3条の規定により計算した延滞金（年365日の日割計算）を合計した額を損害金として支払うものとする。なお、第5条に規定する賃料の増減があったときは、義務違反当時の賃料によって清算を行うものとする。

4 乙は、本件土地の返還遅延により甲に特別の損害が生じた場合は、これを賠償しなければならない。

5 乙は甲に対し、第4条に規定する賃貸借期間の満了日の1年前までに、建物等の収去及び建物賃借人の明渡し等、本件土地の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

6 乙が第1項に規定する義務を期日から3箇月を超えて履行しない場合、甲は、自ら本件土地を原状回復することができるものとする。

公 証 人 役 場



7 甲は、前項の原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。	※1
8 前項に規定する費用は、第29条に規定する損害賠償の全額又はその一部とすることができない。	※2
9 乙は甲に対し、第1項に規定する別紙物件目録に掲げる本件土地の原状回復に際して、民法第608条に規定する費用償還、その他如何なる名目の費用(以下「費用償還等」という。)も請求できない。	※3
(有益費等請求権の放棄)	※4
第32条 乙は甲に対し、第4条に規定する賃貸借期間中において、本件土地又は建物等に投じた有益費、必要費及びその他の費用を発生させた場合において、民法第608条に規定する費用償還等も請求できない。	※5
(公正証書の作成費用)	※6
第33条 本契約の締結にかかる公正証書作成に要する費用一切は、乙が負担する。	※7
(契約に関する公租公課の負担)	※8
第34条 本契約の締結に要する公租公課は、乙が負担する。	※9
	※10
	※11
	※12
	※13
	※14
	※15
	※16
	※17
	※18
	※19
	※20

公 証 人 役 場

山地方裁判所とする。	※1
(強制執行認諾)	
第38条 甲乙は、本契約に定める金銭債務の履行を怠った場合は、直ちに強制執行に服する旨陳述した。	※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8 ※9 ※10 ※11 ※12 ※13 ※14 ※15 ※16 ※17 ※18 ※19 ※20
本 旨 外 要 件	
和歌山市小松原通一丁目1番地	
借地権設定者(甲) 和 歌 山 県	
知事 仁 坂 吉 伸	
和歌山県紀の川市荒見921	
地方公務員	
上記代理人 狹 間 裕 司	
昭和44年1月8日生	
上記代理人は運転免許証により人違いでないことを証明させた。	
大阪府大阪市北区豊崎七丁目7番17号	
借地権者(乙) 学校法人 平成医療学園	
理事長 岸 野 雅 方	
兵庫県神崎郡福崎町八千種3633	
法人職員	
上記代理人 中 塚 克 浩	

公 証 人 役 場



昭和48年6月12日生

上記代理人は運転免許証により人違いでないことを証明させた。

上記代理人の提出した委任状は認証がないから本人の印鑑証明書によりその真正を証明させた。

上記列席者に閲覧させたところ一同これを承認し各自次に署名押印する。

狭間裕司 (印)

中塚克浩 (印)

本証書は平成31年1月29日、本職役場において法定の方式に従い作成する。よって次に署名押印する。

和歌山市八番丁11番地

和歌山地方法務局所属

公証人 奥川恵司 (印)

この正本は、囑託人学校法人平成医療学園の請求により前同日、本職役場において原本につき作成した。

和歌山市八番丁11番地

和歌山地方法務局所属

公証人 奥川恵司 (印)

公証人役場

【資料11-3】

土地賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県病院協会（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は次の土地を乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

- （1） 所在 和歌山市西庄岩ノ谷
- （2） 番地 1107番26
- （3） 地目 山林（現状 宅地）
- （4） 面積 3,400㎡

（使用目的）

第2条 乙は、貸付地を看護師養成所の用に供するものとし、その用途以外には使用しないものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。

（賃貸料）

第4条 賃貸料は、年額1,095,000円とする。

2 乙は、前項の賃貸料を甲の指定する期日まで甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（延滞金）

第5条 乙は、前条第2項の指定期日までに賃貸料を完納しないときは、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、賃貸料に対して年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（保全義務等）

第6条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付地の維持保全をいなければならない。

2 貸付地の維持保全に要する経費は、乙の負担とする。

3 乙は、貸付地が損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、甲の承諾なくして貸付地を転貸し、又は貸付地の借地権を第三者に譲渡してはならない。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号にいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 乙が、この契約の定める条例に違反したとき。
- （2） 貸付地を国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(貸付地の返還)

第10条 乙は、契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付地を原状に復して返還しなければならない。

(有益費等の放棄)

第11条 乙は、貸付地を返還するときに、当該土地に投じた必要費又は当該土地に有益費が存していても、これを甲に請求できないものとする。

(合意管轄)

第12条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓



乙 和歌山市手平2丁目1番2号
公益社団法人 和歌山県病院協会
会長 上野雄二



時間割表

中之島校舎 前期時間割

曜日	学科	学年	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目			6限目		
			9:00~10:30			10:40~12:10			13:00~14:30			14:40~16:10			16:20~17:50			18:00~19:30		
			科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
月	理学	1	基礎ゼミナール	中田	中講義室	解剖学	上	基礎医学実習室	日本国憲法	徳野	メディア	評価学総論	小林	中講義室						
		2	健康と体力づくり	川端	メディア	義肢装具学	上西	中講義室	小児科学	柳川	中講義室									
		3	呼吸・循環理学療法学実習①	森木、小林	治療室	呼吸・循環理学療法学実習②	森木、小林	治療室	トレーナー実習	川端	レクリエーション室	運動器障害理学療法学実習①	浅枝、上西	機能訓練室	運動器障害理学療法学実習②	浅枝、上西	機能訓練室			
		4																		
	作業	1	情報処理演習 I	大西	404教室	基礎ゼミナール	中田	401教室	日本国憲法	徳野	メディア									
		2	健康と体力づくり	川端	メディア	小児科学	柳川	402教室												
		3	老年期障害作業療法学総論	中井	403教室	生活環境学演習	加賀谷	403教室	トレーナー実習	川端	レクリエーション室									
		4																		
	看護	1	解剖学 I	上	基礎医学実習室	数学	松尾	201教室	日本国憲法	徳野	メディア									
		2	健康と体力づくり	川端	メディア	体育実技 II	川端	運動場	病態生理・治療学 I (成人急性期)	春山	基礎医学実習室	病態生理・治療学 II (成人慢性期)	水越	基礎医学実習室						
		3																		
		4																		
火	理学	1	哲学	中田	201教室	化学	松尾	202教室	英語① 情報処理演習 I ②	中田 大西	201教室 404教室	英語② 情報処理演習 I ①	中田 大西	201教室 404教室						
		2	リハビリテーション医学	田島	中講義室	運動学実習	大西	機能訓練室	画像診断学	園村	中講義室									
		3	評価学各論	浅枝、大西	基礎医学実習室	臨床検査学	井原	中講義室	脊髄障害理学療法学実習①	浅枝、森木	治療室	脊髄障害理学療法学実習②	浅枝、森木	治療室	物理療法学	國吉	中講義室			
		4																		
	作業	1	哲学	中田	201教室	化学	松尾	202教室												
		2				リハビリテーション医学	田島	402教室	運動学実習	加賀谷	機能訓練室	画像診断学	園村	中講義室						
		3	発達障害作業療法学総論	奥田	403教室	老年期障害作業療法学実習	中井	作業療法実技室	臨床検査学	井原	403教室									
		4																		
	看護	1	哲学	廣田	201教室	化学	松尾	202教室												
		2																		
		3																		
		4																		

時間割表

中之島校舎 前期時間割

水	理学	1	東洋思想論	中田	201教室	体育実技①	川端	運動場	体育実技②	川端	運動場	解剖学演習 I	上	基礎医学 実習室					
		2	検査測定実習Ⅱ①	伊藤、大西	検査・評価 室	検査測定実習Ⅱ②	伊藤、大西	検査・評価 室	メディカルツーリズム論	清水	202教室								
		3	病理学演習	中村	基礎医学 実習室	薬膳食養概論	中村	403教室	精神医学	鶴飼	中講義室	高齢者理学療法実習	岡本	検査・評価 室					
		4																	
	作業	1	東洋思想論	中田	201教室	解剖学	上	基礎医学 実習室	生理学	上	基礎医学 実習室	英語	中田	401教室					
		2				身体障害作業療法学総論	福本	402教室	メディカルツーリズム論	清水	202教室								
		3	身体障害作業療法実習	福本	作業療法 実習室	薬膳食養概論	中村	403教室	発達障害作業療法実習	奥田	作業療法 実習室	精神医学	鶴飼	403教室					
		4																	
	看護	1	東洋思想論	廣田	201教室	統計学	松尾	中講義室	情報処理演習 I	山脇	メディア								
		2							メディカルツーリズム論	清水	202教室								
		3																	
		4																	
木	理学	1	統計学	松尾	404教室	社会福祉学	岡本	メディア	生理学	上	基礎医学 実習室	リハビリテーションの理念	上西	中講義室					
		2				整形外科学	木下	基礎医学 実習室	運動発達学	三上	中講義室								
		3	保健医療福祉概論	岡本	203教室	神経系障害理学療法学	岸本	中講義室	発達障害理学療法実習①	浅枝、岸本	治療室	発達障害理学療法実習②	浅枝、岸本	治療室					
		4																	
	作業	1	統計学	松尾	404教室	社会福祉学	岡本	メディア	評価学総論	福本	401教室	リハビリテーションの理念	上西	中講義室					
		2	整形外科学	木下	基礎医学 実習室	運動発達学	三上	402教室	神経内科学	岸岡	402教室	生理学演習Ⅱ	上	基礎医学 実習室					
		3	精神障害作業療法治療学実習	林	作業療法 実習室	病理学演習	中村	403教室	保健医療福祉概論	岡本	403教室								
		4																	
	看護	1	英語	鄭	中講義室	社会福祉学	岡本	メディア											
		2																	
		3																	
		4																	

時間割表

中之島校舎 前期時間割

金	理学	1	数学	松尾	404教室														
		2				生理学演習Ⅱ	中村	基礎医学 実習室	神経内科学	岸岡	基礎医学 実習室								
		3	スポーツトレーニング学	川端	メディア	薬理学	岸岡	大講義室	栄養学	中村	大講義室	バイオメカニクス	川端	中講義室					
		4																	
	作業	1	数学	松尾	404教室	体育実技Ⅰ	川端	運動場				解剖学演習Ⅰ	上	基礎医学 実習室					
		2				精神障害作業療法評価学	林	402教室											
		3	スポーツトレーニング学	川端	メディア	薬理学	岸岡	大講義室	栄養学	中村	大講義室	バイオメカニクス	川端	中講義室					
		4																	
	看護	1																	
		2																	
		3	スポーツトレーニング学	川端	メディア	公衆衛生学	笠松	中講義室	疫学	笠松	中講義室								
		4																	

時間割表

中之島校舎 後期時間割

曜日	学科	学年	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目			6限目		
			9:00~10:30			10:40~12:10			13:00~14:30			14:40~16:10			16:20~17:50			18:00~19:30		
			科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
月	理学	1	医学英語Ⅰ① 検査測定実習Ⅰ②	中田 大西、伊藤	201教室	医学英語Ⅰ② 検査測定実習Ⅰ①	中田 大西、伊藤	201教室 検査・評価室	解剖学演習Ⅱ	上	基礎医学 実習室	生理学演習Ⅰ	中村	基礎医学 実習室	理学療法概論	小林	中講義室			
		2	心理学	宮地	203教室	内科学① 理学療法研究の基礎②	岡田 森木	202教室 203教室	内科学② 理学療法研究の基礎①	岡田 森木	202教室 203教室	発達障害理学療法	岸本	中講義室						
		3	チーム医療論	小林	中講義室	病態運動学演習① 日常生活動作学実習②	上西 岡本	機能訓練室 日常動作室	医療情報学演習	伊藤	404教室	病態運動学演習② 日常生活動作学実習①	上西 岡本	機能訓練室 日常動作室						
		4	老年医学	中田	204教室	応用運動器障害理学療法学演習	上西 浅枝	機能訓練室												
	作業	1	運動学	加賀谷	401教室	解剖学演習Ⅱ	上	基礎医学 実習室	リスクマネージメント論	福本	401教室	情報処理演習Ⅱ	大西	404教室	日常生活活動学	福本	日常動作室			
		2	心理学	宮地	203教室	生体活動計測・分析法演習	福本	402教室	内科学	岡田	402教室	発達障害作業療法評価学	奥田	402教室						
		3	チーム医療論	小林	中講義室	高次脳機能障害作業療法評価学	山中	403教室	医療情報学演習	伊藤	404教室	応用身体障害作業療法治療学演習	山中	403教室						
		4	老年医学	中田	204教室															
	看護	1																		
		2	病態生理・治療学Ⅲ（老年）	水越	基礎医学実習室	病態生理・治療学Ⅵ（精神）	篠崎	中講義室	病態生理・治療学Ⅶ（リハビリテーション）	田島	中講義室									
		3																		
		4																		
火	理学	1	物理学	松尾	中講義室	体育実技Ⅱ	川端	運動場	情報処理演習Ⅱ①	大西	404教室	情報処理演習Ⅱ②	大西	404教室						
		2	健康トレーニング演習	川端	運動場	神経内科学演習	岸岡	検査・評価室	生理学演習Ⅲ① 義肢装具学実習②	中村 上西、森木	基礎医学 実習室 義肢装具室	生理学演習Ⅲ② 義肢装具学実習①	中村 上西、森木	基礎医学 実習室 義肢装具室						
		3	管理運営学	岸本	201教室	理学療法管理学	大西	検査・評価室	レクリエーション演習	伊藤	レクリエーション室									
		4	医療経営学	澤山	401教室										理学療法研究法演習Ⅱ	複数教員	教員の指示による			
	作業	1	生理学演習Ⅰ	中村	基礎医学実習室	医学英語Ⅰ	中田	401教室	体育実技Ⅱ	川端	運動場	物理学	松尾	401教室						
		2	健康トレーニング演習	川端	運動場	生理学演習Ⅲ	中村	基礎医学実習室	神経内科学演習	岸岡	402教室	作業療法研究の基礎	中井	402教室						
		3	管理運営学	加賀谷	403教室	応用評価学演習	加賀谷	403教室	応用精神障害作業療法治療学演習	林	403教室	地域とくらしの健康	加賀谷	403教室						
		4	医療経営学	澤山	401教室										作業療法研究法演習Ⅱ	複数教員	教員の指示による			
	看護	1	情報処理演習Ⅱ	山脇	メディア	物理学	花本	201教室	コミュニケーション演習	廣田	中講義室	生化学	松尾	中講義室	解剖学Ⅱ	上	基礎医学実習室			
		2	健康トレーニング演習	川端	運動場	病態生理・治療学Ⅴ（母性）	長尾	中講義室	看護物理学	關戸	201教室									
		3																		
		4	医療経営学	長尾	メディア															

時間割表

中之島校舎 後期時間割

水	理学	1	社会と法	徳野	メディア	英会話	澤山	201教室	コミュニケーション演習	中田	レクリエーション室	人間発達学	上條	検査・評価室	わかやま未来学	信時	メディア		
		2	医学英語Ⅱ	澤山	404教室	生体活動計測・分析法演習①	大西	404教室	生体活動計測・分析法演習②	大西	404教室	運動器障害理学療法学	上西	治療室					
		3	救急措置法演習①	上野	中講義室	救急措置法演習②	上野	中講義室	地域理学療法学演習	岡本	201教室				理学療法研究法演習Ⅰ	複数教員	教員の指示による		
		4	予防医学	岸岡	基礎医学実習室	臨床理学療法学演習Ⅰ	國吉	機能訓練室	臨床理学療法学演習Ⅱ	國吉	機能訓練室								
	作業	1	社会と法	徳野	メディア	英会話	澤山	201教室	人間発達学	上條	401教室	解剖学演習Ⅲ	上	基礎医学実習室	わかやま未来学	信時	メディア		
		2	医学英語Ⅱ	澤山	404教室	作業療法管理学	福本	402教室	義肢装具学	中井	402教室								
		3	発達障害作業療法治療学各論	奥田	403教室	老年期障害作業療法治療学各論	中井	403教室	救急措置法演習	上野	403教室	応用老年期障害作業療法治療学演習	中井	403教室	作業療法研究法演習Ⅰ	複数教員	教員の指示による		
		4				予防医学	岸岡	204教室											
	看護	1	社会と法	徳野	メディア	英会話	鄭	メディア	薬理学	岸岡	基礎医学実習室	体育実技Ⅰ	川端	運動場	わかやま未来学	信時	メディア		
		2	医学英語Ⅱ	鄭	メディア	病態生理・治療学Ⅳ（小児）	上田	基礎医学実習室	心理学	宮地	メディア								
		3																	
		4																	
木	理学	1	リスクマネジメント論	大西	中講義室	生物学	松尾	201教室	文化人類学	森本	メディア	運動学	大西	中講義室					
		2	解剖生理学実習①	上	基礎医学実習室	解剖生理学実習②	上	基礎医学実習室	病理学	中村	基礎医学実習室	呼吸・循環障害理学療法学Ⅰ	小林	機能訓練室					
		3				健康スポーツ科学演習	川端	203教室	神経筋疾患理学療法学	岡本	中講義室	生活環境学演習	國吉	日常動作室	呼吸・循環理学療法学実Ⅱ	上西	中講義室		
		4				応用神経系障害理学療法学演習	森木、國吉	204教室	応用呼吸・循環障害理学療法学演習	小林	204教室								
	作業	1	コミュニケーション演習	中田	401教室	生物学	松尾	201教室	文化人類学	森本	メディア	作業療法概論	福本	401教室					
		2				病理学	中村	402教室	精神障害作業療法学総論	林	402教室								
		3	精神障害作業療法治療学各論	林	403教室	健康スポーツ科学演習	川端	203教室	身体障害作業療法治療学各論	山中	403教室	地域作業療法学演習	中井	403教室					
		4	臨床作業療法学演習Ⅰ	山中	404教室	臨床作業療法学演習Ⅱ	山中	404教室											
	看護	1	生物学	松尾	201教室	医学英語Ⅰ	鄭	中講義室	文化人類学	森本	メディア	医療情報学	關戸啓人	201教室	生理学	中村	基礎医学実習室		
		2																	
		3																	
		4																	

時間割表

中之島校舎 後期時間割

金	理学	1	日本の文化	北川	メディア	伝統医療論	小原	201教室	解剖学演習Ⅲ①	上	基礎医学 実習室	解剖学演習Ⅲ②	上	基礎医学 実習室	運動療法学概論	國吉	中講義室				
		2	公衆衛生学	笠松	中講義室	整形外科学演習	木下	基礎医学実 習室	脊髄障害理学療法学	森木	大講義室										
		3	呼吸・純化障害理学療法学Ⅱ	上西	機能訓練室	代謝疾患理学療法学	伊藤	中講義室	応用評価学演習① 神経系障害理学療法学実習②	伊藤、浅枝 國吉、岸本	検査・評価 室 機能訓練室	応用評価学演習② 神経系障害理学療法学実習①	伊藤、浅枝 國吉、岸本	検査・評価 室 機能訓練室							
		4				応用発達障害理学療法学演習	岸本、國吉	204教室													
	作業	1	日本の文化	北川	メディア	伝統医療論	小原	201教室	身体障害作業療法評価学	福本	401教室										
		2	解剖生理学実習	上	基礎医学 実習室	公衆衛生学	笠松	大講義室	整形外科学演習	木下	402教室										
		3	レクリエーション演習	奥田	レクリエー ション室	応用発達障害作業療法学演習	奥田	403教室													
		4																			
	看護	1	日本の文化	北川	メディア	伝統医療論	小原	201教室	関係法規	徳野	中講義室	病理学	中村	中講義室	微生物学	雑賀	基礎医学 実習室				
		2																			
		3																			
		4																			

時間割表

西庄校舎 前期時間割

曜日	学科	学年	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目			6限目		
			9:00~10:30			10:40~12:10			13:00~14:30			14:40~16:10			16:20~17:50			18:00~19:30		
			科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
月	看護	1																		
		2																		
		3	成人看護学各論ⅠB(急性期:救急看護・クリティカルケア)	堤・温井	看護学実習室(成人)	リハビリテーション看護学	堤・高田	看護学実習室(成人)	精神看護学各論Ⅱ	山本・横谷	看護学実習室(基礎)									
		4				看護研究Ⅰ	山本・藤本・池西	教室D	看護管理学	關戸	教室D									
火	看護	1																		
		2							基礎看護技術学Ⅲ	關戸・那須・大内	看護学実習室(基礎)	基礎看護技術学Ⅲ	關戸・那須・大内	看護学実習室(基礎)						
		3	高齢者看護学各論Ⅱ	高田・市後・川村・吉村	看護学実習室(成人)	母性看護学各論Ⅱ	貞岡・北出・木野	看護学実習室(母性)	カウンセリング論	赤星	教室B									
		4																		
水	看護	1																		
		2																		
		3																		
		4																		
木	看護	1																		
		2	小児看護学概論	下村	教室B	ヘルスアセスメント	關戸	看護学実習室(基礎)	精神看護学概論	山本	教室B	社会保障制度	岡本・赤星・吉村	教室B						
		3	看護理論と実践	山本・木野・關戸	教室C	地域・在宅看護学各論Ⅱ	池西・鷺野	在宅看護学実習室	小児看護学各論Ⅱ	下村・羽畑	看護学実習室(成人)	チーム医療論	關戸	教室C						
		4																		
金	看護	1	基礎ゼミナール	關戸・堤・高田・那須・大内	教室A	基礎看護技術学Ⅰ	關戸・那須・大内	看護学実習室(基礎)	基礎看護技術学Ⅰ	關戸・那須・大内	看護学実習室(基礎)	看護学概論	關戸	教室A	人間関係論	赤星	教室A			
		2	母性看護学概論	貞岡	教室C	高齢者看護学概論	藤本・高田	教室B	地域・在宅看護学概論	池西	教室B	成人看護学概論	堤	教室B						
		3																		
		4																		

時間割表

西庄校舎 後期時間割

曜日	学科	学年	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目			6限目		
			9:00~10:30			10:40~12:10			13:00~14:30			14:40~16:10			16:20~17:50			18:00~19:30		
			科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室	科目名	担当者	教室
月	看護	1	看護倫理学	貞岡	教室A	臨床栄養学	関戸	教室A	基礎看護技術学Ⅱ	那須・関戸・大内	看護学実習室(基礎)	基礎看護技術学Ⅱ	那須・関戸・大内	看護学実習室(基礎)						
		2																		
		3																		
		4	緩和ケア	堤・温井	教室D															
火	看護	1																		
		2																		
		3																		
		4	災害看護論	西上・北出	教室D	看護研究Ⅱ	関戸・他19名	教員の指示による												
水	看護	1																		
		2																		
		3																		
		4							看護の統合Ⅰ(演習)	関戸・他全員	教員の指示による	看護の統合Ⅱ(演習)	赤星・他全員	教員の指示による						
木	看護	1																		
		2	基礎看護技術学Ⅳ	那須・関戸・大内	看護学実習室(基礎)	看護過程論	那須・関戸・大内	看護学実習室(基礎)	成人看護学各論ⅠA(急性期・周手術期)	堤・温井	看護学実習室(成人)	成人看護学各論Ⅱ(慢性期)	堤	看護学実習室(成人)	地域・在宅看護学各論Ⅰ	池西・鷺野	在宅看護実習室			
		3																		
		4				地域精神保健学	山本・横谷	教室D												
金	看護	1																		
		2	高齢者看護学各論Ⅰ	藤本・市後・川村・吉村	看護学実習室(成人)	小児看護学各論Ⅰ	下村・羽畑	看護学実習室(成人)	母性看護学各論Ⅰ	貞岡・北出・木野	看護学実習室(母性)	精神看護学各論Ⅰ	山本・横谷	看護学実習室(基礎)	感染看護学	貞岡	教室D			
		3																		
		4	国際看護論	下村	教室D	看護教育学	関戸・那須	教室D												

宝塚医療大学 和歌山保健医療学部看護学科 学術雑誌一覧

番号	雑誌名	発行所	発行頻度	備考
1	看護教育	医学書院	月刊	増大有(1冊)
2	NR 看護研究	医学書院	隔月刊(偶数月)	増刊号有(1冊)
3	精神看護 Psychiatric Mental Health Nursing	医学書院	隔月刊(奇数月)	
4	病院	医学書院	月刊	
5	訪問看護と介護	医学書院	月刊	
6	月刊 社会福祉	エヌ・シー・エル	月刊	増刊目次集有(1冊) クリップ・ライブラリー
7	NURSING 月刊ナーシング	学研メディカル秀潤社	月刊	増刊号有(2冊)
8	Nursing Canvas ナーシング・キャンパス	学研メディカル秀潤社	月刊	
9	看護実践の科学	看護の科学社	月刊	臨時増刊号有(1冊)
10	総合看護	現代社	季刊(2, 5, 8, 11月)	
11	厚生の指標	厚生統計協会	月刊	増刊有(4冊)
12	Expert Nurse エキスパートナース	照林社	月刊	臨時増刊号有(3冊)
13	プチナース	照林社	月刊	臨時増刊号有(2冊)
14	緩和ケア	青海社	隔月刊(奇数月)	増刊号有(1冊)
15	看護人材育成	日総研出版	隔月刊(偶数月)	特別編集号有(1冊)
16	臨床 老年看護	日総研出版	隔月刊(奇数月)	特別編集号有(1冊)
17	厚生労働	日本医療企画	月刊	
18	看護	日本看護協会出版会	月刊	臨時増刊号有(3冊) 日本看護協会機関誌
19	こころの科学	日本評論社	隔月刊(奇数月)	
20	月刊 切抜き速報 医療と安全管理 総集版	ニホン・ミック	月刊	
21	小児看護	へるす出版	月刊	臨時増刊号有(1冊)
22	看護技術	メヂカルフレンド社	月刊	臨時増刊号有(2冊)
23	看護展望	メヂカルフレンド社	月刊	臨時増刊号有(1冊)
24	クリニカルスタディ	メヂカルフレンド社	月刊	臨時増刊号有(2冊)
25	整形外科看護 The Japanese Journal of Orthopaedic Nursing	メディカ出版	月刊	増刊有(2冊)
26	みんなの呼吸器 Respica	メディカ出版	月刊	増刊有(2冊)
27	消化器ナーシング	メディカ出版	月刊	増刊有(2冊)
28	HEART nursing ハート ナーシング	メディカ出版	月刊	増刊有(2冊)
29	BRAIN NURSING ブレイン ナーシング	メディカ出版	月刊	増刊有(2冊)
30	リハビリナース REHABILITATION NURSE	メディカ出版	隔月刊(奇数月)	増刊有(1冊)
31	エンド・オブ・ライフケア	日総研出版	隔月刊(奇数月)	
32	精神科看護	精神看護出版	月刊	
33	看護管理	医学書院	月刊	
34	※長寿科学振興財団機関誌 Aging & Health	長寿科学振興財団機関誌	季刊(春・夏・秋・冬)	不定期購入・献本
35	Advances in Nursing Science	Aspen Publishers, Inc.	季刊(年4回)	洋雑誌
36	American Journal of Nursing	Lippincott Williams & Wilkins	月刊	洋雑誌

【資料13-1】

宝塚医療大学学長企画調整会議規程

(設置)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）の円滑な運営を図るために、学長の下に宝塚医療大学学長企画調整会議（以下「学長会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 学長会議は、次の事項を審議し、学長が決定する。なお、学長は、その決定について、理事長の承認を得るものとする。

- (1) 本学の将来計画に関すること。
- (2) 本学の重要事項に関すること。
- (3) 組織の間の連絡調整に関すること。
- (4) その他学長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 学長会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 統括長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 前項第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 議長は学長とし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者が代行する。

2 議長は、学長会議を主宰する。

(議事)

第5条 学長会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 学長会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 学長会議が必要と認めたときは、学長会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 学長会議に関する事務は、学長企画室学長企画課において処理する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃については、学長会議の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月17日から施行する。
- 2 宝塚医療大学将来計画委員会規程（平成23年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行し、平成28年7月12日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行し、平成28年9月7日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

宝塚医療大学常置委員会状況

宝塚医療大学 常置委員会状況（令和3年3月現在）

名称	主な構成員	協議事項
自己点検・評価委員会	学長が指名した副学長 学部長 各学科長 各学科から選出された教員各1人 事務局長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の基本方針及び実施項目の作成に関すること。 自己点検・評価の実施に関すること。 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。 自己点検・評価の結果の活用に関すること。 第三者評価への対応に関すること。 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める自己点検・評価等に関すること。
FSD推進委員会	学長が指名した副学長 学部長 各学科から選出された教員各1人 事務局長 学長企画室学長企画課長 総務課長 学務課長 その他、委員会が必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動改善のための企画及び立案に関すること。 FD・SDに係る基本方針の策定、実施及び評価に関すること。 FD・SDに係る情報の収集と提供に関すること。 FD・SD研修プログラムの開発及び実施に関すること。 その他、FD・SDに関すること。
研究推進委員会	学長が指名した副学長 各学科から選出された教員各1人 総務課長 その他学長が指名した者	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究、共同研究の企画立案及び推進に関すること。 プロジェクト研究の企画立案及び推進に関すること。 本学の知的財産の取得、管理及び運用等に関すること。 研究紀要の編集、発行等に関すること。 その他研究環境等の整備推進に関すること。
広報委員会	学部長 各学科から選出された教員各1人 総務課長 入試課長 学長企画室地域連携推進課長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> 本学の広報活動に関すること。 高等学校生徒を対象とした大学の授業公開に関すること。 地域社会等との連携及び交流の推進に関すること。 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める広報活動等に関すること。

<p>附属図書館運営委員会</p>	<p>館長 各学科から選出された2名ずつの教員 事務系職員1名 その他学長が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・附属図書館の管理、運営に関する重要事項を審議する。
<p>教務委員会</p>	<p>学部長 各学科長 各学科から選出された教員各1人 学部共通教育授業科目担当教員2人 教職科目担当教員2人 学務課長 その他学長が必要と認める者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の教務に関すること。 ・学科間における教育の連携に関すること。 ・学科間における教育課程の調整に関すること。 ・他機関との連携教育に関すること。 ・教育の改善及び調査・研究に関すること。 ・その他教務に関すること。 ・本学の教職課程の責任ある運営や教職指導を全学的に行う体制の構築に関すること。 ・本学の教育実習の目的、目標に基づく教育実習の内容、実施方法等について審議、調整し、実施すること。 ・本学の円滑かつ効果的な教職実践演習の実施に関する事項を審議し、実施すること。 ・本学外の関係機関との連絡調整等を行い、円滑かつ効果的な教育実習を進め、教育実習の水準を確保すること。 ・本学との協定に基づき協定先大学が設置する通信教育課程（以下、通信教育課程という。）を利用した教職免許の取得に関する事項を審議し、実施すること。 ・通信教育課程を受講する学生の選考及び指導に関すること。 ・通信教育課程を受講する学生を対象とした介護等体験について、本学外の関係機関との連絡調整等を行い、円滑かつ効果的な介護等体験を進め、介護等体験の水準を確保すること。 ・前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める教職課程の運営等に関すること。
<p>学生委員会</p>	<p>学部長 各学科長 各学科から選出された教員各1人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の団体及び課外活動に関すること。 ・学生に対する広報活動に関すること。 ・学生の表彰及び懲戒の調整に関すること。 ・学生の福利厚生に関すること。

	学務課長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動場及び体育館等の運動施設の運用計画その他管理・運営に関すること。 ・ その他学生生活上の指導に関すること。
入学試験委員会	学長が指名した副学長 学部長 学科長 統括長 事務局長 入試課長 その他学長が指名した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学試験及び学生募集の基本方針に関すること。 ・ 入学試験制度に関すること。 ・ 個別学力検査等の実施計画に関すること。 ・ 大学入学共通テストの実施に関すること。 ・ 学生募集要項等の作成に関すること。 ・ 個別学力検査等の問題作成及び管理に関すること。 ・ 試験場の設定、監督その他個別学力検査等の実施に関すること。 ・ 個別学力検査等の採点及び合格者判定資料の作成に関すること。 ・ 入学試験の可否に関すること。
アドミッションオフィス 運営委員会	入学試験委員会と同じ者	<ul style="list-style-type: none"> ・ A〇入試の企画、立案に関すること。 ・ A〇入試受験者の選考に関すること。 ・ A〇入試選考に関する各学科との調整に関すること。 ・ その他学長が必要と認める事項。
キャリア開発センター 運営委員会	キャリア開発センター長 学部長 各学科から選出された教員各 1名 学務課長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生等のキャリア開発に関すること。 ・ 本学在学生の学修支援に関すること。 ・ 入学前教育及び卒業後教育に関すること。 ・ 学生等の就職活動の支援に関すること。 ・ リカレント教育に関すること。 ・ その他キャリア開発等に関すること。
国家試験対策委員会	副学長 学部長 各学科長 その他学長が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験対策計画の策定に関すること。 ・ 各学科の国家試験対策計画の進捗について審議し、対策すること。 ・ 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める国家試験対策に関すること。
危機管理委員会	学長 副学長 学部長 各学科長 事務局長 その他委員会が特に必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される危機の検討に関すること。 ・ 想定される危機に関する情報（学内外の動向等の情報を含む。）の収集及び分析に関すること。 ・ 想定される危機の評価及び優先順位付けに関すること。 ・ 想定される危機への対応策の検討、立案及び実施に関すること。 ・ 危機管理マニュアルの作成、見直し及び周知に関する

		<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。 ・職員及び学生等への教育及び訓練の実施に関すること。 ・危機対策本部の組織体制及び活動内容の決定に関すること。 ・緊急時の情報伝達体制の整備に関すること。 ・危機対策本部の設置場所、備品及び通信機器の準備に関すること。
コンプライアンス委員会	<p>推進責任者 学部長 各学科長 事務局長 最高責任者が必要と認めた者 若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行う。 ・必要に応じて適切な措置（内部監査の実施を含む。）を行う。
ハラスメント防止対策委員会	<p>学長が指名した副学長 学長が指名した教員3人 健康管理室長 ハラスメント問題に知識と理解のある教員若干人 総務課長 学務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。 ・ハラスメントに関する相談体制に関すること。 ・ハラスメント防止のための環境改善に関すること。 ・その他ハラスメントの防止等に関すること。
研究倫理委員会	<p>学長が指名した副学長 健康管理室長 各学科から選出された教員各1人 学外の学識経験者のうちから学長が委嘱した者1人 その他学長が必要と認めた者 若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究実施計画の科学的正当性及び倫理的妥当性の審査に関すること。 ・その他研究上の倫理に関すること。
安全衛生委員会	<p>総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 ・教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 ・労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。 ・安全衛生に関する規程の作成に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・前各号に掲げるもののほか安全衛生に関する重要事項
遺伝子組換え実験安全委員会	<p>遺伝子組換え実験研究者である教員若干人</p> <p>各学科から選出された教員各1人</p> <p>人文・社会科学系研究分野の教員1人</p> <p>遺伝子組換え実験安全主任者</p> <p>事務局長</p> <p>その他学長が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実験に関する学内規則等の制定及び改廃に関する事項 ・実験計画の関係法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関する事項 ・実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項 ・事故発生の際の必要な措置及び改善策に関する事項 ・その他実験の安全確保に関する必要な事項
動物実験委員会	<p>動物実験等に関して優れた識見を有する教員1人</p> <p>実験動物に関して優れた識見を有する教員若干人</p> <p>その他学識経験を有する者で学長が必要と認めた者若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験計画の指針等及び本規則への適合性に関すること。 ・動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。 ・施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。 ・動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。 ・動物実験等に関わる自己点検・評価に関すること。 ・本規則の改廃に関すること。 ・その他動物実験等の適正な実施のため必要な事項。
附属治療院運営委員会	<p>院長</p> <p>学長が指名する副学長</p> <p>柔道整復学科及び鍼灸学科から選出された教員各2人</p> <p>事務局長</p> <p>その他学長が必要と認めた者若干人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚医療大学附属治療院の管理運営に関する事項
健康管理室運営委員会	<p>健康管理室長</p> <p>各学科長</p> <p>総務課長</p> <p>学務課長</p> <p>その他学長必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期及び臨時の健康診断 ・健康相談及び救急措置 ・健康診断の事後措置その他、健康の保持増進に関する必要な指導 ・学内の環境衛生及び伝染病予防に関する指導援助 ・学内における保健計画の立案に関する指導援助 ・保健管理充実向上のための調査研究 ・健康管理室の具体的運営に関する事項 ・その他保健管理に関し必要な業務

<p>アスレチックトレーナーズ委員会</p>	<p>各学科長 学長が指名する専任教員各学科から2名 学務課長 総務課長 入試課長 その他学長が必要と認める者若干名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動に関する事項 ・研究活動に関する事項 ・広報活動に関する事項 ・その他学長が定める事項
<p>I R推進委員会</p>	<p>大学担当理事（統括長） 副学長 学部長 各学科長 事務局長 学長企画室学長企画課長 総務課長 学務課長 その他、委員会が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学修データの収集及び分析に関すること。 ・学生の退学、休学等に係るデータの収集及び分析に関すること。 ・文部科学省等の大学施策に係る情報の収集及び提供に関すること。 ・その他教学に係るデータの分析、活用及び提供に関すること。
<p>紀要委員会</p>	<p>各学科の推薦に基づき学長が指名した教授、准教授又は講師各1人 総務課長 その他学長が指名した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・紀要の編集内容及び編集方針に関すること。 ・紀要の原稿募集に関すること。 ・紀要の編集に関すること。 ・投稿論文の査読者の選定に関すること。 ・紀要の刊行に関すること。 ・その他紀要の編集と刊行に必要な事項に関すること。
<p>国際交流委員会</p>	<p>学長が指名した副学長 学部長 各学科長 各学科から選出された教員各一人 事務局長 総務課長 学務課長 入試課長 その他、委員会が必要と認めた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術及び教育の国際交流に関すること。 ・学術及び教育の国際交流協定に関すること。 ・外国人留学生の受け入れに関すること。 ・外国人留学生の生活支援に関すること。 ・外国人留学生の授業料減免に関すること。 ・学生の海外留学及び海外研修に関すること。 ・その他国際交流に関すること。

【資料16】

FSD研修会 実施状況
(平成30年度～令和2年度)

	日時	場所	講師	演題	参加者
1	平成30年4月25日	宝塚キャンパス206教室	小原統括長、各学科長	教職員全体集会(事業内容の反省・点検・評価について)	64
2	平成30年7月5日	宝塚キャンパス 2階中講義室	入試課長 白石 司	平成31年度入試変更点及び高校訪問の手法等について	33
3	平成30年8月26日	ホテル阪急インターナショナル	①株式会社エックス都市研究所 理事信時 正人 ②各学校、施設代表者	①まちづくりの要諦 ②平成医療学園グループ合同研修会	87 (内大学関係者24人)
4	平成30年12月26日	宝塚キャンパス情報処理室	㈱リクルートキャリア	適性検査(SPI)の活用方法について	53
5	平成31年2月12日	宝塚キャンパス中講義室	中田正浩教授	担任業務研修会	32
6	令和元年7月21日	和歌山キャンパス 中講義室	中塚学長企画室長	教職課程について 星槎大学通信教職課程の内容と進行について	21
7	令和2年3月24日	ホテル阪急インターナショナル	岸野理事長	平成医療学園のあゆみとこれからの大学教育について	57
8	令和2年12月23日	宝塚キャンパス事務局	事務局各課長	学生満足度の向上に向けて	25